

平成24年 第4回定例会

摂津市議会会議録

平成24年12月 6日 開会
平成24年12月21日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

平成 2 4 年第 4 回定例会

○ 1 2 月 6 日（第 1 日）

出席議員、地方自治法第 1 2 1 条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1－ 2
開会の宣告	1－ 3
市長あいさつ	
開議の宣告	1－ 3
会議録署名議員の指名	1－ 3
日程 1 会期の決定	1－ 3
日程 2 議案第 6 0 号	1－ 3
提案理由の説明（市長）	
採決	
日程 3 認定第 1 号～認定第 8 号	1－ 4
委員長報告（総務・建設・文教・民生常任委員長、議会運営委員長、 駅前等再開発特別委員長）	
討論（弘豊議員、森西正議員）	
採決	
日程 4 議案第 5 4 号～議案第 5 9 号、議案第 6 1 号～議案第 6 6 号	1－13
提案理由の説明（総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道部長、 生活環境部長、消防長）	
委員会付託	
日程 5 報告第 1 0 号	1－21
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
休会の決定	1－22
散会の宣告	1－22

○ 1 2 月 2 0 日（第 2 日）

出席議員、地方自治法第 1 2 1 条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	2－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2－ 2
開議の宣告	2－ 3
会議録署名議員の指名	2－ 3
日程 1 一般質問	
野原修議員	2－ 3

嶋野浩一朗議員	2-13
上村高義議員	2-27
村上英明議員	2-36
三好義治議員	2-45
山崎雅数議員	2-57
延会の宣告	2-67

○12月21日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	3-2
開議の宣告	3-3
会議録署名議員の指名	3-3
日程1 一般質問	
藤浦雅彦議員	3-3
弘豊議員	3-13
山本靖一議員	3-23
森西正議員	3-33
日程2 議案第54号～議案第59号、議案第61号～議案第66号	3-42
委員長報告（総務・建設・文教・民生常任委員長）	
採決	
日程3 議会議案第12号、議会議案第13号	3-43
採決	
閉会の宣告	3-43

☆添付資料

審議日程	資料-1
議案付託表	資料-2
一般質問要旨	資料-3
議決結果一覧	資料-6

摂津市議会会議録

平成24年12月6日

(第1日)

平成24年第4回摂津市議会定例会会議録

平成24年12月6日（木曜日）
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（22名）

1 番	村 上 英 明	2 番	本 保 加津枝
3 番	大 澤 千恵子	4 番	野 原 修
5 番	川 端 福 江	6 番	藤 浦 雅 彦
7 番	南 野 直 司	8 番	渡 辺 慎 吾
9 番	三 宅 秀 明	10 番	上 村 高 義
11 番	森 内 一 蔵	12 番	山 本 靖 一
13 番	弘 豊	14 番	山 崎 雅 数
15 番	木 村 勝 彦	16 番	森 西 正
17 番	嶋 野 浩一朗	18 番	柴 田 繁 勝
19 番	三 好 義 治	20 番	原 田 平
21 番	安 藤 薫	22 番	野 口 博

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	和 島 剛	市長公室長兼 会計管理者	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生活環境部長	杉 本 正 彦
保健福祉部長	福 永 富 美 子	都市整備部長	吉 田 和 生
土木下水道部長	藤 井 義 己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬 場 博
教育委員会 教育総務部長	登 阪 弘	教育委員会 生涯学習部長	宮 部 善 隆
水 道 部 長	宮 川 茂 行	消 防 長	北 居 一

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
事務局総括参与	野 杵 雄 三		

1 議 事 日 程

- 1, 会期決定の件
- 2, 議 案 第 60号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 3, 認 定 第 1号 平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件
 - 認 定 第 3号 平成23年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
 - 認 定 第 7号 平成23年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
 - 認 定 第 8号 平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
 - 認 定 第 2号 平成23年度摂津市水道事業会計決算認定の件
 - 認 定 第 4号 平成23年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
 - 認 定 第 5号 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 - 認 定 第 6号 平成23年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
- 4, 議 案 第 54号 平成24年度摂津市一般会計補正予算（第4号）
 - 議 案 第 55号 平成24年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）
 - 議 案 第 56号 平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 議 案 第 57号 平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議 案 第 58号 平成24年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 議 案 第 59号 平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 議 案 第 61号 淀川右岸水防事務組合理約の一部を変更する規約制定の件
 - 議 案 第 62号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
 - 議 案 第 63号 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
 - 議 案 第 64号 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 - 議 案 第 65号 摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件
 - 議 案 第 66号 摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 5, 報 告 第 10号 平成24年度摂津市一般会計補正予算（第3号）専決処分報告の件

1 本日の会議に付した事件 日程1から日程5まで

(午前 10 時 開会)

○木村勝彦議長 ただいまから平成 24 年第 4 回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長のあいさつを受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日は、平成 24 年度の第 4 回定例市議会を招集させていただきましたところ、師走何かとお忙しいところ、ご参集賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、平成 24 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）専決処分報告の件、予算案件といたしまして、平成 24 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号）ほか 5 件、条例案件といたしまして、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件ほか 4 件、人事案件といたしまして、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件、その他の案件といたしまして、淀川右岸水防事務組合理約の一部を変更する規約制定の件、合計 14 件のご審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たり、ごあいさつといたします。

○木村勝彦議長 あいさつが終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、柴田議員及び三好議員を指名します。

日程 1、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。

この定例会の会期は、本日から 12 月 21 日までの 16 日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 2、議案第 60 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第 60 号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成 24 年 12 月 19 日付の石田洋子氏の任期満了に伴いまして、岩田敏江氏を摂津市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、履歴書については、議案参考資料の 1 ページをご参照いただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、提案理由のご説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第 60 号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

日程３、認定第１号など８件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（三好義治総務常任委員長 登壇）

○三好義治総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

１０月２２日の本会議において本委員会に付託されました認定第１号、平成２３年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分及び認定第４号、平成２３年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件の以上２件について、１１月１３日及び１９日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、認定第１号所管分については賛成多数、認定第４号については全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので報告します。

○木村勝彦議長 建設常任委員長。

（野原修建設常任委員長 登壇）

○野原修建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の審査報告を行います。

１０月２２日の本会議において本委員会に付託されました認定第１号、平成２３年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第２号、平成２３年度摂津市水道事業会計決算認定の件及び認定第５号、平成２３年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件の以上３件について、１１月１２日及び１５日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、認定第１号所管分については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので報告します。

○木村勝彦議長 文教常任委員長。

（大澤千恵子文教常任委員長 登壇）

○大澤千恵子文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

１０月２２日の本会議において本委員会に付託されました認定第１号、平成２３年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、１１月１３日及び１９日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定しましたので報告します。

○木村勝彦議長 民生常任委員長。

（森内一蔵民生常任委員長 登壇）

○森内一蔵民生常任委員長 それでは、ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

１０月２２日の本会議において本委員会に付託されました認定第１号、平成２３年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第３号、平成２３年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第６号、平成２３年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第７号、平成２３年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件及び認定第８号、平成２３年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件の以上５件について、１１月１２日及び１５日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、認定第１号所管分、認定第３号、認定第７号及び認定第８号については賛成多数、認定第６号については全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

○木村勝彦議長 議会運営委員長。

（森西正議会運営委員長 登壇）

○森西正議会運営委員長 ただいまから、議

会運営委員会の審査報告を行います。

10月22日の本会議において本委員会に付託されました認定第1号、平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、12月4日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので報告します。

○木村勝彦議長 駅前等再開発特別委員長。

(藤浦雅彦駅前等再開発特別委員長 登壇)

○藤浦雅彦駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

10月22日の本会議において本委員会に付託されました認定第1号、平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、11月21日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定しましたので報告します。

○木村勝彦議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。

弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 日本共産党議員団を代表して、認定第1号、認定第3号、認定第7号及び認定第8号に対して一括して反対討論を行います。

昨年度は、本市にとって10年間の新しいまちづくりがスタートした年です。また、3月11日の東日本大震災、福島原発事故を受けて、国のあり方そのものが問われた年でもありました。ところが、今年の6月

に成立した復興財源法では、「被災地の復興」という文言から「日本再生」と変えられ、この間、大きな問題となった国内立地推進事業費補助金の拡大による復興財源の被災地以外での流用、そして、被災地にも容赦なくかぶさる消費税増税の決定は、被災地での努力を押しつぶす動きと言えます。また、「原発再稼働反対」、「原発ゼロの日本を」との声が大きく広がっているもとでも、財界からの声を優先し、再稼働容認を続ける政府の姿勢、さらに、この5年間に55回も事故を起こしている危険なオスプレイ配備、国内での飛行訓練や米軍によるたび重なる痛ましい事件など、これまでの大企業中心、アメリカ言いなりの古い政治の根幹を変えることをしなければ、国民の命や暮らしさえ守られないというのが今日の政治状況ではないでしょうか。

以上申し上げて、決算に対する反対理由を述べさせていただきます。

それでは、まず、市政運営の基本問題について3点申し上げます。

一つは、市民の暮らし最優先の市政運営こそ貫くべきだという点です。

改めて見ますと、1997年度の市民一人当たり所得金額は362万円であったのに対し、2011年度が290万円となり、この14年間で72万円も減少していること、市内企業数は、統計要覧で見ると、この10年間に18%、約2割も減少し、その大半が従業員9人未満であること、これらの点からも、第4次行革で市民の暮らしにかかわる施策の廃止・縮小ということは即刻やめるべきです。

また、数年前から市民税や保険料の滞納分の差し押さえが増えてきています。年金支給額の引き下げをはじめ、所得の減少と保険料の家計に与える負担、払いたくても

払えない人が生活保護基準ぎりぎりですら暮らしている実態に照らし、制度の拡充や国に対する制度改善の働きかけこそやられなければなりません。

二つは、第4次行革の残り項目と総合計画についてです。

今後、敬老祝金の廃止や学童保育の民間委託、3年ごとの公共料金値上げ計画はそのままに、小学校給食業務の民間委託拡大、保育所給食業務の民間委託、学校校務員の民間委託、市民課窓口の民間委託、そして、市職員の大幅削減などを計画していますが、法令ぎりぎりの中でのアウトソーシングなど、自治体としての立ち位置が改めて問われているのではないのでしょうか。

総合計画を策定する過程で、5,000人の市民意識調査を行いました。回答率は44.8%でしたが、その中には市民の皆さんの行政への思いが込められています。「どんなまちになってほしいか」との設問に対し、1番が、高齢者や障害者の方々が安心して生活できるまち、2番が、市内・市外のどこに行くにも便利なまち、3番が子どもの心と体がバランスよく育っていくまち、4番が、公害のない住環境の整ったまち、5番が、河川など自然や緑の多い美しいまちという順番です。この市民の思いに応じて、さまざまな協働の取り組みを広げながら、基本は、政策立案段階から情報をきちんと公開し、市民参加のもとに政策決定をしていくシステムを構築することを求めています。このことは、市有地の有効活用・処分の問題でも、廃校にされた二つの小学校跡地の活用でも特に問われています。

三つは、今後の開発計画と財政運営についてです。

この8年間で市の公共料金値上げによる

市民負担増は54億円で、一方、二つの開発には46億円が投入されました。今後については、市長が夢づくりということである開発計画に言及されていますが、暮らしを守ることを最優先に財政運営を行うことこそ基本姿勢として貫かれるべきです。開発計画は、これからの人口減少社会に向かう中で、財政面、必要性、環境面など総合的に市民参加で議論すべきです。

続いて、災害に強いまちづくりと市民の暮らしにかかわる問題についてです。災害防災対策については、本市でも昨年度からさまざまな取り組みが行われてきました。浸水災害時の避難勧告等の判断伝達マニュアル策定の作業が行われ、間もなく最終的にまとめの作業に入ってきます。内閣府が8月、南海トラフの巨大地震による津波高、浸水域等及び被害想定についてを公表しました。本市では津波被害はないが、地震の最大値が震度6強とされ、既に策定されている本市の地域防災計画の想定と同じです。地震災害時での避難のためのマニュアル策定をはじめ、市民目線での避難計画、災害時の公務労働者のあり方、逃げる防災という視点からの計画など、検討する課題が山積しています。ハード面の問題と併せ、防災会議や大阪府の公式決定を待たず、できるところから早急に検討することを求めています。

安威川ダム問題について。先日、淀川右岸水防組合議会で安威川ダムの視察が行われました。説明に立った担当が、コンクリートから人への転換などと言う政府のおかげでできてしまったと揶揄し、さらに議員から、「今年8月14日、各地で浸水被害をもたらしたような都市型ゲリラ豪雨にダムの洪水調節機能は働くか」の問いに、「ダム下流部の雨には対応できません」と

答えました。繰り返し主張してきましたが、摂津市の水害は内水による災害で、ダム建設では防げません。いま一度科学的な検証と具体的な災害対策、安威川以南の面的整備33.8%の雨水幹線整備を進めていくべきです。

市内循環バスの実施について。市長は2010年の市政運営の基本方針で充実を掲げられ、安威川以北にも新たなバス路線が確保されると期待していました。しかし、委託する事業主体、路線、予算も定まらず、翌2011年度は、市内全自治会役員に郵送でアンケートを実施、その内容は、いかにも無駄なお金を使っているとの印象を与え、不必要なものとして描き出されていました。市長が基本方針で実施を掲げながら3年で振り出しに戻るということに、真剣な反省と実施に向けた予算措置をとられるように求めます。

深刻な不況と景気の低迷が続く中で、雇用の拡大と市内中小企業や商店街に対する支援は一層求められています。商品券発行の継続、企業立地等促進条例、事業所データベース、事業ネットなどの取り組みは行われているものの、現状打開に有効な対策となり得ているとも言えません。こんな中で国がやろうとしている消費税の増税については、地域経済の面からも断じてやってはいけないと市としても声を上げていくべきです。

市内企業の育成策の一つとして2007年度に創設された小規模修繕工事等希望者登録制度については、限度額についても取り組み方についても改善がなされてきていますが、より工夫され、受注機会の公平、平等性が確保されるように求めています。中小企業への直接的な支援、工場家賃の補助や住宅リフォーム助成制度の実施などを

引き続き求めます。

ごみ収集業務の問題では、前年度も含めて、2年続けてごみ種調査の委託契約が不調に終わり、ごみ減量・分別の徹底といった点で民間委託拡大による影響が検証されないことも問題です。不燃ごみの処理についても、現状の暫定的な状態からいまだ解決の見通しが立っていません。環境重視の立場に立って計画を推し進めていくよう求めています。

市民の命と暮らしを守る諸施策について申し上げます。

子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンなどの接種事業については、助成事業が始まっていますが、自己負担が高額で受けられない問題があります。保護者の経済状況で子どもの命に格差を生まないという立場に立って、多くの自治体で行われているように無料での接種を求めます。また、2010年度は、保健センターにおける健診事業、がん検診とセット健診の拡充などを評価しましたが、受診率が28.8%から27.1%に下がっています。受診勧奨が予算を組んでされている一方で、健診に行きたくても行けない市民の暮らしの状況を把握しての改善はされていません。土日の保健センターの健診実施や各医療機関での体制の充実を求めます。

生活保護制度は最後のセーフティーネットです。厳しい社会情勢の中、ますます役割が重要になっています。保護費の伸びは8.8%、80世帯が標準のケースワーカー1人が受け持つ担当世帯が103世帯にもなり、十分な支援体制がとれているとは言えません。人員強化を求めると同時に、国に対しては扶養義務の強化や基準の切り下げなどの改悪反対を貫くべきです。

高齢者福祉についてですが、このたび水

道料金福祉減免制度の廃止が決められました。これには当事者の方々から抗議の声が出ています。愛の一声訪問事業、賃貸住宅家賃補助事業も決算額が減っています。高齢化社会を迎えて、生活実態に即した高齢者福祉のあり方がどうなのか、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者実態把握の取り組みが2010年度に行われ、その結果から必要とされる新規事業に期待をしたいのですが、第4次行革の枠組みの中では到底前向きな結果はつくれません。また、過重負担となっている保健福祉分野の現場の状況を改善し、正規職員を増やして体制のより一層の充実、マンパワーの確保を求めます。

地域包括支援センターは、引き続き直営での堅持を求めています。

次に、国民健康保険特別会計についてです。保険料の軽減世帯が増え続け、全加入世帯の半数を超えています。保険料の値上げをせず、納付が厳しい市民に対して積極的に減免制度の活用などに取り組んできたことは評価をしますが、検討が進められている広域化がもし行われれば、こうした努力も及ばなくなります。市民の実態に寄り添った対応を貫く上でも、国・府が進めようとしている広域化には断固反対すべきです。滞納世帯に対しての差し押さえが98件、2,404万円に上っています。滞納額50万円以上、年内完納しないなど5項目のうち3項目以上当てはまるなど、状況をつかんで対応していると言われますが、そもそも高過ぎる保険料がこうした事態を生んでいることから、保険料引き下げのための努力を強めるよう求めます。

後期高齢者医療特別会計については、2年ごとの保険料値上げがされていますが、大阪府広域連合の決算では8,500億円規模で63億8,000万円の黒字です。

保険料は市町村ほかの健保から徴収し、収入率は99.9%です。広域連合の保険料値上げに反対し、また、国に対しても窓口負担引き上げなどの制度改悪に反対し、国民に約束した制度そのものの廃止をしっかりと行わせるべきです。

介護保険特別会計は、今年度、保険料の値上げが行われましたが、昨年度決算は黒字で、準備積立金もその前年度の4,075万円より多い6,214万円が積み立てられています。大阪府でも会計検査院が多過ぎると指摘した193億円の積み立て、本市にも2,460万円が返却されています。法で保険料軽減ができない、自己負担金も変えられないというなら、権限のある保険料決定では市民負担を小さくすべきです。保険料滞納、不納欠損の理由として、「生活が苦しい」が365件中288件です。これらの人たちが実際に介護が必要になったときに全額自己負担ができるのでしょうか。介護給付の1割負担も限られたサービスも使いにくい制度となっており、給付を一方で抑えて保険料は取り過ぎています。現場の実態からも国に対する制度改善を強く求めるべきです。

最後に、子育て支援と教育についてです。

市民図書館の南面まぐさ部分の落下事故を受けて、ネットバリア方式による全壁面の改修工事が実施されました。2008年の外壁タイル改修工事から3年足らずの事故であること、急ぐべき改修工事が事務の怠慢により年度内に完了できなかったことなど、施設管理責任に対する意識の希薄さがあらわれました。さらに、別府小学校、第二中学校で外壁モルタルなどの落下事故が続きました。専門家による緊急点検のもと、応急修繕と改修計画、建物のチェックなど、日常的な維持管理方法の啓発が行わ

れましたが、今年１１月には千里丘小学校で目視では確認できないエキスパンションジョイント部のコンクリートばりが落下する事故が起きており、改めて耐震補強工事、大規模改修等の施設改善の促進とともに、経年劣化対策を強く求めます。

第４次行革による奨学資金条例の廃止、就学援助金制度の認定基準の引き下げ、鳥飼西小学校給食調理業務の民間委託の継続、図書館の指定管理が行われました。就学援助金では、認定基準をもとに戻すとともに、支給内容の拡大と第１回目の支給月を保護者の費用負担がかさむ年度当初とすべきです。また、公的責任の後退と偽装請負の疑いがつきまとう学校給食の民間委託はやめるべきです。図書館の指定管理におけるモニタリング調査の評価では、不合格とも言えるＤ判定に近いＣ判定という結果が出ました。図書館の指定管理導入そのものが問われます。

学力テストでは、大阪府の悉皆調査が行われました。学力の定着度の傾向と課題に大きな変化はなく、毎年悉皆調査を行う必要はありません。逆に地域、学校のランクづけや過度な競争を招いたり、単にテストの結果のみに着目した対策が図られるなど、真の学力定着を阻害しかねない問題があり、今後参加すべきではありません。

大阪府の教職員不足と多忙化は深刻です。定数内講師の増加と欠員が補充できない不正常的な状態が続くことは、教職員のさらなる多忙化を招くとともに、児童・生徒の学習権の保障にもかかわる重大な問題です。職員定数の拡大と全国一低い給与体系、競争と強制をあおる大阪府の異常な教育行政の改善を求めます。改めて教職員の勤務実態調査を実施し、実態把握に努めるべきです。

南千里丘開発などにより増加している保育所の待機児童の抜本的解消を求めます。

また、機構改革によって子育て分野が教育委員会に統合されました。異なる所管官庁をはじめ、制度の趣旨や目的を持つさまざまな子育て施策や教育内容が、一元化や効率化、または職員の理解不足などによって情報の共有化と意思疎通が損なわれないよう、引き続き組織の検証と改善を求めています。

以上、反対の討論とします。

○木村勝彦議長 森西議員。

（森西正議員 登壇）

○森西正議員 それでは、市民ネットワーク議員団を代表いたしまして、認定第１号から認定第８号までの平成２３年度の各会計決算について、賛成の立場から討論を行います。

先日、今後の国政を左右する衆議院議員総選挙が公示されました。今選挙は、大同小異だの野合だのという声とともに、離合集散の様相を呈しているようであります。最近の国政については、どこを向いて政治が行われているのか、一方では大衆迎合に陥ってはいないかというようなことが大変気になるところであります。しっかりと地に足をつけた政治、国民にしっかり説明できる、将来に対し責任ある政治を切に望みたいものであります。

転じて、地方自治についてであります。我々地方自治を担う者も、改めるべきことは改め、今やるべきことは先送りすることなくしっかり取り組んでいかなければなりません。将来に向け、市民サービスを持続可能なものとすることは、我々に課せられた最低限の責務であり、将来に対し責任ある議会であり続けることをしっかり肝に銘じ、今後の取り組みを進めてまいりたいと

思います。

次に、本市を取り巻く社会経済状況についてであります。

去る11月16日に内閣府が発表した月例経済報告では、このところ特に製造業を中心に頭打ち感が強まり、雇用や消費にも影響が及んでいるとして、景気基調判断が4か月連続で下方修正されるなど、経済の先行き不透明感がより一層増幅しております。このような状況は、特に産業のまちとしての特徴を持つ本市にとって大変憂慮すべきことであり、都市としての持続性を損なうことがないよう、状況に即した行財政運営を行う必要があることは言うまでもありません。今後の市政運営について、行政と議会とが、それぞれ立場、役割の違いこそあれ、しっかり認識を一致させるべきところは一致させ、事に当たることが肝要であります。我々市民ネットワーク議員団は、将来の摂津のあるべき姿をしっかり描き、物事の是非を客観的かつ公平に見きわめながら山積みする課題に向き合ってまいりたいと思います。

それでは、一般会計決算をはじめ各特別会計決算、そして、具体的な施策や実施事業等について述べてまいります。

初めに、普通会計決算について包括的に申し上げますが、大変厳しい社会経済状況の中、さまざまな制度を活用し、財源の確保に努められるとともに、経常経費の一層の節減、合理化を図るなど、効率的かつ堅実な財政運営により健全財政を維持してこられたことをまずもって評価したいと思います。しかし、経常収支比率が99.4%と前年度に比べ4.2ポイントも悪化していることは大変気がかりであります。臨時財政対策債等の赤字地方債を除いてこれを計算すると、平成21年度決算から3年連

続で100%を超えているという状況にあります。さらに、分母である経常一般財源総額の中には不安定要素もあり、今後さらに減少する可能性を多分に含んでおります。今後とも予断を許さない経済状況が続くと思われませんが、将来を見据え、主要基金を枯渇させることなく堅実な財政運営に努められることが肝要であると思います。

次に、市民が活躍するまちに向けての取り組みであります。平成23年度は、コミュニティプラザの開設2年目に当たり、協働と市民公益活動支援の基本的な考え方について、公募市民の皆様をはじめ、さまざまな立場の方々による議論の末、指針策定への提言が出されました。今後さらに市民公益活動に対する支援内容を充実させ、そのすそ野を広げていく取り組みを期待しております。

続きまして、吹田操車場跡地及び周辺のまちづくりについてであります。吹田市正雀下水処理場が平成25年9月末をもって機能停止と聞き及んでおります。本市にとりまして、当該処理場の廃止は長年の悲願であります。過去50年にも及ぶ経緯を踏まえ、本市にとってよりよい形での解決が図られる必要があります。これまでの市としての取り組みについては評価しておりますが、今後とも摂津市の将来をしっかりと見据えた取り組み、対応をお願いしたいと思います。

次に、阪急連立をはじめ鉄道による市域分断に対する取り組みについてであります。本年3月に摂津市域における連立事業が大阪府都市整備中期計画に位置付けられました。今後とも国の社会資本総合整備計画に位置付けられるよう、大阪府との強い連携のもと、さらなる取り組みを進めていただきたいと思います。また、JR千里丘西口

のエレベーター設置については、紆余曲折があったにせよ、平成25年度にはいよいよ設置工事に取りかかる予定と聞いております。千里丘地域の方々、市民のにとって長年の願いであり、これが形となっていくことは大変喜ばしく、期待も大きいものがあります。一日でも早い完成に向け、JR西日本との協議を今後もしっかり進めていただきたいと思います。

次に、福祉健康関係についてであります。まず、高齢者施策につきましては、認知症の支援ボランティアの養成に積極的に取り組むとともに、サロンの開催、見守り活動の実施、認知症高齢者とそのご家族を支援する地域の見守りネットワークづくりを推進されてきたことを評価したいと思います。ただ、摂津市は、平成17年の国勢調査までは府下で一番高齢化率が低い都市でありましたが、これが平成22年の調査では府下5位ということで、近隣市や府下平均を大きく上回る勢いで高齢化が進んでいるという状況にあります。市長がよくおっしゃる絆ということがますます重要になってくると思いますので、今後の具体的な取り組みを期待しております。

子育て支援施策につきましては、少々気がかりな問題があります。現在、南千里丘で高層マンションの建設が進められておりますが、これに伴い、保育所の待機児童の問題が深刻化するのではないかということです。もちろん定員の弾力運用の拡大をはじめ、保育環境充実のための支援等について鋭意取り組んでおられることは重々承知しておりますが、今後、当該地域での保育需要の的確な把握と的確な対応を迅速な対応をお願いしたいと思います。

次に、平成23年度の重点テーマの健康施策についてであります。乳がん、子宮頸

がんの検診費用の全額助成に加え、その対象を胃、大腸、肺がん及び前立腺がんにまで広げられたことは大いに評価しております。さらに妊婦健診項目の拡充、感染症対策として子宮頸がんワクチンをはじめ3種類のワクチン接種費用の助成制度の創設、歯科検診対象の拡充についても評価するものであります。今後とも健康施策については多額の予算が必要になってくるかと思いますが、積極的な対応、施策の推進をお願いしたいと思います。

次に、教育施策全般について申し上げます。

まず、幼稚園での預かり保育についてですが、平成22年度にせつつ幼稚園での試行から始まり、翌23年度にはとりかいた幼稚園、そして本年度はべふこども園へと拡充し、保育ニーズに応じてこられたことを評価したいと思います。

そして、生きる力をはぐくむ教育についてであります。教育は学校・家庭・地域の連携でと言われます。私は学校教育のウェートも高いと思っております。もちろん家庭でのしつけや道徳観の醸成、生活習慣の習得はとても大切なことではありますが、学校は児童・生徒たちが集団の中でお互に関係し合って成長していける場であり、将来を生き抜く基礎学力を培う場でもあります。いじめや不登校への対応等々、常日ごろからの先生方のご苦勞と奮闘については並々ならぬものがあると評価しておりますが、将来を担っていく子どもたちであります。将来を生き抜く基礎的な力が身につくよう、今後とも優しさの中にも厳しさをもって、教育委員会と先生方が一体となった学校教育の推進、そして、さらなる授業向上に向けた取り組みを期待しております。

次に、安全で安心できる学校施設の改善

についてであります。耐震化促進5か年計画を策定され、向こう5年間で全小中学校の建物を耐震化することです。短い期間で設計施工を繰り返すわけですから、相当なご苦労と人的負担も出てくることは容易に想像できますが、子どもたちの安全確保のため、教育委員会と建築部門との連携を密にし、体制についても創意工夫の上、取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、学習環境の改善として、平成23年度は小学校普通教室にエアコンが普及されたことを評価しておきたいと思います。

次に、産業振興についてであります。昨年4月に摂津市企業立地等促進条例を施行し、企業立地の促進及び産業の振興に努めてこられたことを評価したいと思います。昨今、経済状況が非常に厳しく、景気回復の兆しが見えない中、産業振興と申ししてもなかなか難しいということは重々承知をしております。何と言っても産業のまち摂津ということでありますので、現在取り組んでおられる市内事業所全数訪問の結果から得られるデータをしっかり分析の上、本市の状況にマッチした産業振興施策の企画立案、そして実施へとつなげていただきたいと思います。

次に、行政経営全般について何点か申し上げたいと思います。

平成23年度から本格的な権限移譲が始まり、大阪府から計34事務について移譲を受けたと聞いております。限られた人員の中で、新たな事務を行うわけですから、必要なところはしっかり目を向けて体制整備に努め、直接的に市民の利便性が向上するような事務については、勇気を持ってみずから事務権限を取りに行くといった気構えで取り組んでいただきたいと思います。

電子自治体の推進につきましては、平成22年度の軽自動車税をはじめ、平成23年度には個人市民税及び固定資産税についてもコンビニ収納を開始するとともに、公共施設予約システムの拡充等、市民の利便性の向上に努められました。第4次総合計画の推進につきましては、今年の春に総合計画の行程表である第2期実施計画がリリースされております。しっかりと情報分析の上、企画立案し、まちづくりの目標の達成に向け、この実施計画を行政経営のマネジメントシステムとして定着を図るとともに、今後の施策展開や予算のもととなる重要な計画と認識していますので、毎年しっかり評価・検証の上、実効性を高めていただきたいと思います。

続きまして、各特別会計決算について述べてまいります。

まず、水道事業会計については、水需要が減少している中、効率的な企業経営に努められ、当年度純利益を計上するなど、安定した経営状態を確保されていることをまずもって評価いたします。今後は料金改定をすることなくしっかり資金を留保し、来るべき施設更新に対処していただくようお願いいたします。

次に、国民健康保険特別会計についてであります。累積赤字の解消と国保財政健全化に向け、ジェネリック医薬品差額通知、社会保険加入確認による資格管理の適正化、コールセンターからの納付勧奨、ペイジーによる口座振替受付などに取り組み、医療費の適正化、資格の適正化、そして収納率の向上に努められてこられたこと、さらに昨今の社会経済状況、市民の暮らしに配慮し、平成23年度も保険料率を据え置かれたことを評価するものであります。今後とも健康保持増進事業の推進及び啓発、さら

なる資格適正化に取り組み、健全な国保財政の運営に努められるようお願いしておきたいと思います。

公共下水道事業特別会計につきましては、平成11年度から続いておりました実質収支の赤字を解消されたことをまずもって評価しておきたいと思います。ただし、これは相当一般会計と資本費平準化債に依存したものであるということを忘れてはなりません。今後とも厳しい経営環境が続きますが、下水道事業は本来企業であるという認識を新たにし、さらなるコスト削減をはじめ経営安定化とサービスの適正化に向けた取り組みを期待しています。

介護保険特別会計につきましては、これまで介護予防対策を重点的に推進するとともに、給付適正化に積極的に取り組まれてきたことを評価するものであります。今後を見通しますと、数年先には団塊の世代の方々も高齢者となることから、介護保険制度の信頼性をより一層高め、介護給付費及び介護保険料の抑制に努めていただくようお願いしておきたいと思います。

以上、平成23年度各会計決算等について述べてきましたが、最後に、今後の人づくりについて、今、私が思うところを申し上げます。

平成23年度市政方針演説の中で、漢詩の一節を引用され、「終身の計は人を樹うるに如くは莫し」、すなわち、将来を見据えた百年の計を立てる心算であるならば、人を育てることが肝要であり、これに及ぶものはないと申されました。このことは、まさしくそのとおりであると私も思っております。職員数が減少していく中、担うべき役割はどんどん増えていくわけでありますから、今後の行政を担っていく人材育成を見える形で実践に移していく、このこ

とが今、本当に求められているのだと思います。民間企業にとっても、社員を育成し、質を高めることは、企業としての利益の獲得にとどまらず、企業存亡にかかわる一大事でありますから、それはもう人材育成に対する取り組みは半端ではないようであります。本市について見ますと、民間企業に勝るとも劣らない優秀な人材がたくさんおられるように思います。しかし、その育成のシステム、人に対する投資という点では、まだ検討の余地があるのではないのでしょうか。先を見越した人づくり、人に対する投資のあり方について、いま一度見詰め直し、何か目に見える形で実践していくということが必要ではないかと思います。今後、少数精鋭で効率的な組織の構築に向けた人づくり、人材育成、そして取り組みを大いに期待しているということをここに申し上げまして、市民ネットワーク議員団を代表しての私の賛成討論といたします。

○木村勝彦議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 以上で討論を終わります。

認定第1号、認定第3号、認定第7号及び認定第8号を一括採決します。

本4件について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○木村勝彦議長 起立者多数。

よって、本4件は認定されました。

認定第2号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号を一括採決します。

本4件について、認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、本4件は認定されました。

日程4、議案第54号など12件を議題

とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 議案第54号、平成24年度摂津市一般会計補正予算(第4号)につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回、補正をお願いします予算の内容は、歳入については、大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金の増額のほか、国民健康保険基盤安定制度や障害者施策に係る国庫・府負担金などとなっています。

歳出については、人事異動等に伴う人件費の減額のほか、法改正に伴う各種予防接種に係る費用など一部緊急を要する事業についての追加補正となっています。

まず、補正予算の第1条としまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,789万7,000円を減額し、その総額を335億3,133万5,000円とするものです。

補正の款項の区分、当該区分ごとの金額及び補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

歳入については、款12、分担金及び負担金、項1、負担金は169万9,000円増額しています。

款14、国庫支出金、項1、国庫負担金312万5,000円の増額は、児童福祉費負担金などです。

款15、府支出金、項1、府負担金122万9,000円の増額は、児童福祉費負担金などです。

項2、府補助金4,930万9,000円の増額は、大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金などです。

款18、繰入金、項2、基金繰入金7,099万4,000円の減額は、今回の補

正財源を財政調整基金によって調整いたしております。

款19、諸収入、項4、雑入123万5,000円の増額は、予防接種自己負担金です。

款20、市債、項1、市債3,350万円の減額は、先ほどご説明いたしました大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金の増額に伴い、起債の限度額が変更となったためです。

続いて、歳出ですが、人事異動等に伴う人件費を、款1、議会費から款9、教育費までを調整した結果、9,876万7,000円を減額しております。なお、人件費の比較は、42ページからの給与費明細書に記載しています。

次に、款2、総務費、項1、総務管理費では、市交際費として300万円計上しています。

項2、徴税費では、市たばこ税大阪府交付金4,576万1,000円を計上しています。

款3、民生費、項1、社会福祉費では、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金、介護予防支援に係る負担金、後期高齢者医療広域連合に対する過年度精算金及び地域生活支援事業に係る委託料で、計4,127万4,000円を減額しています。

款3、民生費、項2、児童福祉費では、児童福祉施設整備費補助金、民間保育所運営費補助金及び保育所運営費負担金1,400万円の増額です。

款4、衛生費、項1、保健衛生費では、法改正に伴い、各種予防接種委託料、ヒブワクチン接種委託料及び小児用肺炎球菌ワクチン接種委託料3,366万5,000円を増額するものです。

項２、清掃費では、任用替えに伴い、非常勤職員等賃金４００万３，０００円を計上しています。

款７、土木費、項１、土木管理費では、公共下水道事業特別会計への繰出金９６９万２，０００円を減額しています。

項２、道路橋りょう費では、道路敷所有権取得事業に係る土地購入費７，０００円を計上しています。

款８、消防費、項１、消防費では、避難所看板製作委託料１４０万円を計上しています。

次に、第２条、繰越明許費につきましては、６ページ、第２表繰越明許費に記載のとおり、民間保育所施設整備補助事業について、事業の進捗状況を勘案し、繰越明許するものです。

次に、第３条、債務負担行為の補正につきましては、７ページ、第３表債務負担行為の補正をご覧ください。

建物等総合管理事業は、従前から実施しています長期継続契約の更新を行うもので、平成２５年度から平成２９年度までの期間、３億６，２８７万円を限度額として設定するものです。

電気保安業務委託事業についても、従前から実施しています長期継続契約の更新を行うもので、平成２５年度から平成２９年度までの期間、３，８７８万円を限度額として設定するものです。

次に、健康管理システム事業は、健康管理システム導入に伴い、平成２５年度から平成２９年度までの期間、２，７８８万円を限度額として設定するものです。

受電設備点検委託事業は、市の保安規定により、受電設備の機器について毎年度点検を行う必要があるため、平成２５年度から平成２９年度までの期間、８１３万円を

限度額として設定するものです。

交通指導業務委託事業は、違法駐車追放及び交通指導業務に係る委託料で、平成２５年度から平成２７年度までの期間、２，１１９万円を限度額として設定するものです。

次に、第４条地方債の補正につきましては、８ページからの第４表地方債の補正に記載いたしております。変更の内容につきましては、大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金の増額に伴い、起債の限度額が変更となるものです。

以上、平成２４年度摂津市一般会計補正予算（第４号）の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第６２号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、地方税法の改正に伴う所要の改正のために制定するものです。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明します。

議案参考資料（条例関係）の１ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

まず、第４条第１項の改正は、市税条例の規定に基づく不利益処分等の理由の提示について、行政手続条例の規定を適用するための条文の修正でございます。

次に、附則第１０条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の見直しと適用期限の延長に伴う条文の修正でございます。

次に、附則第１１条の改正は、市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の廃止に伴う条文の削除でございます。

最後に、附則でございますが、第１項、施行期日につきましては、この条例は平成

25年1月1日から施行するものでございます。

第2項は、平成25年1月1日より前に行った旧条例第4条第1項に規定する行為については、なお従前の例による旨の経過措置の規定でございます。

第3項は、旧条例附則第10条第1項に規定する免除対象飼育牛による所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による旨の経過措置の規定でございます。

第4項は、平成25年1月1日前に支払うべき退職手当に係る旧条例附則第11条に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による旨の経過措置の規定でございます。

以上、摂津市税条例の一部を改正する条例の内容の説明とさせていただきます。

次に、議案第63号、摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律による公営住宅法の改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）の4ページから10ページを併せてご参照願います。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

まず、題名の次に目次、及び第1章として総則、第2章として市営住宅の整備基準、第3章として市営住宅の管理、第4章として駐車場の管理、第5章として雑則、また附則を追記するものです。

次に、第2章の市営住宅の整備基準において、第2条の2項の整備基準についてで

ございますが、公営住宅法の第5条第1項及び第2項で定める整備基準が、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定めることとなったことから、「整備基準は、次条から第2条の17までに定めるところによる。」を追記しています。

第2条の3項では、市営住宅及び共同施設の整備において、健全な地域社会の形成について規定しております。

第2条の4項では、市営住宅等の整備において、市営住宅の良好な居住環境の確保について規定しております。

第2条の5項では、市営住宅の建設において、費用の縮減への配慮について規定しております。

第2条の6項1号及び2号では、市営住宅等の敷地において、敷地の安全等について規定しております。

第2条の7項では、市営住宅の住棟等の基準について規定しております。

第2条の8項1号から5号では、市営住宅の基準について規定しております。

第2条の9項1号から3号では、市営住宅の住戸の基準について規定しております。

第2条の10項では、市営住宅の住戸内の各部について規定しております。

第2条の11項では、市営住宅の共用部分について規定しております。

第2条の12項の1号から2号では、市営住宅の附帯施設について規定しております。

第2条の13項では、市営住宅の児童遊園について規定しております。

第2条の14項では、市営住宅等の集会所について規定しております。

第2条の15項では、市営住宅等の広場及び緑地について規定しております。

第2条の16項の1号及び2号では、市

営住宅等の敷地内の通路について規定しております。

次に、第3章として、市営住宅の管理について規定し、第3条から29条とし、第4章として、駐車場の管理について規定し、第30条から32条とし、第5章として、雑則について規定し、第33条から36条としています。

最後に、附則でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

○木村勝彦議長 水道部長。

(宮川水道部長 登壇)

○宮川水道部長 議案第55号、平成24年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

今回、お願いいたします補正予算の内容につきましては、本年4月1日付の人事異動に伴います人件費関係予算の補正を行うものでございます。

補正予算の内容につきましては、予算書1ページに記載しております。

まず、第2条は、収益的支出の予定額の補正を定めるもので、款1、水道事業費用の既決額20億1,422万7,000円から895万6,000円を減額し、補正後の額を20億527万1,000円といたすものでございます。これは、項1、営業費用において、既決額18億8,155万7,000円から895万6,000円を減額し、補正後の額を18億7,260万1,000円といたすもので、この内容につきましては、12ページから13ページにかけての補正予算実施計画説明書に記載いたしておりますので、ご参照願います。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、款1、資本的支出の既決額

7億8,301万8,000円に9,000円を増額し、補正後の額を7億8,302万7,000円といたすものでございます。これは、項1、建設改良費において、既決額5億1,445万1,000円に9,000円を増額し、補正後の額を5億1,446万円といたすもので、この内容につきましては、13ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしておりますので、ご参照願います。

これに伴い、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額7億4,211万8,000円を7億4,212万7,000円に改め、補てん財源につきましては、過年度分損益勘定留保資金5億9,401万8,000円を過年度分損益勘定留保資金5億9,402万7,000円に改めるものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費の既決額3億4,329万4,000円から894万7,000円を減額し、補正後の額を3億3,434万7,000円といたすものでございます。

なお、補正予算実施計画は2ページに、補正予算資金計画は3ページに、予定貸借対照表は4ページから5ページに、また、給与費明細書につきましては6ページから11ページにそれぞれ記載いたしておりますので、ご参照願います。

以上、補正予算の内容の説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 議案第56号、平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、歳入におきましては、前期高齢者交付金の確定による減と、国保財政安定化支援事業繰入金などの確定に伴う一般会計繰入金の減が主なものでございます。

歳出におきましては、後期高齢者支援金や介護納付金等の確定に伴う増減のほか、人事異動に伴う人件費の精査額等につきましても併せて計上いたしております。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ238万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億4,223万4,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款5、前期高齢者交付金、項1、前期高齢者交付金2,627万7,000円の減額は、前期高齢者交付金の確定によるものでございます。

款8、繰入金、項1、一般会計繰入金5,571万3,000円の減額は、本年度の国保財政安定化支援事業繰入金及び保険基盤安定繰入金の確定に伴うもののほか、職員の人事異動に伴います人件費相当額を職員給与費等繰入金に計上いたすものでございます。

款9、諸収入、項1、雑入は、8,437万5,000円の増額でございます。

続きまして、歳出でございますが、款1、総務費、項1、総務管理費265万1,000円の増額は、繰入金でご説明申し上げました職員の人事異動に伴う補正でござい

ます。

款3、後期高齢者支援金等、項1、後期高齢者支援金等65万5,000円の増額は、後期高齢者支援金の確定によるものでございます。

款4、前期高齢者納付金等、項1、前期高齢者納付金等18万2,000円の減額は、前期高齢者納付金の確定によるものでございます。

款6、介護納付金、項1、介護納付金60万円の減額は、介護納付金の確定によるものでございます。

款9、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金43万8,000円の増額は、平成23年度決算の確定に伴う国庫府費返還金でございます。

款10、繰上充用金、項1、繰上充用金57万7,000円の減額は、平成23年度決算の確定に伴うものでございます。

なお、給与費全体の比較につきましては、14ページからの給与費明細書に記載しておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第58号、平成24年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いする予算の内容といたしましては、人事異動に伴う人件費の精査額等でございます。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ506万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を41億9,418万円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款6、繰入金、項1、一般会計繰入金506万8,000円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費相当額の繰り入れの減額を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、款1、総務費、項1、総務管理費519万1,000円の減額及び款3、地域支援事業費、項2、包括的支援事業・任意事業費12万3,000円の増額は、それぞれ介護保険制度運営に係る人件費、包括支援センターの運営に係る人件費で、人事異動に伴う人件費の精査額等を計上いたしております。

なお、給与費全体の比較につきましては、8ページからの給与費明細書に記載いたしておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上、平成24年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第59号、平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、保険基盤安定負担金の増額によるものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億4,904万6,000円といたすものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ご

との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3、繰入金、項1、一般会計繰入金で4万2,000円の増額は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う増額でございます。

次に、歳出でございますが、款2、後期高齢者医療広域連合納付金、項1、後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定繰入金の増額に伴う納付額を計上いたしております。

以上、補正予算（第1号）の内容説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 土木下水道部長。

（藤井土木下水道部長 登壇）

○藤井土木下水道部長 議案第57号、平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いする予算の内容といたしましては、人事異動などに伴います人件費の減額及び臨時職員賃金の増額を計上いたしております。

それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

第1条では、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ969万2,000円を減額し、その総額を56億7,718万4,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款4、繰入金、項1、一般会計繰入金は、969万2,000円を減額いたしております。これは、

人件費の減額によるものでございます。

次に、歳出でございますが、款１、下水道費は、９６９万２，０００円を減額いたしております。その内容といたしましては、項１、下水道総務費で６７０万７，０００円の減額で、人事異動などに伴います人件費の精査によるものでございます。

項２、下水道事業費で２９８万５，０００円の減額で、人事異動に伴います人件費の精査及び緊急雇用創出基金事業に係る臨時職員賃金の増額によるものでございます。

款２、公債費、項１、公債費は、金額の補正はございませんが、人件費の減額に伴い財源内訳を変更いたしましたものでございます。

次に、第２条債務負担行為の補正につきましては、３ページ、第２表債務負担行為の補正をご覧願います。

事項のポンプ場電気保安業務委託事業は、従前から実施しております長期継続契約の更新を行うもので、平成２５年度から平成２９年度までの期間、１８１万円を限度額として設定するものでございます。

なお、給与費全体の比較につきましては、１４ページからの給与費明細書に記載しておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

以上、平成２４年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第６１号、淀川右岸水防事務組合規約の一部を変更する規約制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料２ページから７ページの新旧対照表を併せてご参照願います。

本件は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律の施行に伴い、水防法の一部が改正され、洪水または高潮に加え、津波に際しても安全を保持することとされました。これに伴いまして、本事務組合の規約変更を図るとともに文言の整備を行うものでございます。

また、別表第１（第３条、第６条関係）水防区域表の表記を、住居表示後の現在呼称に変更するものでございます。

以上、淀川右岸水防事務組合規約の一部を変更する規約制定の件につきましての提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第６５号、摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

なお、条例関係の議案参考資料１４ページから１７ページの新旧対照表を併せてご参照願います。

本条例は、平成２２年６月２２日に閣議決定された地域主権戦略大綱に示されたことを受けまして、平成２３年８月２６日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、平成２３年８月３０日に公布されました。これに伴いまして、下水道法につきましては施設・公物の設置管理の基準が見直しされ、地方公共団体の条例に委任する改正が平成２４年４月１日に施行されました。また、本下水道法の施行には、下水道管理者である地方公共団体は、構造・維持管理に関する条例制定が必要となることから、平成２５年３月３１日までの猶予期間が設けられました。本市におきましても、公共下水道の構造の技術上基準を、下水道法施行令を参酌しまして、文言の整備を図り、下水道条例の一部を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、条例関係の

参考資料の１５ページ中段から１７ページに示しております第１章の２、公共下水道の構造の技術上の基準でございます。

なお、本条例の施行期日は平成２５年４月１日といたしております。

以上、摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の提案内容の説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

（杉本生活環境部長 登壇）

○杉本生活環境部長 議案第６４号、摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部改正につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）１１ページから１３ページの新旧対照表を併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本条例改正は、平成２３年８月３０日に公布されました廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正を受けまして、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を新たに定めるため、環境省令の基準を参酌して改正するものでございます。

なお、この条例は平成２５年４月１日から施行することといたしております。

以上、議案第６４号の提案内容の説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 消防長。

（北居消防長 登壇）

○北居消防長 議案第６６号、摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）の１８ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、併せてご参照願います。

今回の条例改正の概要は、退団される消防団員の方を機能別ＯＢ消防団員として再任用するため、消防団員の定員を改正する

ものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたします。

第３条につきまして、現行条例で４１０人と定めております消防団員の定数を４４０人とするもので、その内訳といたしましては、第３条第１項第２号で定めております従事すべき消防事務の範囲を限定して任用する機能別消防団員を５０人から８０人とし、３０人増員いたすものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成２５年４月１日から施行するものであります。

以上、議案第６６号の内容説明とさせていただきます。

○木村勝彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村勝彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本１２件については、議案付託表のとおり、常任委員会に付託をします。

日程５、報告第１０号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

（有山総務部長 登壇）

○有山総務部長 報告第１０号、平成２４年度摂津市一般会計補正予算（第３号）専決処分報告の件につきまして、その内容についてご報告いたします。

本補正は、衆議院議員総選挙実施に伴う必要経費を、地方自治法第１７９条第１項の規定により、平成２４年１１月１６日に専決処分しましたので、同条第３項の規定により報告いたすものです。

まず、補正予算の第１条としまして、規定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，７２４万３，０００円を追加し、その総額を３３５億７，９２３万２，０００円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金

額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
２ページからの第１表歳入歳出予算補正に
記載のとおりです。

まず、歳入ですが、款１４、国庫支出金、
項３、委託金の３，７２４万３，０００円
の増額は、衆議院議員総選挙委託金です。

次に、歳出ですが、款２、総務費、項４、
選挙費の３，７２４万３，０００円の増額
は、衆議院議員総選挙の執行経費を計上し
ています。

以上、平成２４年度摂津市一般会計補正
予算（第３号）の専決内容の報告といたし
ます。

○木村勝彦議長 報告が終わり、質疑に入り
ます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村勝彦議長 質疑なしと認め、質疑を終
わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略する
ことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのよう
に決定をしました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村勝彦議長 討論なしと認め、討論を終
わります。

報告第１０号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方
の起立を求めます。

（起立する者あり）

○木村勝彦議長 全員賛成。

よって、本件は承認をされました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

１２月７日から１２月１９日まで休会す
ることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのよう
に決定しました。

本日はこれで散会します。

（午前１１時３１分 散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署
名する。

摂津市議会議長 木 村 勝 彦

摂津市議会議員 柴 田 繁 勝

摂津市議会議員 三 好 義 治

摂津市議会継続会会議録

平成24年12月20日

(第2日)

平成24年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

平成24年12月20日（木曜日）
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員（22名）

1 番	村 上 英 明	2 番	本 保 加津枝
3 番	大 澤 千恵子	4 番	野 原 修
5 番	川 端 福 江	6 番	藤 浦 雅 彦
7 番	南 野 直 司	8 番	渡 辺 慎 吾
9 番	三 宅 秀 明	10 番	上 村 高 義
11 番	森 内 一 蔵	12 番	山 本 靖 一
13 番	弘 豊	14 番	山 崎 雅 数
15 番	木 村 勝 彦	16 番	森 西 正
17 番	嶋 野 浩一朗	18 番	柴 田 繁 勝
19 番	三 好 義 治	20 番	原 田 平
21 番	安 藤 薫	22 番	野 口 博

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	和 島 剛	市長公室長兼 会計管理者	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生活環境部長	杉 本 正 彦
保健福祉部長	福 永 富 美 子	都市整備部長	吉 田 和 生
土木下水道部長	藤 井 義 己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬 場 博
教育委員会 教育総務部長	登 阪 弘	教育委員会 生涯学習部長	宮 部 善 隆
水 道 部 長	宮 川 茂 行	消 防 長	北 居 一

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
事務局総括参与	野 杵 雄 三		

1 議 事 日 程

1,

一般質問

野 原 修 議員

嶋 野 浩一朗 議員

上 村 高 義 議員

村 上 英 明 議員

三 好 義 治 議員

山 崎 雅 数 議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前 10 時 開議)

○木村勝彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、原田議員及び安藤議員を指名します。

日程 1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

野原議員。

(野原修議員 登壇)

○野原修議員 おはようございます。

先の第 46 回衆議院総選挙におきましては、皆様にご多量のご支持とご支援を我が自民党にいただきましたこと、まことにありがとうございます。自民党は、当時の間違いを反省し、よりよい政策を選択し、実行し、日本国民のために新党自由民主党として船出することが大切だと感じています。我が摂津市議会では、大澤千恵子議員と私、野原修と 2 名の自民党議員団ではありますが、今後とも全身全霊で安全・安心な摂津のまちづくりに取り組んでまいります。

それでは、通告に従い質問します。

行財政改革推進に伴う職員の育成と組織の活性化について。

上・下水道統合に対する取り組みについて。

平成 22 年 3 月に示された摂津市行財政改革第 4 次実施計画の理念として、5 本の柱を掲げられております。一つは、新総合計画で目指すまちづくりの実現に向けて、簡素でわかりやすい組織機構づくり、2 に、積極的な民間活力導入や職員の再配置などで職員数適正化計画を見直し、スリムで効率性を重視した職員 660 人体制の構築、3 に、少数精鋭体制でスピード感のある行政経営システムの構築、4 に、前例にとらわれず、みずから考え、勇気を持って行動する市職員を育てる人事制度改革、5 に、

事務事業に聖域を設けず、廃止を含めた見直しや歳入改革を中心とした健全で安定した財政基盤の確立という 5 本の柱を示されています。

これらのことを前提とし、簡素でわかりやすい組織機構づくりを進める中で、上・下水道の統合を行うことがうたわれています。これは、同内容のサービスを実施している部門を統合し、ワンストップサービスを図るなど、市民から見てわかりやすい、また、使用しやすい組織機構に改革することだと思います。

そこで、上・下水道の統合についてお聞きします。下水道事業において、平成 26 年度に企業会計を導入し、併せて水道部と統合するということが当初の予定であったと思いますが、本年 3 月の委員会では、まず資産調査を行い、資本費平準化債への影響を見きわめたいという答弁もございました。今年度、資産調査業務を委託されていますが、企業会計導入時期について考えを聞かせてください。また、上・下水道の統合に向けた現在の進捗状況についても併せてお聞きします。

公共施設の安全管理に対する取り組みについて。

去る 12 月 5 日に発生した中央道笹子トンネルの天井崩落は、建設から 35 年程度経過とのことで、原因はまだ解明されているわけではありませんが、新設されたものではない限り、老朽化は必ず要因であることは間違いありません。原因は、構造的な問題や土質など多様ですが、詰まるところ、壊れるのは老朽化であります。本市においても、図書館のまぐさの崩落や別府小学校の外壁の崩落などが発生し、問題となっています。本年 11 月 15 日には、千里丘小学校において、玄関にコンクリート塊が落

下するということがありました。

本来、施設の更新は、「予測し、直す」が基本であるべきですが、現代の日本は「壊れたら直す」という対処療法でしかありません。そこには更新計画もなく、それに伴う財源の財政計画もありません。あるべき姿として、アセットマネジメントをし、財政シミュレーションを行って粛々と更新を行っていかねばならないわけですが、これが本市では遅々として進んでいない状況となっています。何も起こらないことに慣れ切ってしまい、リスクマネジメントができていないのではないのでしょうか。殊に学校のような避難所や避難地となり、日ごろから子どもたちが使用するインフラのファシリティマネジメントは喫緊の課題であり、避けて通れないものだと思います。「コンクリートから人へ」は、必要不可欠のインフラに関して適応できないものと考えます。

そこで、千里丘小学校の事故を受けて、義務教育施設にどのような対応をなされたのか、その取り組み状況を聞かせてください。また、地域拠点の大切な居場所としての市が管理する公共施設の中に市立集会所がありますが、現状と耐震化など安全に対する状況について聞かせてください。

摂津のまちづくりについて。

都市計画道路の現状と将来に対する取り組みについて。

摂津のまちづくりについての都市計画道路の現状と将来に対する取り組みについてであります。現在、大阪府において、未整備の都市計画道路に対して見直しが進められているところと聞いておりますが、具体的な府の見直しに対する見解と、それに対する本市の対応について聞かせてください。また、今日まで都市計画道路区域に含

まれ、建築制限を受けていた土地所有者への対応についても聞かせてください。

消防における学生インターンシップの現状と今後の取り組みについて質問します。

先日、市民の方と話している中で、消防署が市内小中学生に対しての応急手当講習会を実施してくれているおかげで、AEDなどの取り扱いだけではなく、子どもたちの成長過程で、人の命の大切さや、その場に居合わせた人が勇気を持って行動することの大切さが学べ、とてもよい取り組みをしていただいていると感謝されました。このことを伺いまして、私が以前からも申し上げております、学生のうちから救命や防災への意識を高め、災害発生時における市民の防災リーダー的な役割を担ってもらえるような知識と勇気を持った人材の基礎づくりが次世代を担う子どもたちの中に着々と芽生えてきているのではないかと感じます。

そこで、消防における学生インターンシップの現状と併せて、小中学生への応急手当講習会の取り組みについて聞かせてください。

以上、1回目、終わります。

○木村勝彦議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 下水道事業の企業会計導入時期及び上・下水道の統合に向けた進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

下水道事業における企業会計導入につきましては、当初、平成26年度からの導入に向け、平成23年度に資産調査業務、企業会計移行業務、システム導入業務を一括委託する予定といたしておりましたが、地方公営企業会計の見直しに伴い、企業会計導入後の資本費平準化債発行額が当初の見

込みより減少する可能性があると思われまして、まずは資産調査業務の委託を行い、資本費平準化債発行額への影響を見極めた上で、以後の企業会計移行業務及びシステム導入業務を委託することとしたものでございます。

また、資産調査業務委託が平成24年度の100%国費による緊急雇用対策事業として採択されることから、23年度の委託発注を取りやめ、本年度委託したところでございます。このため、当初予定しておりました平成26年度からの企業会計導入につきましては後年度にずれ込むこととなりますが、具体的な導入時期につきましては、現在行っております資産調査業務の中で、資本費平準化債発行額を試算し、市の財政運営への影響を見きわめた上で判断したいと考えているところでございます。

次に、上・下水道統合に向けた進捗状況でございますが、上・下水道の統合につきましては、企業会計の導入と併せて予定しているもので、共通する部門の一本化による事務の効率化や、企業会計について実務経験豊富な水道部のノウハウなどを活用し、下水道事業の企業会計導入後における円滑な事務執行を図ること、さらには、議員ご指摘のように、ワンストップサービスなど、市民から見てわかりやすく利用しやすい組織にすることを目的としまして実施するものでございます。その実現に向けまして、現在、水道部と随時協議しているところでございます。

○木村勝彦議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 公共施設の安全管理に対する取り組みについてのご質問にお答えいたします。

昨年度、市立図書館、別府小学校、第二

中学校の外壁コンクリートなどの落下事故が続く、義務教育施設等を重点に外壁等劣化調査を行い、緊急に改修が必要であるものにつきましては改修をまいりました。先の劣化調査では、学校校舎内部の天井裏までは調査しておらず、11月14日未明から15日朝までの間に、千里丘小学校の昇降口近くの天井裏にあったコンクリートばりが天井の石膏ボードを破り、落下する事故が発生いたしました。幸いにも児童は登校しておらず、人身事故には至りませんでした。学校から連絡を受けた後、直ちに建築課技術職員とともに現地調査を行いました。落下してきた部分は、建物の躯体ではなく、建物と建物のすき間をつくるエキスパンションジョイント部で、建築当時に何らかの原因で型枠から流れ出た、通常は存在しないはずのコンクリートであることが確認できました。子どもたちの安全を確保するため、直ちに近隣の建築業者に連絡して現場を確認し、学校の休日である翌々日の17日、土曜日に、天井ボードをはがして再度点検し、残っていた余分なコンクリートを取り除いております。また、後日に、同じ位置でのエキスパンションジョイント部がある2階から4階までについても建築課職員と点検をし、特に異常がなかったことを確認しております。

千里丘小学校は、一番古い建物が昭和40年の建築で、その後、昭和42年から昭和50年にかけて増築を行い、現在の校舎の姿となっております。当時校舎を施工した業者を調査した結果、同一業者であることが判明し、増築した他のエキスパンションジョイント部についても早急に調査の必要があると判断して、建築課技術職員とともに緊急修理を依頼した業者と立ち会いを行い、廊下、天井の点検口などから目視に

よる調査をいたしました。その時点では緊急な修理の必要がある箇所はございませんでした。しかし、詳細な調査を行うには天井ボードをはがす必要があり、授業時間中では困難なことから、冬休みである12月21日以降に再度調査を行う予定をいたしております。

また、千里丘小学校を施工した業者が、校舎の増築工事を行っている鳥飼西小学校と味生小学校において建築課と調査をした結果、特に鳥飼西小学校におきましては、千里丘小学校と同様に、コンクリートばりや本来撤去すべきコンクリートブロックなどが確認されたため、冬休み中に除去を行う予定をいたしております。なお、味生小学校におきましては、直ちに改修を行わなければならないという状況ではございませんでしたが、コンクリートばりが若干存在していることから、同様に除去を行う予定です。

今回の事故におきましては、天井裏という日常では見えない部分での事故であることから、建築課とも十分に連携をして、点検や必要な場合の改修などを行うとともに、今後行います耐震工事や大規模改修工事の施工時におきましても、設計図書どおりに施工しているか、工事監理委託業者のチェック強化を建築課に依頼し、児童・生徒が安全・安心して学習ができる環境づくりに努めてまいります。

○木村勝彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ご質問の市立集会所の耐震化についてお答えいたします。

市立集会所は、地域の文化・福祉の向上を図るとともに、市民のコミュニケーションの場を提供するために設置しているもので、現在、市内に53か所設置しておりま

す。耐震化につきましては、市が保有する集会所のうち、建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降に建設した集会所は34か所、昭和56年6月以前に建設した集会所は19か所となっております。公共施設建物の耐震化の優先順位に従い、今後、集会所の耐震化にも取り組んでまいります。

○木村勝彦議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 都市計画道路の現状と将来に対する取り組みについてのご質問にお答えいたします。

今回の見直しにつきましては、上位計画である北大阪都市計画マスタープランの改定が行われるとともに、平成23年に大阪府の都市計画道路の見直しの基本方針が示されております。この見直しの基本方針は、都市計画決定後、長期にわたり事業着手がなされていない各路線について、計画の必要性や事業の実現性の再点検を行い、計画の存続か、区間や幅員の変更、そして廃止の手続きを進めることとされており、現在、大阪府と協議・調整を進めているところでございます。

そうした中で、府の見直しに対する市の考え方につきましてであります。本市域内の都市計画道路の現状としましては、府決定路線と市決定路線合わせて約3割が未着手であり、いずれも計画決定から長期間未着手の状態であることから、慢性的な交通渋滞の発生や歩道の狭小などの状態が放置され、歩行者などに対する安全対策が講じられず、危険な状態となっております。さらに、長期未着手により長年建築制限がかけられ続けられていることに対しまして、沿道地権者に対し説明責任が果たせず、住民の不満や不信感が高まってきていることも事実であり、大阪府では今回の見直しに

対して廃止も含めた非常に強い姿勢で臨まれている状況でございます。

本市といたしましては、府の見直し案について、本市の都市計画審議会に諮問させていただき手続きとなっておりまいますが、未着手の府決定路線に対しましては、今日まで府に対しまして地域の実情を強く訴え、地域の安全・安心を図るべく、早期整備の要望を行ってきたところであり、その趣旨に沿って今後も協議を進めてまいる所存でございます。

以上です。

○木村勝彦議長 消防長。

(北居消防長 登壇)

○北居消防長 消防における学生インターンシップの現状につきまして、小中学生への応急手当講習会の取り組み等を踏まえながらお答えいたします。

まず、小中学生への応急手当講習会につきましては、平成22年度から、教育委員会や教育センターとも連携をとりつつ、応急手当と心肺蘇生法、AED取り扱いの基礎となる講習会を、市内小学校5年生と中学校2年生の全児童・全生徒に対しまして毎年度実施いたしております。その中でも、中学校2年生の職業体験学習として消防署に来られた生徒に対しましては、心肺蘇生法とAEDの取り扱いをより深く学んでもらうために、3時間の普通救命講習を受講していただき、普通救命講習修了証を発行しております。

また、学生インターンシップの現状といたしましては、平成22年度から今年度も含めた3年間で、星翔高校の生徒6名、大阪人間科学大学の学生4名を受け入れております。そのカリキュラムといたしましては、消防職員としての基礎知識、危険物施設の立入検査、ロープ等を使用した救助訓

練、大阪府立消防学校への体験入校、普通救命講習、消防署での24時間当直研修など、より実践に近い内容で実施いたしております。

○木村勝彦議長 野原議員、土地所有者への対応を問うておられましたけど、もし答弁が漏れておったら、後ほどまた答弁させますので、2回目をやってください。野原議員。

○野原修議員 それでは、2回目、質問させてもらいます。

上・下水道の統合についてでございますが、行財政改革第4次実施計画の作成時に、いろいろとメリット、デメリットについて検討されたと思います。その結果として、上・下水道の統合ということが結論付けられたものと考えております。先ほど、上・下水道で統合に向けて協議・検討されている旨の答弁がありましたが、いろいろと問題点、課題などもあるのではないかと思います。特に下水道では、公営企業会計の導入に向け準備されています。また、水道部では、大阪広域水道事業団との統合問題も昨今浮上してきた問題かと思えます。

そこで、今現在、上・下水道の統合に向けて、どのような課題、問題点があるのか、また、それらについてどのように取り組もうとされているのか、お聞かせください。

公共施設の安全管理に対する取り組みについて。

昭和42年から昭和50年にかけて増築された千里丘小学校で今回落下したコンクリート塊は、天井裏にあった長さ30センチ、幅15センチ、厚み5センチが二つに割れ、落ちていたと聞いています。また、今回、千里丘小学校を施工した業者が、校舎の増築工事を行った鳥飼西小学校と味生小学校においても危険箇所が発見されたと

答弁がありました。一定スピード感を持って対応されたことについては評価しますが、子どもたちの安全な居場所である学校の安全管理を徹底することをお願いします。

これらの事実から、工事における現場管理がなされていなかったのではないかと考えます。大量のインフラを管理するのが役所の仕事であるので、管理瑕疵というのは避けられないリスクかもしれませんが、市民の安全を守るため、万全な対策と努力が不可欠です。また、平成27年度までにすべての義務教育施設の耐震化を進めていく計画を持っていることから、現場の管理監督がきっちりとなされていることがまず重要であると考えます。

現在、本市の建築課職員は人数的に少数であり、職員による現場管理がしっかりとされるのは厳しい状況にあると考えます。このような状況が図書館や千里丘小学校の崩落などの状況となったのではないのでしょうか。建築事業は現場管理が委託されていますが、品質の確保を行うには民間委託で十分なのでしょうか。行政改革を進める状況下で職員数が削減されている中、現場の施工監督が十分なされていないのであれば、工事検査の体制を強化し、施工管理を補っていかねばなりません。現在の工事検査室の体制は2名であり、その2名の技術職員の方がいずれも土木職であると聞いています。義務教育施設の耐震化が進められる中、工事検査室の建築職員の任用が必要であると考えますが、現在の体制強化についてどのように考えられているのか聞かせてください。

また、耐震化できない集会所について、今後どのように進めていくのか、耐震化について多額の費用が必要になると考えます

が、耐震化できない集会所をどのように管理・維持していくのか聞かせてください。

府の見直しに対する強い姿勢であるとのことですが、具体的な本市の都市計画道路についての府の姿勢についてお聞きます。

府道でもある都市計画道路千里丘正雀一津屋線、並びに大阪鳥飼上上田部線の2路線について、府はどのような見直しの方針や方向性で挑まれるのか、お聞かせください。また、本市の都市計画でも見直しが必要であると思いますが、特にJR千里丘駅西口駅前広場に対する市の見直しの方向性について聞かせてください。

先ほどの土地所有者への対応というか、今までの答弁漏れのところに対しても考え方の補足をお願いします。

それと、消防に対してであります。小中学生への応急手当講習会の取り組みについて、平成22年度から積極的に取り組んでいただいております。心肺蘇生法やAEDなどの使い方を知っている児童・生徒が着実に増えていることが消防長の説明でよくわかりました。この取り組みにつきましましては、今後とも継続していただき、さらに多くの人に応急手当の知識や技術を広めていただきますようお願いいたします。

また、消防における学生インターンシップの現状についても、平成22年度から継続的に取り組んでいただいております。まさに命を預かる現場である消防という職場で、高校生や大学生が消防での学生インターンシップという貴重な体験の中から、救命や防災に対する意識や災害時での市民リーダー的な意識が芽生えたのではないかと考えています。そこで、この3年間の消防における学生インターンシップを振り返り、得られた手応えやエピソードがあれば、今後の展開も含め、考えを聞かせてください。

以上、2回目、終わります。

○木村勝彦議長 水道部長。

○宮川水道部長 2回目のご質問で、水道部にかかわります内容につきまして、ご答弁申し上げます。

上・下水道統合に向けた課題とその解決に向けた取り組みでございますが、何点かございます。

まず、事務スペースの問題。現在使用しております水道部を上・下水道で使用する とすれば、少しスペース的に無理があると、このように思われます。よって、この部分も検討していかなければならない内容かと考えております。

そしてまた、今現在、下水道部局が担当しております防災体制の内容でございますが、統合後にこの内容をどういうふうに整理していくか。水道部におきましても、常に破損等の緊急事態に対応するため、対処用の班体制をこさえているという状況でございます。これらの災害時の対応をしなければいなくなる、こういう状況になりますと、やはり人員の関係をどうするのか、検討していかなければならない課題かと、このように考えております。

それと、やはり人材の問題でございます。水道部は、公営企業会計を行います特殊な部署と申しますか、そういう状況でございます。日ごろより人材育成にはいろいろと苦慮いたしておるところでございますが、これに対する取り組みといたしまして、近隣市ですとか、あるいは関係団体の研修会等を通じまして知識習得に努めているというところでございます。

それと、企業団との統合というお話がございました。この統合に当たりまして、上・下水道統合にどういうふうに影響するかと、こういう形でございますけれども、

上・下水道統合によりまして、それぞれ共有化している部分、この部分が下水道部局において負担が増える可能性があるんじゃないかと。私どもは、企業団との統合に当たりましては、企業団とのまた同じ部門が発生しますから、その分は補えるというふうに考えておりまして、特に水道のほうにつきましては問題はないかなと、このように考えておるところでございます。

○木村勝彦議長 総務部長、工事検査室の体制強化の問題について、答弁を。

○有山総務部長 建築工事の検査及び検査室の職員配置にかかわりますご質問にお答えいたします。

工事検査は、書類での検査と現場での検査の両方を実施しております。書類での検査につきましては、契約書、設計図書、また、請負業者から提出されております施工計画書、各資材使用承諾書、材料品質試験表、工事記録写真などの書類に基づき、その工事の工程、品質、安全管理など施工状況の検査を行っております。

次に、現場の検査につきましては、設計図面や工事出来形管理図などに基づき、構造物の寸法や高さ、また、形状などの出来形検査や強度・性能・機能などの品質検査、また、完成構造物の美観・性能・できばえ検査などを行っているところでございます。

なお、工事記録写真では確認が困難となる主要構造物の鉄筋の配筋工事や基礎工事、完成時には仮設足場が解体される外装工事等、特に必要と認められる箇所におきましては臨時検査を実施しているところでございます。また、工事記録写真に記録がない部分などの確認作業につきましては、担当原課の日々の施工管理の範疇であるため、施工業者と監理委託業者、工事担当者が立ち会いの上、施工の段階確認をしております。

す。

そのような日々の施工管理が行われている上で、私どもとしては工事検査を行っているところでございます。

次に、工事検査体制でございますが、建築工事の専門的なことをさらに掘り下げ、工事検査を行うため、建築工事の検査の委託や工事検査嘱託員を採用するなど、工事検査体制の強化を検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の耐震化できていない集会所について、今後の管理運営、維持管理をどのようにしていくかというご質問でございますが、53の集会所のうち15か所は建築より35年を経過しており、集会所の老朽化は私どもとしても大きな課題と考えております。また、公共施設の耐震化につきましては、日常的に児童・生徒の使用する義務教育施設、それに準じる保育所、幼稚園、災害時に避難所となる施設や防災拠点を中心に順次進めておる状況でございます。集会所の老朽化の対策としましては、日常的な営繕は今までどおり行いながら、順次行われております耐震診断が今後集会所にも行われるものと思っております。これに合わせて本格的な老朽化の対策は進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○木村勝彦議長 大阪鳥飼上上田部線とか正雀一津屋線、それからJR千里丘駅西口の問題について問うておられます。答弁をお願いします。都市整備部長。

○吉田都市整備部長 先ほどのご答弁申し上げました中に、一部関係権利者、土地所有者に対しての責任と申しますか、その部分が答弁漏れということでご指摘いただいておりますので、申しわけございませんでした。それでは、先に答弁漏れをご説明申し

上げて、その後、引き続き2回目の答弁内容とさせていただきます。

大阪府におきましては、関係権利者に係ります土地所有者につきましても十分な説明を実施していきたいというふうな考え方を持っております。また、その理解を得る取り組みも、我々のほうは協議の中で申し上げております。ただ、この中に、府としての考え方でございますけれども、見直しによりまして制限が解除されたということにより、その土地の有効利用を図れるようにできるだけご説明申し上げて、そういう方向性でお話をしたいということも聞いております。ただ、我々とすれば、いろんな角度で今日まで制限をかけておりましたので、やはり補償問題的なものはどうなんだということを府に直接お聞きもいたしております。先導的にもう10市ほど動いていますけれども、今現時点では訴訟ということは我々は聞いてないんですが、ただ、先行しております東京とか、ほかの他府県でございますけれども、訴訟が起こっているということも聞いております。ただ、判例といたしましては、補償に値せずという判例になっているのが現状でございます。やはり土地の所有者の現状におかれてきた今日までの経緯を踏まえて、やっぱり訴訟の対象になる部分も今後府下でもあろうかなというふうには思っております。ただ、現状の判例といたしましてはそういう現状であって、府としてはできるだけ真摯にご説明申し上げたいというふうな姿勢で臨むと聞いております。

以上でございます。

それでは、2回目でございますけれども、都市計画道路の現状と将来に対する取り組みについてのうち、府決定路線の千里丘正雀一津屋線及び大阪鳥飼上上田部線の見直

しの方向性についてであります、大阪府の都市計画道路の見直しの基本方針の考え方につきましては、「人口増加、拡大型社会」から「人口減少、熟成型社会」へ推移、公共投資の制約、長期未着手による建築制限などの背景により見直しが必要との考えのもと検証されており、今後30年以内に着手が可能であるかどうかといった実現性の判断なども考慮され、見直しの方向性が整理されているところとなっております。本2路線につきましては、見直しの視点であります実現性や必要性などの評価とか検証をされ、廃止としての見直しの方向性が示されるものと聞いております。

次に、市決定路線の千里丘駅西口駅前交通広場にかかわる見直しの考え方についてでございますが、本駅前交通広場につきましては、市決定路線の都市計画道路千里丘駅前線に接続された計画となっております。現在、千里丘西地区市街地再開発準備組合で取り組んでいただいております市街地再開発事業計画におきまして、まちづくり計画と整合を図る必要がありますことから、今回の見直しスケジュールには該当することはできないものと考えております。

以上でございます。

○木村勝彦議長 消防長、学生インターンシップの3年間の評価とか、あるいはそのエピソードがあったらということで問うておられますので、答弁を願います。消防長。

○北居消防長 2回目のご質問にお答えいたします。

この3年間で実施いたしました消防での学生インターンシップ、これにつきまして、体験を終えた生徒、学生の感想を聞きますと、「最初は、規律やあいさつに対する厳しさ、そしてハードな訓練、このようなものに戸惑ったものの、すべてが命を預かる

現場に対する仕事としての責任であり、緊張感であるのだと感じた」といった声が多く聞かれました。また、今年度体験された大学生2人は、その後に大阪人間科学大学内で実施されました普通救命講習会にも、みずからはインターンシップの中で受講済みであるにもかかわらず、再度申し込みをし、学内での普通救命講習会では教える側のサポートとして参加したいと申し出られたと聞き及んでおります。このように、消防での学生インターンシップを実施することによりまして、学生の中に救命や防災に対するリーダーが育成されてきているのを実感しております。今年度は、残念ながら女子学生や女子生徒は応募がございませんでしたが、今後につきましては、女性にも積極的に学生インターンシップに参加してもらえるよう働きかけ、継続的に実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○木村勝彦議長 野原議員。

○野原修議員 それでは、3回目、質問させてもらいます。

上・下水道の統合に向けた課題や問題点をお聞きしましたが、その中で一番気になったのが人材育成という点です。上・下水道の統合に向けては、職員の育成が欠かせないものと感じましたが、このことについては一朝一夕にはいかないものと思います。長期的な観点で職員を育成する必要がありますが、これは一担当課でできるものではなく、全庁的な取り組みが必要だと思います。とはいえ、同じ職場に長期間配置することも問題があると思われます。やはり一定期間を置いて配置がえをし、組織の活性化も図らなければなりません。今後、上・下水道の統合を進める上で、単に2部を1部にするということではなく、全庁的なバ

ックアップがあって真の行財政改革が推進できるものと考えますので、そのあたりについて、市民にとって好ましい統合になることを望み、また、市長、副市長がイニシアチブをとって人材育成や職場の活性化を進めるよう要望します。

次に、公共施設の安全管理に対することに関してありますが、事務方としての部長の答弁では、そのような答弁になるのは一定理解しますが、場合によっては人命にもかかわる問題になる可能性もあります。建築構造物への検査体制を強化することは喫緊の課題であると考えます。副市長に今後の現場管理と検査体制の強化についての考えをお聞かせいただきたいと思います。

都市計画道路が、もし見直しにより廃止と判断がなされた場合、現状の危険な道路への対応や将来の摂津のまちづくりの観点から、市として府に対して現道の安全対策についてどのような姿勢で挑んでいくのか、お聞かせください。

消防における学生インターンシップの状況を振り返り、また、エピソードについて、この3年間で着実に成果が上がっているものと感じています。体験された学生が、救命や防災の知識をみずからがリーダーとなって他の学生に教えようという姿勢は、大災害時発生時においても避難や誘導といった場面で生かされると思いますし、多くの小中学生が応急手当から人を助ける気持ちや命の大切さを学ぶことにより、いじめをなくすことにも寄与できるものではないかと思います。また、このような経験をされた若い世代の人たちが、各地域での自主防災訓練において、率先して心肺蘇生法の実技に参加するようになれば、地域の防災リーダーとして育っていくと思います。そういったことを踏まえ、今後ともこの施策を

充実していただきたいことを要望します。学生インターンシップの今後につきましては、女子学生などにも幅広く参加をしてもらえるような方法で実施していただき、一人でも多くの学生リーダーを育成していただけるよう要望しておきます。

以上、3回目、質問を終わります。

○木村勝彦議長 都市整備部長、府に対する対応について。

○吉田都市整備部長 都市計画道路の見直し後に対する現道への安全対策への取り組みについてでございますが、大阪府の決定路線に対しましては、見直しについて、府はかなり強い姿勢で臨まれてはおります。都市計画事業での整備が困難な区間があると判断されている場合、本市といたしましては、見直しにより都市計画事業で整備できない場合におきましても、現道部は大阪府の責任でありますことから、現道への交通安全対策については、地域の安全・安心のために、その責任を果たしてもらう役割があるというふうに考えております。早期の歩道整備などを交通安全対策事業などにおいて実施していただくよう、大阪府に対して粘り強く訴えてまいり、また、大阪府が考えております都市計画スケジュールにおきましても、今後、市としては府内部で十分協議を尽くしていただくよう、その部分については強く申し入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○木村勝彦議長 副市長。

○小野副市長 工事検査室の職員体制についてのお問いでございます。この体制問題、全体を若干申し上げて、この工事検査室を申し上げたいと思います。

今回の決算の委員会等々でも多くの職員の充実ということを言われてまいりました。

過去からも、一方で職員体制を減らしていきながら人件費圧迫を抑えていく、一方では必要なところには入れていけということでございます。それは全くそのとおりでございますが、基本的に、今申し上げましたように、今日まで人件費の圧迫をできるだけ抑制しなければならないというふうに思っております。このことが現在の財政運営に大きく寄与したことは間違いございません。

その上で、一つ過去から言ってみいりましたのは、例えば給料、手当、いわゆる給与水準の見直しもやってみいりましたが、今現在考えておるのは、この雇用期限の定めのない常勤職員の定数をいかに抑制していくか、また、必要なところへ入れていくかということが基本的な観点だろうというふうに思っております。その上で、この常勤の一般職以外に、現在、再任用職員という形で言っておるわけでございますが、ご存じのように、22歳で入りまして60歳で定年を迎えると、それから原則として5年間再任用があるとなりますと、一たん採用いたしますと43年間の雇用ということになりますので、基本的には、継続雇用的な継続的な事業については、その常勤的な一般職という形で考えてまいりたいというふうには思っております。

それで、ただ、今後の課題としては、今、工事検査室の問題でございますけれども、過去においても非常勤特別職としての工事検査の嘱託員を採用したこともございます。それで、人件費の圧迫のことを考えてまいりますと、公務員の雇用形態、これは条例整備も必要でございますけれども、今申し上げました非常勤特別職としての採用という考え方と、専門的な知識、経験を有する者を、条例整備等もございますが、5年間の

形の中で一定の給与保障もしながら、一般の任期つき職員の採用ということもございます。したがって、工事検査室の現在の考え方の中で、総務部長は嘱託員の採用ということも申しております。そのことも入れまして、一番いい形の中で、現実の東日本大震災からのいろいろなご指摘を受けておりますので、今後の公共施設全体の維持管理ということになりますと、私も建築技術職の採用はすべきであると。市長も全くその形でもって指示も出されておりますので、どの形態でするのが一番好ましいかということ、常勤一般職、特別職、嘱託員、期限つき一般職員ということを考えながら、今現在その対応をいたしておりますので、25年度からは一定の方向をもって、こういうご指摘のないような形でもって処置をしてみいりたいというふうに考えているところでございます。

○木村勝彦議長 野原議員の質問が終わりました。

次に、嶋野議員。

(嶋野浩一郎議員 登壇)

○嶋野浩一郎議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますけれども、乳幼児の健康診査事業につきましてお聞かせいただきたいと思っております。

これは、昭和40年に制定がされました母子保健法の第12条、13条に基づきまして、親と子どもの健康を守っていくということを目的にいたしまして、そしてまた、日本全国どこに住んでいても同じようなサービスが受けられるということを趣旨といたしまして、この健康診査事業といったものが実施をされているわけでございます。昭和40年と申しますと、今から47年前、

約半世紀前ということになっていきますので、その後、社会の状況も大きく変化をしていき、そしてまた、医療を取り巻く環境といったものも大変に大きく変わってきたわけでございまして、その中で家庭のニーズも変わっていき、実際にこの健康診査事業の中で実施がされるメニューといったものにつきましても大きく変わってきたわけでございます。最終的には、平成20年の3月31日に改正がされまして、今現在に至っているという状況であるわけでございます。また、本市には阪急の新駅ができて、そのまちづくりの一環といたしまして保健センターのリニューアルといったものがなされてまいりました。市民の健康の増進ということにつきまして、非常に大きな一歩を踏み出したわけでございますけれども、その中で、とりわけ乳幼児の健康の増進ということにつきまして、非常に大きな柱となりますこの診査事業の現状について、まず1点目、お聞かせをいただきたいと思っております。

2点目といたしまして、地域福祉活動拠点についてお聞かせいただきたいと思います。

住み慣れた地域の中でいつまでも健康に過ごしていただく、これが福祉の、とりわけ地域福祉の方向性であるということにつきましては申し上げるまでもないわけでございます。これを実際に実現していこうとするならば、やはり気軽に運動を行う、楽しんで運動を行っていくという環境をどのようにしてつくっていくのか、非常に大きなポイントになってくるというように思うわけでございますけれども、その中で、中学校区ごとにまずはこの拠点となる施設を整備していこうと、その延長上に今度は小学校区ごとに設けていく、そういった方向

性が実際に示されていたと思うわけでございますけれども、1回目は、この地域福祉活動の拠点の現状ということにつきましてお聞かせをいただきたいなと思っております。

続きまして、3点目、防災についてお聞かせいただきたいと思います。

先ほどの野原議員の質問にもございましたけれども、あの3.11の大震災以降、いろいろと防災ということに対します意識は非常に高まってきたというように思うわけでございます。特に摂津市の場合は山もないという非常に平坦な地形ということもございまして、果たして一体何か起こったときにどこに逃げればいいのかということについては、非常に大きな関心事ではなかったのかなというように思うわけでございます。その一方で、この摂津市の特徴といったものを考えた場合には、非常に数多くの事業所が活動していただいているというようなこともございまして、やはりこの市内の事業所のいろいろなご協力をいただく、これは本市の防災機能を高めていくということについては大変大きな効果が期待できるんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

そこで、いろいろと今まで担当の部課として努力をされまして防災協定を結んでこられたと思いますけれども、市内事業所との防災協定の現状についてどのようになっているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、幾ら行政としていろいろと防災についての取り組みをしてきたとしても、やはり最後は市民の皆さんがどれだけ高い意識を持ていただくのか、そこに尽きるのかなと思っておりますけれども、市民の防災意識の向上ということについて、今、

どのような取り組みをされておられるのか、この点につきましてもお聞きをしたいと思います。

4点目といたしまして、小学校での英語教育につきましてもお聞かせいただきたいと思います。

小学校で英語教育が実施をされたのが昨年度だったと思います。1か年がたち、そしてまた2か年目の第2学期があと終ろうとしている状況でありますけれども、この小学校で英語教育を実施していくということについては賛否いろいろな意見があったと思うんです。しかし、その中で、やはり今、教育を受けている子どもたちがいずれ社会に出ていったときには、さらにグローバル化も進んでいき、いや応なくやはり英語を使う機会もこれは増えていくだろうというようなこともありまして、中学校教育の前倒しではない、そういった全く違った視点での英語教育を小学校の段階からやっていく、そのことの重要性といったものが改めて示されて、今、実施に至っているというように思います。これも私は、方向性についてはそのとおりだろうと思うんですけれども、しかし、そしたら、実際に現場の小学校で教えられる先生方からすると、いろいろな混乱もあったのではないかなと思うわけでございますけれども、実際に小学校での英語教育がどのようになされているのか、現状についてお聞かせをいただきたいと思います。

最後に、総合窓口の設置につきましてもお聞かせいただきたいと思っております。

前回の定例会の中で、市民課の窓口の委託というようなお話が出てまいりました。その視点といったものは、一つは財政的なお話であったりとか、あるいは職員の定数の話であったりとかしたわけでございまし

て、もう一つ、やはり本当の市民の皆さんにとって使いやすいものであるのか、こういった大きな視点があったのかなというように思っております。最後の本当の市民にとって使いやすいという視点に立ったならば、私は、市民の方の要望について、あるいはその用事について一元的に受けていけるような、そういう総合窓口の設置といったものが不可欠じゃないのかなというふうに思っておりますけれども、この点についての市の見解を、1回目、お聞かせいただきたいと思っております。

1回目は以上です。

○木村勝彦議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 では、乳幼児健康診査事業の現状についてのご質問にお答えいたします。

乳幼児健診は、母子保健法に基づく事業として、集団健診として摂津市立保健センターにて4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳6か月児健診を実施しております。また、個別健診として、医療機関委託により、おおむね1か月児が受ける乳児一般健診と、10ないし11か月児が受ける乳児後期健診を実施しております。実施方法は、個別通知にてご案内し、4か月児健診と1歳6か月児健診は月2回、2歳6か月児歯科健診と3歳6か月児健診は月1回実施しております。

健診内容は、月齢により、医師の内科診察や歯科健診及び心理発達相談等を行い、加えて3歳6か月児健診では、隔月ごとに視覚検診と聴覚検診を実施しております。

平成23年度の受診率は、4か月児健診99.5%、1歳6か月児健診97.9%、2歳6か月児歯科健診81.9%、3歳6か月児健診84.4%であり、平成20年

度と比較し、平成23年度実績は、4か月児健診で2ポイント、1歳6か月児健診で1.8ポイント、3歳6か月児健診で5ポイント上昇しております。未受診者の対策は、虐待予防の視点においても重要と考え、健診の再案内や保健師の訪問などにより全数の状況把握に努めております。

続きまして、地域福祉活動拠点についてのご質問にお答えいたします。

地域福祉活動の推進につきましては、地域において身近に集まることができる場所の整備が重要な課題であるため、社会福祉協議会と協働し、地域福祉活動拠点の整備に取り組んでまいりました。既に第一中学校区に平成13年4月デイハウスましたを、第四中学校区に平成19年4月あいあいホール別府を、第二中学校区に平成20年4月ゆうゆうホール鳥飼西の地域福祉活動拠点が整備されており、現在、第五中学校区において、旧教育研究所を改修し、整備を進めております。運営につきましては、校区福祉委員会にお願いし、高齢者を対象としたふれあいサロン、ふれあいリハサロン、また、乳幼児を対象とした子育てサロン等を中心にご活用いただいております。未整備の校区におかれましても、校区福祉委員会の皆様が、公民館や小学校の教室、スポーツセンター、集会所、いきいきプラザ等において、同様のサロン活動を実施していただいております。

○木村勝彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ご質問の民間事業者との防災協定の締結状況についてお答えいたします。

大災害が発生した際には、市が指定しております28か所の避難所には多くの市民の方が避難してこられることになります。

避難所の大部分は市の公共施設となっておりますが、市民が速やかに、かつ安全に避難するため、現在の避難所を補完・増強する一時避難所の提供を民間事業者にお願いし、防災協定の締結を進めております。現在の締結状況ですが、平成23年度に常盤産業株式会社、大阪漁具株式会社、芦森工業株式会社と防災協定を締結し、そのほかに、市内の府営住宅のうち一津屋にございます味生団地、正雀本町にございます正雀団地、鳥飼西にございます鳥飼西団地を一時避難所として大阪府と協定を締結しております。また、平成24年度には、市役所の南側にあります大阪職業訓練支援センターと協定を結び、また、摂津高校とは、従前、グラウンドのみを避難地としていましたが、新たに体育館と校舎を一時避難所として、また、薫英学園と防災協定を結び庄屋にございますキャンパスを災害時の一時避難所として使用が可能となりました。そのほかに、市が保有しております市営住宅の三島団地や一津屋第1団地、第2団地も一時避難所として使用していただけます。

次に、一時避難所以外のものとしまして、平成23年度には、オートサービス土井と災害時の道路上の障害物撤去の協定を締結し、平成24年度には、セッツカートン株式会社と災害時の避難所に使用できる段ボール製品、段ボールベッドなど提供協定を締結いたしております。また、現在、南千里丘で建設中であり三井不動産レジデンシャル株式会社の分譲マンションについて、敷地内に整備される公開空地やヘリポート、防災井戸の使用について協定を締結しております。

以上が本市における防災協定の締結状況でございます。

次に、市民の防災意識向上の取り組みに

についてお答えいたします。

昨年３月に発生いたしました東日本大震災において、地震とその後の津波により多くの人が犠牲になりました。また、福島第一原子力発電所の事故を引き起こし、未曾有の大災害となりました。メディアを通じ、災害の映像が繰り返し流されていることから、防災に対する備えの重要性を認識し、国民の防災意識は非常に高まりました。このことから、防災に対しましての出前講座の依頼が多く寄せられ、家庭での防災の備えの重要性について説明を行ってまいりました。また、毎年、小学校区での自主防災訓練が実施されましたが、災害時の行動に役立つ防災訓練の導入について地区の防災リーダーの方々と協議するなど、防災意識の向上に向け取り組んでまいりました。今年１０月２８日には、雨の中で実施されました柳田地区の自主防災訓練では、避難行動に主眼を置き、高齢者や障害者の方々を避難させるリヤカーや車いすを準備し、班ごとに助け合いながら避難をする訓練を行っております。また、参集した住民一人ひとりが備蓄品を入れたリュックを持って集合するという取り組みも行っております。この備蓄品を準備することは、防災意識を維持する上で非常に重要であると考えております。市としまして、簡単なこととして、自主防災訓練の中で自分で備蓄を入れたリュックを持っていただくことなど、今後の防災意識の向上につなげたいと考えております。

○木村勝彦議長 教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 小学校での外国語活動の実施状況についてのご質問にお答えいたします。

学習指導要領の改定により、小学校第５

学年及び小学校第６学年において外国語活動が昨年度より必修化されました。この活動は、原則として英語を取り扱うこととされ、外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成や、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことでコミュニケーション能力の素地を養うことをねらいといたしております。現在、各小学校では、５、６年生の担任を中心に外国語活動を年間３５時間実施いたしております。教育委員会では、音声によるコミュニケーションを補助するために、ネイティブスピーカーとしてＡＬＴ英語指導助手を各学校に１４日程度派遣いたしております。各小学校では、身近な体験的なコミュニケーション活動を中心に活気ある学習が展開されております。

課題といたしましては、学級担任を中心とした指導者が必ずしも外国語に堪能ではないことや、年間を通じた指導計画の作成が各学校に任されていることなどがあげられます。現在、大阪府教育委員会より、使える英語プロジェクト事業の指定を平成２３年度より３年間、第一中学校区が受けておりますが、課題解決のため、授業実践のみならず、カリキュラムの作成や地域人材との連携などについて、二つの小学校の取り組みの成果をさらに全市的に広げてまいりたいと考えております。そのため、公開授業の実施や小学校外国語活動担当者のワーキング会議や連絡会を定期的に設け、各小学校での外国語活動の質的向上に努めているところでございます。

○木村勝彦議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 総合窓口の設置についてのご質問にお答えいたします。

受付事務の総合窓口の設置につきまして

は、近隣市を含め、幾つかの市で実施していることは承知しており、共通する設置目的といたしましては、ワンストップサービスを基本とする市民サービスの向上を掲げられております。その導入に当たりましては、庁内数多くの部署との調整・検討が必要となり、新たなシステムの導入をはじめ、庁舎の改修等を行っておられる市も見受けられます。本市は、市民課窓口におきまして、大阪府からの事務移譲を受けてパスポートの発給を平成26年1月から実施する予定であり、また、税3課におきましては、税関係の諸証明の窓口を一括で行っているところでございます。また、今年の第3回定例会におきまして、市民課窓口業務の民間委託を行っていくための債務負担を計上し、来年7月からの実施に向けて事務を進めているところでもございます。このような一連の動きの集約の一つが受付事務の総合窓口化であると考えておりますので、今後も積極的に調査・研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○木村勝彦議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 それでは、2回目、質問をさせていただきますと思います。

まずは、乳幼児の健康診査事業についてでありますけれども、先ほど1回目で、特に受診率のことにつきましてお答えいただきました。23年度の実績といたしまして、4か月健診では99.5%の受診率があったと。3歳6か月健診では84.4%ということで、実に15ポイントも下がっているというような状況にあるわけですね。当然、健康診査を受けられない家庭の中には、先ほど1回目でおっしゃられました虐待の可能性といったものもある。そういった視点についてしっかりと持っていたくということにつきましては、大変重要

な視点なのかなと思いますけれども、そして、4か月児のときには受診をさせていたんだけど、3年6か月ではしなくなったこの15ポイントの方がすべて虐待なのか、決してそんなことはないわけですね。これは自然に考えたらそんなことはないわけでございまして、やはり実際に3歳6か月健診がされているメニュー、内容といったものとご家庭のニーズとのやはりギャップがあるんじゃないか、乖離しているんじゃないか、やはりそういった視点から私はもう一度考えていく、これが大事なんだろうなというふうに思うんです。

そこで、まず1点お聞きをしたいのが、この今実際にされています健康診査事業の内容、メニューについてのニーズ、あるいは満足度といったことについて実際に把握されておられるのか、調査しておられるのか、まずはこの点につきましてお聞きをしたいと思っております。

それと、次は、もう少し具体的なお話をさせていただきますと、3歳6か月健診の中での視覚・聴覚検査のことにつきましてお聞きをしたいと思うんですね。これは、この間の民生常任委員会の中の決算の審査の中でも実際に具体的なことにつきまして触れさせていただいたわけでありまして、この視覚・聴覚の検査につきまして、健康診査を受ける事前に問診票を書くわけですね。そこでチェックをしていくわけなんですね。そこで子どもに異常がないということをチェックしたならば、やはり細かいところまでは実際踏み込んで検査をするということにはならないわけなんです。これは、実際の検査のあり方というか、実際されている方法を考えていくと、やむを得ないところもあると思いますけれども、実際そのようになっております。

じゃ、どういう場合にこの問診票でチェックをするのかというと、一つは、子どもが、自分の異常と言ったらおかしいかもしれませんが、未発達の部分をお訴えすることができた場合、あるいはご家庭でそのことについて気づくことができた場合にはチェックをしまして、その後、もう少し詳しい検査に進んでいくわけなんです。ただ、しかし、3歳6か月の子どもの、ただおなかが痛いとか頭が痛いということにつきましては訴えることができたとしても、本当にちょっと目が見えにくいとか耳が聞こえにくいといったことについて、自覚症状をもって訴えることができるのか、また、そういった未発達なところについて、ご家庭で気づくことができるのか、私は非常に難しいことだろうと思うわけです。ということは、そういったことを子どもがもし含んでいたとしても、そのことに子どもも訴えることができずに、ご家庭もそのことに気づくことができずにスルーをしていくということがあるんだろうなと。

実際に私は、そういった例につきましても何例か実は耳にしております。3歳6か月健診では一定スルーをしたんだけど、その後、子どもが例えばよく階段でつまずくとかいうことにご家庭の方が気づかれて、ひょっとすると目の見え方がおかしいんじゃないかということで実際に医療機関に行かれた。市内の眼科ではなかなかそこまで詳しい検査ができなかったの、そこで紹介状を書いていただいて総合病院まで足を運んだ。すると、大変なことやと、ほとんど見えてないかもしれませんよということがわかって、今、矯正の眼鏡をつけている。もっと3歳6か月健診あたりのこの年齢あたりで気づいておったならば、恐らくこの症状は治ったかもしれないけれども、

これが5歳、6歳になったときに気づいてしまった結果として、ひょっとすると治らないかもしれないと、場合によっては光を失うことだってあり得ますよといったことが実際に指摘された、そういうことについて耳にしているわけでございまして、やはり私は、この3歳6か月健診における視覚・聴覚の、きょうは今、視覚のことにつきまして質問させていただきましたけれども、視覚・聴覚の検診ということにつきましても、さらなる改善が要るんじゃないのかなと、本当に子どもたちの健康を守るという視点からは、いろいろな取り組みが求められるんじゃないかなと思っておりますけれども、ぜひこの点について、現状ということにつきましても一度お聞かせいただきたいなというように思います。

それから、地域福祉の活動拠点につきましてご答弁をいただきました。今現在、第一中学校区と第二中学校区と第四中学校区では、もう既に拠点が整備をされまして活動していただいております。第五中学校区につきましても、そのめどは立っているという状況です。中学校区ごとに一つ整備をしていくという大きな柱からすると、じゃ、次は第三中学校区ということになっていくんだろうなと思うんですけども、旧の校区でいった場合に、第三中学校区には三つの小学校区があるわけですね、旧の校区でいったならば。実際に、じゃ、どうなのかというと、その旧の三つの小学校区では、新たに拠点を設けなくとも健康を増進するような取り組みといったことが実際になされているわけでございまして、じゃ、本当にこの第三中学校区について拠点を整備する必要があるのかなということについては、非常に大きな疑問が私自身の中でもあるわけでありまして。また、第二中学

校区の場合に考えた場合も、その拠点は鳥飼西小学校区にございます。聞くところによりますと、利用されておられる方、ほとんどの方が鳥飼西小学校区にお住まいの方だということについてもお聞きをしているわけであります。

となってくると、じゃ、鳥飼北小学校区でも要るんじゃないのかなということになっていくわけですね。じゃ、その鳥飼北小学校区といったことを見ていくと、実際に公民館がございますので、その公民館を使っていろいろされておられる。しかし、その公民館も、その小学校区の中での立地で見ると、非常に真ん中と言いつらいようなところにあるわけでございまして、やはりこういう福祉拠点のあり方ということを考えていった場合には、まだまだいろいろな改善点があるのかなというふうに思うわけであります。一つは、本当に中学校区ごとに一つ整備をしていって、その延長上に小学校区ごとになるというこの方針が、果たして現場の感覚として合っているのかなということについても、いま一度、私は見直すべきなんだろうなというふうに思っておりますし、また、実際に今、その拠点の中で利用されている皆さんの声といったことにつきましてもしっかりと聞いた中で、もう一度、これは、私はあり方について構築をしていくべきだろうなというふうに思っております。ぜひ利用者の方、そしてまた校区福祉委員会の皆さんの声を、地区の中で、いま一度、私は計画を練り直していただきたいなというふうに思っております。

また、鳥飼北小学校区の話を上申しましたが、鳥飼野々の市営住宅が三島住宅に移りまして、跡地の活用をどうしていくのかというようなお話にもなっていくわけでございまして、やはりそういった状

況も踏まえながらどうしていくのか、ぜひこの点につきましては、いま一度計画を練り直していただきたいなと、要望として申し上げておきたいというふうに思っております。

3点目の防災についてでありますけれども、事業所との防災協定の現状につきまして、本当に担当の部課としていろいろとご努力をされて、ご苦労されて取り組んでいただいているんだなということにつきまして、改めて感じることができました。非常にタイムリーな話なんですけれども、きょう、朝、役所に来ると、このハザードマップがメールボックスの中にございました。改めてこれを拝見していると、本当に安威川を挟んで以南と以北とで本当に大きな想定される被害の違いがあるんだなということにつきまして、改めて実感をしたわけでございます。さて、そういったときに、この防災協定を結んでいる事業所がどこにあるのかということ調べていくと、実は本来協力をしていただくべき安威川以南での地域、この地域での協力していただける事業所の数が実はまだまだ少ないんじゃないのかなというようにも見えてくるわけであります。この点について、今後どのような方向性で市内事業所との防災協定の締結につきまして進められていくのか、この点につきまして、改めて2回目の中で答弁をいただきたいというふうに思っております。

それから、防災意識の向上ということについてなんですけれども、個人的なお話で大変に恐縮でございますけれども、私は先月の末に宮城県の南部に行く機会がございました。その中で、いろいろの人とお話をさせていただいたんですけれども、その中でNPO団体の方とお話をするという機会に恵まれました。その方がおっしゃ

っておられたんですけれども、この3. 11の大震災を踏まえて、本当に今でも非常に高い防災意識を持っているところもあるんですよ。本当に週に1回ほどのペースで避難訓練をされたりとか、いろんなシミュレーションをしている地域もありますよ。ただ、残念ながら、それがすべてではないというようなお話もされておられました。やはり1年9か月もたっておりますので、少しずつなのかもしれませんが、防災意識ということについて、残念ですけども、弱くなってきている地域も実は見受けられるんですよというお話をお聞かせいただきました。私は、やはりそれは人間でありますので、ある種仕方ないのかなというように思っております。特に摂津市の場合は、あの阪神・淡路大震災の際にもそれほど大きな被害を受けているわけでもございません。実際に大きな被害を最近では受けていないという状況の中で防災意識を高いまま保つ、これは非常に難しいお話なのかなというように思っております。実際、香和自治会の取り組みにつきましても1回目の答弁の中で触れていただきましたけれども、そういう地域もありますけれども、まだまだやはりこの防災ということにつきまして、我が事としてすべての地域で取り組んでいただけるような、そんな取り組みについて行政が何かやはりいろんな仕掛けをしていくことが必要ではないのかなというように私は思うわけであります。

となったときには、もっともっと小さな単位で実際にワークショップを開いた中で、実際どうすることが必要なんだ、あるいは、今、支援システムなんかをつくっておりますので、地域の中には本当に実際どこに困った方が住んでおられるのかということについて、やはりその中で拾い上げていく、

それを通じて防災意識を高めていくといったことが大事なのかなというふうに思っておりますけれども、このワークショップの展開についてどのようにお考えであるのか、この点についても、2回目、答弁をお願いしたいと思っております。

それから、小学校での英語教育の点についてでありますけれども、今現在、小学校で教鞭をとっておられる先生方は、当然、英語を教えるといったことは想定をしていなかったわけで、そういった能力は求められてこなかったというように思います。それで、そういった状況の中で、昨年度から小学校で英語を教えていかなあかんということになって、それは大変なことになったんだろうなと思います。ですので、今現在小学校で教えておられる先生方にその能力を養っていただくというのは非常に無理があるなと、現実的ではないだろうなというふうに思います。そしたら、摂津市の中で、子どもたちに小学校の中で英語を教えていくという立場としてふさわしい方がおられるんじゃないかなと。私は、それは実際に今、中学校で英語を教えておられる先生方だろうなというふうに思うわけなんです。その先生方に、小学校で教える英語は中学校の英語学習の前倒しではないとはいうものの、少し研修を重ねることによって、私は本当に有能な先生として働いていただけるんじゃないかなと。また、中学校の先生が小学校で教えていただけるということで、子どもの立場に立ったときに、いわゆる段差緩衝ということについても非常に大きな効果が期待できるんじゃないのかなというふうに思っておりますけれども、この点についてどのようにお考えであるのか、この際お聞きをしたいなというふうに思っております。

それから、総合窓口の設置の問題でございます。先ほど市長公室長からご答弁をいただきまして、いろいろな流れがございます。その集約として総合窓口があるんですよというようなお話をお聞かせいただきまして、私は、総合窓口の設置ということにつきまして、一步、前向きな答弁をいただいたんだろうなというふうに理解をしているわけなんですけれども、それならば、この総合窓口を実施するに当たって、今後どのような点を解消していくべきであるのか、その具体的な課題ということにつきまして、2回目、答弁をお願いしたいと思っております。

2回目は以上でございます。

○木村勝彦議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 では、嶋野議員の2回目の質問にご答弁させていただきます。

乳幼児健診の内容につきましては、母子保健事業の実施要綱等に定められており、その内容に沿って実施しておりますが、乳幼児健診参加者の満足度に関する調査につきましては、現在のところ実施しておりません。

3歳6か月健診と同時に実施しております視聴覚検診は、ご家庭で視覚・聴覚症状のチェックと自己検査を実施していただくための検査キットを個別にお届けし、ご家庭で実施していただき、その結果をアンケートにご記入いただいて、健診当日にご持参いただくという形の検診を実施しております。健診当日は、このアンケート結果を確認し、保護者への聞き取りにより症状がある場合はもちろん、検査ができなかった場合も含め、2次検診として再度視覚・聴覚検査で確認するとともに、眼科医、耳鼻科医の診察を受けていただいております。ご家庭で簡易検査を実施していただく目的

といたしましては、3歳6か月という小さいお子さんでございますので、安心した慣れた環境の中で検査を実施していただくということに主眼を置いております。

視聴覚検診の平成23年度の受診率は、視覚検診が52.5%、聴覚検診が58.7%と、過去5年間では五、六十%台を推移しております。受診率の低さは隔月実施によるものが大きいと考えており、今後、必要な方には全員再検査を行いながら、医師の診察が必要と判断される場合は、確実に2次検診を受診していただけるよう勧奨を強化したいと考えております。また、3歳6か月の幼児では、検診時間が長時間に及ぶと検診当日での再検査実施が困難な場合もあり、必要な方には紹介状の発行を行うなど、医療機関への受診を選択していただけるようにするなど、体制を検討して充実を図ってまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の民間事業者との防災協定の今後の方向性についてでございますが、防災協定の締結につきましては、昨年度より民間企業、国の施設、府の施設、それから私学の学校でありますとか、こういうところと順次協議を進めております。しかし、協定の締結に至るまでには、災害時の避難者の受け入れをする事業者側の体制、特に問題になりますのは、夜間や休日の対応ということが問題になっております。また、事業所敷地内の市民の安全の確保をいかに行うか、受け入れる側の事業者とお願いをする市側の双方の課題となっております。また、事業者として市民に入っていないだきたくない区域、また、地域的にいろんな制約がございます。その一方で、一時避難所に指定された建物の中には、事業者に対し地元自治会が強く必要性を求め、事

業者自身も地域への貢献、社会貢献ということの考えから市と協定をいただいたというケースもございます。

市では、昨年、避難勧告等の判断マニュアル、伝達マニュアルを作成し、現在、地区ごとの洪水ハザードマップを配布する準備を進めております。そのマップでは、議員ご指摘のように、淀川、安威川が決壊した場合、特に安威川以南の区域の浸水被害想定はかなり深刻なものがございます。マップの中では高い建物への垂直避難も明記をさせていただいておるところでございます。しかし、防災協定の締結を進めていく必要があると考えておるところでございます。今後につきましても、事業者の方々に必要性を理解していただき、また、周辺住民からも後押しをいただきながら、多くの市民の方々が迅速に避難できる高い建物への防災協定の締結に向けて粘り強く協議してまいりたいと考えております。

次に、議員ご提案の防災に関するワークショップの開催についてでございますが、現在の地域防災計画では、災害が発生した場合に備え、その所属する部署の職員の側の役割が明記されております。例えば、避難所の開設や市民への広報など、この計画に基づき行動することを規定しております。職員は、初動において市民の安全を図る体制を整備しております。さらに、大規模な災害に対しましては、大阪府や国、他の自治体の支援を求め、対応することとなります。災害時に職員が実施できる公助は限定的であり、市民の方々にできる限り自助や共助の意識を持っていただくことは非常に重要なことだと考えております。地域での話し合い、避難所への経路や危険箇所マップをつくるなどの取り組みは、自助や共助の意識につながるものだと考えております。

現実に「釜石の奇跡」で有名になった釜石市では、防災教育でも生徒たちに安全マップをつくる授業を行っており、自分たちで逃げる避難行動を起こさせたきっかけになったと聞いております。ご提案のございましたワークショップについて、地域で自由に防災について話していただく場、また、市民の自助・共助の意識を持ってもらう場として有効であるというふうに考えております。今後、地域等を調整しながら実現に向けて検討してまいりたいと思います。

○木村勝彦議長 教育次長。

○馬場教育次長 小学校と中学校が連携しました教科や領域の取り組みの重要性についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、中学校の教員が専門性を小学校の高学年の授業に生かすことは、児童の興味・関心をさらに高めるといふ点において大変意義深いことであると考えております。中学校での外国語の目標は小学校の外国語活動の目標を踏まえて設定されており、両者の関連を留意することは大変重要なことであります。また、この点は、他の教科、領域でも同様でございます。

本市では、現在、いきいきスクールの取り組みにおいて、小中学校を兼務する教員は3名おります。そのうち第二中学校の兼務者は、中学校区の二つの小学校の高学年で算数の授業を行っており、教科の専門性を生かすとともに、小学校と中学校をつなぐ役割も担っております。本市が取り組みます小中一貫教育のねらいは、本市の義務教育9年間で児童・生徒が安心して学ぶ中で、生きる力を確実に身につけることでございます。安心の観点から、ややもすると生徒指導を中心とした取り組みが先行いたしますが、児童・生徒にとっては学びの上での安心感の確保も大変重要でございます。

現在、各中学校区で小中合同の研修が毎年行われておりますが、その中で、教科、領域の一貫性についてもさらに重視し、いきいきスクールの拡大もさらに進めていきたいと考えております。

○木村勝彦議長 市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、総合窓口の設置についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の設置に向けての課題は幾つかございます。財源の調整、OAシステム等の調整、庁舎設備の調整、内部の事務の調整、また、組織機構の調整などがございます。また、事務及び経費の効率性を考えながら、いかに効果的に市民サービスの向上を図っていくのかも課題であると考えております。人件費を含む経費の縮減を行いながら市民サービスの維持・向上を実施していくことが求められていると考えているからでございます。まずは、ステップとしましては、市民課の窓口業務をスムーズに民間へ委託していくことが重要であると考えており、その後になります。先進市の事例を参考に関係部署と調整を行っていく予定でございます。

○木村勝彦議長 嶋野議員、先ほどの3年6か月健診について、そのニーズと満足度について問うておられたと思うんですが、その辺の答弁が抜けておったような気がしますけど、どうしてもということであれば改めて3回目で問い直してください。嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 それでは、3回目、させていただきますと思います。

まず、乳幼児健康診査事業のことについてでありますけれども、先ほど2回目で指摘をさせていただきました4か月児健診と3歳6か月児健診との受診率の大きな差異というのは、私は、やはり当然虐待という

問題もありますし、その視点も大事だと思いますけれども、本当にニーズだったりというところとはまた乖離しているんだろうなというふうに、実際に素直にそう思うんですよね。ですので、そういったことをされておられないということについて、先ほどおっしゃられたと思いますので、ぜひそこらについては実施をしていただきたいなと。それでまた、本当にどのような内容、メニューが実施されるべきなのかということについても、ニーズ調査ということにつきましても併せて実施をしていただきたいなということを、これは一つ要望として申し上げたいと思います。

それから、3歳6か月健診における視覚・聴覚のことにつきまして、きょうは視覚ということの一つ例に出させていただきます、非常に具体的なお話をさせていただいたように思っております。ぜひ、まずはそういったことがあるんだということについて広く周知をしていただきたいなと、これは一つお願いをしておきたいと思っておりますし、実態の調査ということにつきましても、私はぜひこれはお願いをしておきたいなというふうに思うんです。というのは、私は大変に狭い範囲の中でこういったことについて耳にしていまいりました。ある幼稚園のあるクラスの中で、実は複数そういった子どもがいるというような状況もあるわけございまして、恐らくですけども、その幼稚園のその学級だけの問題ではないだろうなと。恐らく、もっともっと調べていくと、将来的に弱視になってしまう、ともすると光を失ってしまうというケースが実は隠されているんじゃないのかなというふうに思っております。しかし、そういったことについてはなかなか周知がされていないという状況もありますので、

ぜひその点につきましてはお願いをしておきたいなというように思います。

それと、そしたら実際どのような手法を用いたらいいんですかという話になっていくと、非常に難しいところもあるんだろうなと思っております。決算のときにも具体的なお話をさせていただきましたけれども、例えば3歳6か月児の健診のときに、子どもたちが視覚や聴覚について専門的に見ていただけるような無料クーポンを配ると、私は非常に効果があるんじゃないのかなというように思っております。当然これは財政的な点でも大きな支出を伴うでしょうから、いろいろと検討される余地があるのかなと。また、これが私のベストの方法であると思っておりますので、ぜひ子どもたちの健康を守っていくという観点から、こういった健康診査のあり方がいいのか、また、どのような取り組みがいいのか、ぜひこれは取り組んでいただきたいなと。医療キットをご家庭に配って簡易検査をしていただくというお話がありましたけれども、これは、親の視点からすると、なかなか子どもの視覚や聴覚の未発達さというのを認めたくないという心理が絶対働きますので、私は、それではなかなか発見につながらないと思っておりますので、ぜひこの点につきましては前向きに検討していただきたいなと思っておりますし、引き続き、私はこの点についてどのような改善が図られていくのか、今後も注目をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、防災のことにつきまして、2回目、総務部長から答弁をいただきました。このハザードマップ、今回は地区ごとにつくっていただいておりますので、これは1月1日号の広報せつつと同時に全世帯に配布

をしていくということになっていくと思います。実際に、例えば安威川以南の方が、このハザードマップを目にされたときにどう思われるかということ、よくわかったと、非常に甚大な被害が出るんですよね、じゃ、どうすればいいんですかというところに必ずなるわけですよね。そのときの答えが今あるのかということ、恐らくしっかりとした答えは出せないということになるんだろうなと思っております。当然、事業所との防災協定になりますので、幾ら行政だけがやりますやりますと、頑張りますと言っても、それに協力をしていただく事業所が出てこないことには非常に難しいのはよくわかっておりますけれども、しかし、ハザードマップを配って問題提起をする以上は、しっかりとこれは協定の締結というところにまで私はいつていただきたいなと。そのためのいろいろな仕掛けづくりにつきましても検討いただきたいなというふうに思っております。

以前、私は本会議の中で、いわゆる事業所のCSR活動を推進していくためにいろいろと提案をさせていただきました。例えば、いわゆる公共事業の入札のことにつきましても、どのようなCSR活動をしていただいているのか、一定考慮に入れるべきでないのかなというようにお話もさせていただきましたけれども、ぜひそういったことも視野に入れながら、防災協定の締結が一つでも多く進んでいきますようによろしくお願いをしたいと思います。

それから、防災意識の向上ということにつきまして、一定マップづくりの有効性ということにつきましては、今、部長としても認めていただいたんだろうなというふうに思っているわけでありまして、やはり自分たちの地域のことを自分たちで考

えていく、そして自分たちでマップをつくっていく、その作業が非常に大きいんだろうなというふうに思っておりますし、やはりそのマップづくりの中でいろんな多くの視点をその中で入れていくことによって、本当に有効なマップというのがつくられていくと思っておりますし、そのことがひいては防災意識の向上ということにつながっていくんだろうなというふうに思っているわけでございます。そしたら自発的にそれぞれの地域で取り組んでいくのかというと、これは非常に難しいところもございまして、まずその第一歩ですよね。その先駆けをぜひ行政主導となってつくっていただきたいなというふうに思っておりますので、これも引き続きお願いをしたいなというふうに思っております。

それと、小学校での英語教育ということについてであります。先の総選挙で、野原議員もおっしゃっておられましたけれども、自由民主党と公明党の連立政権が恐らくできるんだろうなというふうに思っております。改めて自民党の公約を見てみますと、小学校の段階から、たしか5年生、6年生であったと思いますけれども、いわゆる教科担当の先生を導入していきますよというようなお話があったのかなと思っておりますので、ひょっとするとそういった方向に進んでいくのかもしれませんが、ただ、しかし、そういった方向が示されたとしても、すぐにそれが実施をされるわけじゃないというふうに思っております。となると、今、小学校の高学年である、そしてまた来年、再来年に高学年になる子どもたちに対して、どういった英語教育を小学校の段階で実施していくのかというのは大変に大きな視点だろうなと思っておりますし、そのことについて、ぜひ摂津市の教育委員

会としてもいろいろな工夫をしていただきたいなと。先ほど、小中連携のお話について、一定その効果ということについては認めていただいたと思っておりますので、本当に子どもたちにとって、今回のこの小学校教育が目指している目的といったものが達成されていくのか、ぜひいろいろな視点からどのような方法がいいのか検討していただきまして、実施をしていただきますように、これも要望として申し上げておきたいなというふうに思っております。

それから、最後になりますけれども、総合窓口の設置の点についてであります。まずは今の市民課の窓口を委託していくと、そして、その先に総合窓口ということにつきましても検討していくということになっていくのかなと、そのように理解をしたわけでありまして、私は、民間に委託をしていくというときに、やはり総合窓口にしておかないと本当の意味でのメリットといったものはないのかなというふうに思っておりますし、そもそも市民の方々にとって本当に役に立つところになるのかなということを考えると、やはりこの総合窓口といったものは欠かせないものだろうなというふうに思っております。ぜひこれは総合窓口といったものを設置していただきまして、その総合窓口を民間に委託していくという方向で進めていただきますようによろしくお願いをしたいなというふうに思っております。そしてまた、その総合窓口ができた際には、例えば土曜日でありますとか日曜日の開庁といったことにもやはり私はつながっていくのかなというふうにも思っておりますので、この点につきましてもひとつご検討いただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○木村勝彦議長 嶋野議員の質問が終わりま

した。

次に、上村議員。

（上村高義議員 登壇）

○上村高義議員 それでは、順位に基づきまして一般質問させていただきます。

その前に、先の衆議院選挙におきまして、民主党中心の政権から自民党中心の政権にかわりました。私の今回の質問は、国の管轄する質問項目も含まれております。ぜひ前向きな答弁がいただけるものと期待しながら質問させていただきます。

それでは、質問に入ります。

まず、1点目の淀川河川公園（鳥飼中地区）の整備についてであります。通告では地区を「鳥飼中」と書いておりましたが、淀川河川事務所の整備計画図では「鳥飼下地区」となっておりますので、「鳥飼下地区」と修正をさせていただきます。

それでは、1の（1）の淀川河川公園（鳥飼下地区）の整備計画についてお尋ねいたします。

現在、この地区におきまして整備工事が行われております。先般、私も現地を見に行ってきたわけですが、非常に広大な土地が今整備されつつあります。このことについては市民からも大きな関心が寄せられております。それで、この工期、いつごろ完成するのかということと、その設備内容、施設内容はどういったものができるかを一度お聞かせいただきたいと思います。

それと、この仁和寺大橋の上部、ここは鳥飼中地区になるんですけども、この不法占用状態にあるグラウンドについて、今どのような状況にあるのかも聞かせをいただきたいと思います。

次、1の（2）淀川河川公園グラウンドの摂津市民優先利用についてお尋ねいたします。

かねてより淀川河川公園の施設について、摂津市民が優先的に使用できるようにしてほしい旨の相談が多く寄せられております。そこで、今回整備中の施設について、市民の優先利用ができないものか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、2番目の治安の観点から見た淀川堤防除草についてお尋ねいたします。

淀川堤防中段の歩道、自転車道は、鳥飼西小学校の通学路として使用されております。私、昨年の12月議会におきまして、通学路問題について、この場で改善を要望し、教育委員会に素早い対応をいただきました。そのときに通学路の安全確保に関する要綱もつくっていただきました。その後、亀岡市で通学中の児童に車が突っ込むという悲惨な事故があり、それをきっかけに大きな社会問題となって、全国の通学路一斉安全点検が指示されました。摂津市においては、これに先んじて、先の要綱をもとに迅速な対応ができたというふうに伺っております。

また、歩道の管理者であります土木下水道部とも連携も密に行っていたいただいており、除草回数を年3回から年4回に増やしていただいております。このことについては非常に感謝いたしておりますが、通学路左右1メートル周辺は市が除草していただくんですけども、10月下旬ごろになっていきますと、淀川堤防全体の草が伸びてきて、通学路を通っている子どもが周辺の方から見えにくいということで、市民のほうから苦情が寄せられております。とりわけ、そういう子どもたちの安心・安全を守るための不安があるという声であります。そこで、この淀川堤防全体の草刈りを、どう淀川河川事務所と連絡をとっているのか、どういう考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

います。

次、3番目、消防行政の広域連携の取り組みについてお尋ねいたします。

消防行政の広域連携については、既に関係市と協議中であると伺っておりますが、最新の情報をお聞かせ願います。広域連携につきましては、4番目の水道事業の広域連携でも質問しておりますが、今後の少子・高齢化、あるいは人口減少、財政負担等々を考えたときに、避けては通れない方向があると思われませんが、大阪消防庁構想や消防行政広域連携の取り組み、その進捗状況について答弁をお願いいたします。

4番目、水道事業の広域連携取り組みについてであります。

水道事業の広域連携については、既に大阪市以外の42市町村で企業団が設立され、運営されておりますが、ネックであった大阪市の加入について、先般10月22日の検討委員会議事録で報告されておりますが、大阪市の提案に対し、異論が出て紛糾しているように感じます。摂津市にも大きく影響するものと思われませんが、今までの経緯、協議内容、スケジュール等々について答弁をお願いいたします。

以上で1回目を終わります。

○木村勝彦議長 暫時休憩します。

(午前11時52分 休憩)

(午後 1時 再開)

○木村勝彦議長 休憩前に引き続き再開します。

都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 淀川河川公園(鳥飼下地区)の整備計画についてのご質問にお答え申し上げます。

ご質問の淀川河川公園(鳥飼下地区)の

整備でございますが、国土交通省淀川河川事務所におきまして、平成24年9月12日から平成25年2月28日の工期で工事発注がなされ、現在、地域の方が憩える場、散策や自然観察、グラウンドゴルフも可能な多目的広場、バーベキューエリアなどの地域交流行事に活用できる広場、そしてジョギングコース、緩衝緑地エリアなど、ワンドエリア、自然観察広場、展望広場を除く整備が実施されております。

淀川河川保全利用委員会からもご指摘がございました淀川仁和寺大橋付近の不法占用のありました場所は、木柵で囲い、河川公園整備工事及び同時期で施工されております堤防強化工事の工事現場事務所、資材置き場として使用されており、現在、不法占用の状況は解消されているものと思っております。

なお、公園利用の開始時期につきましては、多目的広場の芝生養生期間が必要なため、来年春ごろの供用開始と伺っております。

○木村勝彦議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 淀川河川公園グラウンドの摂津市民優先利用についてのご質問にお答えいたします。

淀川河川公園(鳥飼地区)には、野球場3面、テニスコート10面、陸上トラック、サッカー場、フットサルコートなど、多様な屋外スポーツ施設が設置され、年間を通じて広く利用されております。本市は、これまでこの鳥飼地区内のスポーツ施設の優先利用について、淀川河川事務所に要望し、折衝を重ねてまいりましたが、国の設置した公園については、たとえ自治体であっても特定の団体に優先利用させることはできないとの見解でございます。

ご質問の今年度整備予定の多目的広場に つきましては、淀川河川事務所によります と、当面は通常の淀川河川敷内の芝生広場 と同様に、どなたでも自由に利用できる施 設として位置付けられ、利用申請や利用料 金は設定されないものと伺っております。 なお、同広場でグラウンドゴルフ大会等を 開催される場合には、事前に占用許可を取 っていたいただければよいとのことござい ます。

○木村勝彦議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 治安の観点から見た 淀川堤防除草につきましてのご質問のうち、 土木下水道部に關します内容をお答え申し 上げます。

淀川右岸堤防の除草につきましては、本 市が国土交通省から占用しております市道 南別府鳥飼上線と堤防のり面中段に設けて おります自転車・歩行者専用道路淀川右岸 線のそれぞれ道路際1メートルの草刈りを、 占用許可条件の中の指令書を受けまして除 草を行っているところでございます。淀川 を管理しております近畿地方整備局淀川河 川事務所では、本市などが行います除草範 囲を除いた堤防のり面の除草を実施してい るところでございます。

除草の頻度でございますが、平成22年 度までは淀川河川事務所が年3回の除草を 行っており、本市でも、河川事務所の除草 の時期に合わせ、除草業務を発注してまい ったところでございます。しかしながら、 平成23年度から河川事務所では淀川の維 持管理費が削減されたため、除草の年間回 数を3回から2回に減じられてまいりまし た。現在、河川事務所が行う年2回の除草 と本市が行っております年4回の除草にバ ランスが悪いため、堤防のり面の一部分に

背丈の高い草が存在し、淀川沿道の環境の 悪化や自歩道の利用者に危険が及ぶ事態が 発生する危険性も想定されるところから、 再三除草回数の復元を要望してまいりまし たが、河川事務所では堤防管理の維持に必 要な2回分の除草の予算しか確保できない との回答でございます。今後も除草の予算 確保と年3回の除草回数の復元を、淀川河 川事務所に対しまして公文書での要望で強 く申し入れてまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 治安の観点から見た淀 川堤防除草について、教育委員会に係るご 質問にお答えいたします。

通学路の安全対策につきましては、本年 4月に亀岡市で発生した交通事故などを受 けて、市町村において教育委員会、道路管 理者、警察署などによる合同点検を実施し、 対応を検討することとされました。本市に おきましても、関係機関に呼びかけて合同 点検を実施し、児童・生徒の安全確保に向 けて協議を行っているところでございます。

また、ご質問にありましたように、本市 におきましては、これに先立ち、本年3月 に摂津市立学校の通学路に関する要綱を制 定していたことから、国からの合同点検実 施の通知に対しても円滑に対応できたと考 えております。淀川堤防の通学路部分にお きましては、雑草が茂って道路部分が狭く なることにより通行が危険であるとの指摘 もいただいておりますことから、中段の道 路部分における除草回数を増加するなどの 対応をしてきております。淀川河川事務所 が除草している部分につきましては、児 童・生徒に安全面での危惧があることは教 育委員会としても認識をしており、土木下 水道部と連携いたしまして淀川河川事務所

を訪問し、除草回数の復元をこれまで申し出てまいりました。今後とも淀川河川事務所に対して粘り強く要望してまいります。

○木村勝彦議長 消防長。

(北居消防長 登壇)

○北居消防長 消防行政の広域連携の取り組み状況につきましてお答えいたします。

まず、大阪消防庁構想でございますが、今年6月6日、府市統合本部における消防に関する担当者説明会が開催されました。その説明において、府市統合本部としては平成27年度をめぐりに大阪都構想を実現させ、その枠組みの先に大阪消防庁構想があるので、各市町村においては従来からの近隣市との広域化や指令業務の共同運用について継続して取り組んでいただきたいとの内容でありました。そのため、本市におきましては、従来から取り組んでおります吹田市、茨木市との指令業務共同運用についての検討会をさらに活発に実施した結果、本年11月1日には、吹田市、茨木市との3市間で総務、警防救急、指令システムの各部会を設置し、より具体的な検討作業を行っているところでございます。

また、具体的なスケジュールといたしましては、来年12月をめぐりに市議会のご意見もいただき、平成26年3月の協議会設立を目指しております。その後は、協議会での検討を重ねまして、平成28年度中には消防指令業務の共同運用を開始したいと考えております。

○木村勝彦議長 水道部長。

(宮川水道部長 登壇)

○宮川水道部長 水道事業の広域連携、取り組み、進捗についてお答えいたします。

まず、取り組みの状況でございますが、本年8月をめぐりに水道事業統合検討委員会を設置し、統合案を取りまとめておりまし

た。8月に提出された中間報告(素案)において、互いの施設、人材を共有化・共同化により、府域全体のメリットを追求することとなったところでございます。その中で、大阪市に対し、会計統合をどのようにするのか、大阪市の人員削減、外郭団体への随意契約などの課題が出されたものでございます。その案に対し、橋下大阪市長から、大阪市が統合を判断するためには、一定期間内に43市町村すべてが浄水場等の資産を企業団に承継して、企業団との事業統合を行い、府域一水道を実現することについて43市町村の方針確認が必要との提案が出されました。しかしながら、各市町村との統合については、当初より大阪市との統合とは別問題で、時間をかけて企業団で協議することになっていたため、8月25日に行われました42市町村の首長会議において、統合条件について引き続き検討することになりました。企業団としましても、府域一水道を目指していることから、今後の市町村との統合条件についての議論も必要なことから、来年1月以降に開催を予定されている首長会議におきまして協議されることになっております。その統合条件でございますが、主なものは、資産については負債も一緒に無償譲渡すること、企業団は技能職員、外郭団体を持たないことでございます。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、統合内容を、企業団を構成するそれぞれの市町村におきまして、それぞれの12月議会におきまして報告させていただき予定で作業を進めておりました。しかしながら、説明させていただきましたように、大幅におくれている状況でございます。しかるべき時期が参りましたら議会へのご報告をさせていただくことになるもの

と考えております。

○木村勝彦議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目の淀川河川公園に関するところでありますけども、今、説明がありましたように、来年の2月28日に完成すると、そして春ごろから供用開始になるというふうに伺いました。現場は、私も見に行っただけですが、非常に広大な土地で、面積が1万平米以上の多目的広場ができるということでもあります。まさにこの摂津市に近いところでこういった施設ができ上がるということについては、非常に市民も高い関心がありますし、何とか摂津市民優先ということで質問させていただきました。過去にも同じような質問をさせていただいております。何としてでも粘り強く交渉して、摂津市民優先使用ができるように取り組んでいただきたいということで要望しておきます。市長にも3回目に質問をさせていただきますので、まとめて市長のほうからこのことについてもお答えを願いたいと思っています。鳥飼地区には、これといった公共施設が今のところ建設予定はないので、何としてでもこのことの実現をお願いしたいというふうに要望しておきます。

それと、二つ目の治安の観点から見た淀川堤防除草ということについてでございますが、なかなか淀川河川事務所のほうが草刈り回数を増やしてくれないということでありまして、去年もこの議会で質問させていただいて草刈り回数を増やしていただいたんですけども、やはり今年になって現場に行ってみると、周辺の雑草が生い茂って、通学路だけがきれいに刈っておるんですけども、周辺から全く子どもたちの姿が見えないと、そこで何があっても全く気がつ

かないという状況が想定されるので、保護者の方から何とかしてほしいという声があったわけです。やはり淀川河川事務所との連携をきっちりするということが大事なので、今回、市のほうも、教育委員会のほうも粘り強く申し入れをするということをやりました。書面でぜひお願いしたいと思っていますし、そういう形で進むものと思っています。このことにつきまして、教育長としてこの通学路問題についてどう対応していくか、このことについて意思を確認しておきたいと思っていますので、答弁をお願いしたいと思っています。

三つ目の消防行政ですけれども、今、お話がありましたように、連携について着々と進んでいるというふうに報告がありましたけども、広域連携というものは、摂津市にとって避けて通れないような気が私はするんですけども、連携なので、こっち側の意見もありますし、相手側の意見もありますし、双方が歩み寄って、いい条件で折り合いをつけるということが大事になってくると思いますが、そういった中で、若干変更もあったように思われますし、現状でどういう課題が浮き彫りになってきているのか、一度整理してご報告を願いたいと思っています。それをクリアしていくことが、よりよい連携につながっていくと思いますので、そこら辺の現在進んでいる状況と、進めていく中でのいろんな課題があったと思いますけれども、それを一度ご報告願いたいと思います。

次に、4番目の水道事業の広域連携ということで、今、進捗状況の報告がありました。予定よりも大幅におくれてきているということであります。議事録を読んでも、橋下市長の言うことに対して各市長が異論を唱えたりということであります。

とりわけ資産の無償譲渡等が、それは大阪市にも該当するし、摂津市にも多分該当するんだろうというふうに思っています。そこら辺の折り合いをどうつけるかというのが非常にこれからの議論の焦点になっていくんじゃないかなと思っています。そういった中で、摂津市のことについて、当部局としてそのことをどうとらまえているのか、一度考えをお聞かせ願いたいと思っていますし、この1月に首長会議があるわけですが、それまでにやっぱり摂津市としての内部の議論をきっちり詰めていく必要があると思っていますので、その方向性について一度確認をしておきたいと思っていますので、ご報告をお願いいたします。

以上でございます。

○木村勝彦議長 教育長。

○和島教育長 淀川の除草の問題でございすけれども、先ほどのご答弁の中でも申し上げておりますように、通学路の安全対策は教育委員会にとりましても喫緊の最重要課題の一つだと考えております。そういう中で、先ほど来ご指摘いただいておりますように、今の淀川の除草の問題、雑草が生い茂っている、この状況につきましては大変憂慮しているところであり、校長からも子どもたちの安全確保のために何とかしてほしいというような報告も受けているところでございます。そういう中で、教育委員会といたしましても、市長部局と連携して淀川河川事務所のほうに再三除草回数の復元をお願いいたしておりますけれども、現在、まだ実現に至っていない状況にございます。今後につきましては、やはりさらに淀川河川事務所に対しまして文書での申し入れを行うなどしながら、より一層強く実現をしていただくよう働きかけていきたいと、そのように考えております。

○木村勝彦議長 水道部長。

○宮川水道部長 2回目のご質問にお答え申し上げます。

府域の水道事業でございますが、現状としまして、水需要の減少に伴います料金収入の減少をはじめとしまして、老朽化した水道施設の更新や耐震化等に伴います支出の増加、職員の退職によります技術継承問題など、厳しい経営環境の中にあると認識いたしております。このような状況のもと、水道事業体が個々の課題に対応するには財政的、技術的に限界があると認識しており、広域化により水道事業体が連携し、運営基盤の強化を図る必要があるものと考えております。本市におきましても、財政面でも技術の継承におきましても今後の課題であると認識しておりまして、いずれかの時期におきまして企業団と統合するものと、このように考えております。

そのときの統合条件でございますが、現在進められている大阪市と企業団の統合条件が、今後の各市町村との統合条件となるものと考えております。本市といたしましては、技能職員の関係になりますが、浄水部門は企業団に移行いたしますが、その他の職員については移行しないとされておりますので、その状況の中では、末端、給水部門におけます私どもの職員につきましても、今後、やはり市民サービスを行う上では必要であると、このように考えておりまして、今後、この内容につきまして企業団と協議をしていかなければならないものと考えているところでございます。

○木村勝彦議長 消防長。

○北居消防長 それでは、2回目のご質問、広域連携を進めていく中での課題ということでございますが、まず、一番の課題でありましたのは、近隣のどの市町と連携でき

るかということでありました。当初、北摂7市3町で広域化を目指す動きが大阪府の主導でございました。しかしながら、数々の検討会や勉強会を重ねましたところ、北ブロック案は総合的なメリットが少ないとのことで頓挫し、その後は連携できる可能性がある近隣市町を模索しなければならなくなったという経緯がございます。その後は、北ブロック案で既に抽出されていたデータや近隣市との会議、検討会を通じまして、ようやく現在の吹田市、茨木市との通信指令業務共同運用を進めるという形に至った次第でございます。

今後は、指令業務の拠点をどこに設置するのか、費用案分をどうするのか、各市の防災部局との連携をどういった形でとるのかなどもあるとは思いますが、現在抽出されている課題から今後出てくるであろう課題もあると思いますが、先にお答えさせていただきました実施スケジュールの実現に向けまして、積極的な取り組みを継続してまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 市長公室長。

○乾市長公室長 広域連携の基本方針、あるいは方向性についてのご質問でございますが、近隣市町との広域連携につきましては、総合計画の基本計画の施策の展開に記載し、また目標値も設定いたしております。広域連携の基本方針といたしましては、さまざまな分野での共通課題の解決やサービスの向上を図る方策として、近隣市町、大阪府などとの連携を強化し、情報の共有化、事務の共同処理などを広域で行っていくこととしております。現在、消防行政、水道事業の広域連携は、担当部署で協議していることは承知しております。また、ごみ処理などにつきましても懸案事項であると認識しております。本市のようなスケールメリ

ットのない小さな自治体にとりまして、広域連携は事務の効率化やコスト削減の重要な手法とも考えておりますので、本市だけの思惑ではなかなか進みませんが、広域連携が見込める事案につきましては、積極的に担当部署と連携や支援を行い、実現に向けて全力で取り組まなければならないものと考えているところでございます。

○木村勝彦議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今回、私の質問は、広域連携という観点からとらえた質問でありました。ステークホルダーという考えがあるわけですが、摂津市にとって利害関係者はだれかと、こうとらえたときに、やはり一番は市民、納税者でありますし、市職員でありますし、議会という利害関係者、それ以外にも市内企業であったり、そこに近隣市であったり国・府というのがステークホルダーということで、利害関係がある人といかに連携をしていくか、協力体制を築くかということが重要になってくるという観点から質問させていただきました。

そういった中で、最近の地方分権、あるいは地域主権、そして市町村合併、そしてこういう近隣市との連携というものが視野に入ってくるとは思いますけども、私は今回、消防と水道、国土交通省等との連携というものに質問させていただきましたけども、それ以外にも新たな連携課題ということで、今、市長公室長のほうからありましたけども、ごみの焼却施設であったり、そして、あるいは保育所、幼稚園等々も連携の対象になってくるのではないかなというふうに思われます。例えば公共施設を他市と融通し合うとか、そういったことも連携というものの中に視野に入ってくるんじゃないか

なと思っています。それを今後、新たな連携を模索していく中で、そういったことを視野に入れながら摂津市の連携というものをつくり上げていただきたいというふうに思っています。

そこで、最後に市長にお伺いしますけども、1番目と2番目の淀川河川敷の問題、先ほど答弁がありましたように、以前は国の財産なので国民に平等に使用してもらうようなルールになっていますということでありましたが、今回は、整備する多目的広場については自由に使えるということで、一歩前進しているように思われます。そこで、改めてやっぱり首長のほうから国土交通省に要望すると。摂津市を、市民の思いを背負って国土交通省にお願いに行くとか、そういったことが必要じゃないかと思えますけども、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。また、不法占有の件等々についても、市長の考えを一度お聞かせ願います。

それと、3番目、4番目、消防と水道の広域連携ということでもありますけども、とりわけ水道の広域連携、今の予定では年明け、来年の1月ごろに首長会議があるということでもあります。その会議の場で、やはり市長の思いというものがあるわけですが、それを一度お聞かせ願いたいと思っています。それは我々議会にもきっちり、いずれ報告があると思えますけども、議会で議論しなければならない課題だと思いますけども、一度この際、市長のお考えをお聞かせ願います。

最後にですけども、森山市長の考える広域連携というものはこういうものだというものが、日ごろあいさつ等々でされているときもありますので、摂津市の将来構想も含めて思いをぜひ聞かせていただきたいと

思っています。市町村合併するのか、広域連携してパーシャル連携するのか、部分連合をするのか、そういったことも視野に入れながら、これからまちづくりを進めていかなければならないと思っていますが、どうでしょうかということ、一度市長のほうから答弁をお願いします。

以上で終わります。

○木村勝彦議長 不法占拠の問題は、先ほど担当部長のほうから解消したという答弁がありましたので、それ以外のことについて市長から答弁願います。市長。

○森山市長 上村議員の質問にお答えをいたします。淀川の河川敷の話のほうからお答えをいたします。

いつも言っているような話になると思いますがけれども、摂津市って、面積が15平方キロメートル未満のちいちゃな市域だと思います。山も谷もない、そして、この狭いところに一級河川、鉄軌道、幹線道路十数路線が縦横に走っております。そういうこともあってもわかりませんが、60%以上が準工地帯で、府下でもハードな、どちらかといえば粗削りな、この表現はよくないかわかりませんが、そういった地形にあると思います。それだけに常々優しさというんですか、ソフトなまちづくり、こっちのほうにしっかりと目を向けようやないかと提唱しておるわけでございますが、そういったことから言いますと、この市域に沿って流れている超一級河川、母なる川・淀川、この存在はかけがえのないものだと思っております。

その河川敷の利用、これは摂津市にとって願ったりかなったりで、ご指摘のように、でき得るならば、この摂津の市域の部分については、すべて摂津市が優先的に管理できれば、これはみんなが思っていることだ

と思います。そういう意味で、今日まで党派を超えてといいますか、国の管轄でありますから、歴代の国会議員はじめ、いろんな方が汗をかいていただきました。なのに、いまだその目的が達成し切れてないんです。大概のことはみんなが動いていただいたら形になるんですが、これだけは動かないんですね。私もこの関係の会議に行くたびに、例えば淀川の河川敷に全部桜を植えたらどうやとか、いろいろ提案するんですが、国の役人って、ころころかわるたびにまた違うんですね、ニュアンス。やむを得ない面もあるかもわからないけれども、一向にがちが明かない。そういう中で、新しくできる多目的広場については自由ということになりました。

私のほうから今、河川事務所をお願いしておりますのは、あの不法占拠部分について、今は資材置き場になっておりますが、摂津市に管理させていただきたいと申し入れをいたしておりますけれども、これはご存じかと思いますが、河川公園の地域協議会というのがあるんですね。ちょっと正式な名前は忘れちゃったけれども。ここには学者、文化人とか地域の代表等々が入られて、河川の利用についていろいろ定期的に協議されておるんですが、どちらかといえば、もうすべて自然に戻せと、自然に戻そうという一つのコンセンサスがそこにでき上がっておるというのが大きなネックになっておると聞いておりますけれども、あの不法占拠の部分については、資材置き場の用をなした後は、簡易に事務所のほうで整備していただきたいと、そして摂津市に預けてほしいと言っておまして、それも多目的広場という形で優先使用ができればなと思っております。まだ結論は得ておりませんので、これ以上の答えはできませんけれど

も。そういうことで、市民の皆さん、目の前にあるこの淀川の有効利用といいますか、日々の環境づくり等々について、その思いが達せられるよう、これからもしっかりとまた要望していきたいと思います。

それから、2番目の質問は幅が広いので、的確な答えができるかどうかわかりませんが、これもいつも言っていることなんですけれども、水道のことだけをお聞きではありますけれども、これはグローバルにちょっとお話をしておきたいんですが、この間、選挙がありましたね。また政権交代になると思うんですけれども、リーマンショック以降の景気の低迷とか、この政権交代とか、それから東日本の震災とか、あれもこれもで、国の内外ともに、今、本当に不透明きわまりないと思うんですけれども、同時に、我々基礎自治体を取り巻く状況、これも非常に厳しいものがあると思います。そんな中で、いつも言っていますけれども、先ほど言われたように広域連合とか道州制とか地方分権、地域主権、そんな話がどんどんどんどん出てきております。実際にいろんな権限がどんどんどんどんおりてきております。ただ、マンパワー、財源、ほとんどが自前で調達しなくてはならないんですね。そして、将来の国の地方財政計画といいますか、その理想は、おおむね人口規模30万人を目指しておると思います。そういうことで、我々の摂津市のような10万人未満のこの弱小自治体、これからは独自性を保って、さらにこれを発展させていこうと思えば、今までどおりではだめだと思います。そういう意味では、第4次の総合計画、将来を見据えてこの10年どうするのかという計画をつくりました、その理念、協働、それがまさにそのことを言っておるわけなんですけれども、そんな

ことで、自分たちでできることはしっかりとやっていこうと。その上で、地域連携等々、いろんな形があると思いますので、あらゆる可能性をやっぱり探っていきたいと思います。その中で、今言っておられる水道の広域化、これも市民の安全・安心・安定、こういったことが損なわれないようにしながら可能性を探っていきたいなと思っております。

以上です。

○木村勝彦議長 上村議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、1番目の避難所担当職員についてお尋ねをいたします。

災害対策基本法第42条の規定に基づきまして、摂津市地域防災計画が策定されております。防災に関する総合的な計画として平成19年に修正されましたけども、摂津市地域防災計画におきまして、避難所の開設・運営の項目において、避難所責任者、避難所担当のことが記載しております。避難所担当の役割として、原則は、避難所を開設したときに開設事務、周辺の被害状況把握、それから避難者名簿の作成、避難者ニーズの把握と伝達、そして災害対策本部、また他機関との調整など多岐に及んでいると思います。担当職員は、避難所の運営を行うためにも、基本的には避難者よりも早く駆けつけなければならないというふうに思っております。震災などの災害が勤務時間内であれば、市役所から避難所に短時間で駆けつけられるというふうに思いますが、勤務時間外であれば、自宅から、あ

るいは通勤途上での駆けつけになると思います。現在の避難所担当となっている職員の多くは市外や校区外に在住されております。大きな災害が発生した場合に、道路や橋梁などが通行不可となることも十分考えられます。そのような事態となっても避難所に駆けつけられるというふうに考えておられるのか、まず初めにお尋ねしたいと思います。

そしてまた、もし、この担当職員が、先ほど申し上げましたけれども、道路の通行不可等々、そういった状況の中で駆けつけられない、また、あるいは遅延をする場合にはどのような対応方法を考えておられるのかということにつきましても、併せてお尋ねをしたいと思います。

続きまして、2番目の避難所の自立的な電源確保につきましては、(1)小中学校の自立的な電源確保について、(2)体育館・スポーツセンター・公民館・図書館の自立的な電源確保について、(3)コミュニティプラザの自立的な電源確保について、3項目としておりますけども、避難所としての自立的な電源確保とのことで一括して質問しますので、よろしく願いいたします。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災後の防災・減災対策として、茨城県牛久市や、あるいは、この近くでは京都府におきまして、本年9月からでございますけれども、自動車販売会社やバッテリー会社と協定を結んで、災害発生時に避難所の電力を電気自動車から供給する、あるいはバッテリーで電力を供給するとした、災害時における電気自動車による電力供給協定書を交わしたとのことでございます。また、仙台市では、平常時の二酸化炭素の排出削減などの環境を考慮しながら、災害時には

自立的な電源確保を図るために、指定避難所となる学校などに太陽光発電と蓄電池を組み合わせた防災対応型太陽光発電システムを導入して電源確保を行う、そういう取り組みをされております。これらは、東日本大震災によって、電気、ガス、ガソリンなどの供給が途絶し、避難所運営などの初期対応において、さまざまな不都合が生じたとのことから現場実態を踏まえての対応であるというふうにされております。

摂津市内の公共施設の内の避難所指定されているのは、小中学校15か所、体育館3か所、スポーツセンター2か所、公民館6か所と図書館1か所、それからコミュニティプラザ1か所の合計18か所というふうになっております。災害時に被災者がより安心して避難所生活を送るためには、最低限必要となる食糧や飲料水などの物資確保と併せまして、電源確保も極めて重要であると認識しております。そのため、乳幼児や高齢者の生活環境を考慮したり、医療機器を要する方など、避難されてこられた方の中で電源を要する方々に特に対応しなければならない事態も考えられると思いますし、連絡をとるための通信機器の電源用など、避難所運営の不都合解消に向けまして、太陽光発電設備や蓄電池の設置、あるいは発電機設置場所の増加などが重要だと思いますけれども、この電源確保についてどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、3番目、避難所付近におけるバッテリー式避難誘導灯（LED防犯灯）の設置についてお尋ねをしたいと思います。

本年12月4日でございましたけれども、和歌山県新宮市、また5日に広川町へ、台風12号の復興や地震・津波対策などについて、総務常任委員会の行政視察に行っ

まいりました。初めての委員会としての視察でありましたけれども、復興や防災・減災に向けまして、過去の災害や、またその地域の地形などを考慮して、多方向から検討されて実施運営されていることなど、私自身も大いに勉強になりました。

この中で、広川町におきましては、約158年前、1854年の12月24日に起こりました、後に安政南海地震と呼ばれた地震によって大きな被害を受けられました。この広川町の職員の方々とともに行きましたけれども、この「稲むらの火の館」の資料を抜粋して読み上げますが、「この地震により、津波は川をさかのぼって、家や田畑を押し流した後、海へ引いていきました。あたりはひどいありさまで、大人も子どもも家族を探して叫び回っておられました。このときに、濱口梧陵さんは、暗闇でどこへ逃げればいいのかわからずさまよっている人がいるに違いないと考えて、丘に積み上げられた稲束に火をつけてまいりました。すると、逃げおくれた村人の方々が、次から次へとこの火を目指して丘に登ってこられた」というふうにも記載をされております。

このことを踏まえまして、広川町では、避難路を示すとして、平常時は防犯灯として使用しているバッテリー式避難誘導灯の設置を今行っておられます。この対策は、過去の震災を体験したことを十分踏まえた中で、今できることとして対応されている一つの施策と聞いております。災害は、昼間の発生も考慮する必要もありますけれども、夜間も想定しておかなければならないというふうに思っております。現在、第二中学校へは蓄光材を使用した避難所表示を行っておられますけれども、避難所付近に明かりがあるとなると安心感が向上すると思いま

すし、また、避難所位置が夜間でもより明確になるというふうに思います。また、省エネや電気料金が安価なことと、そして、設備の長寿命化などのことを考えられて、市内の防犯灯をLED化することへの検討を今されているというふうに聞いておりますけれども、こういうことも考慮しながら、避難所付近に平常時のときは防犯灯として使用するバッテリー式避難誘導灯の設置を行うことについて、どのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、4番目の交差点付近での街路樹規制についてお尋ねをいたします。

摂津市内は府管理や市管理などの道路がありますけれども、特に府道の八尾茨木線は歩道や中央分離帯に、市道の新在家鳥飼上線などは歩道部に高木や低木の街路樹が連続して植えられております。街路樹は、騒音を和らげたり、また、粉じんを吸着して拡散を防ぐなどの役割があると思いますけれども、その一方で、繁茂した場合には視界を狭めてしまう場合もあります。

大阪府内の交通事故は、交差点内、交差点付近が69.5%と、交通事故全体の約7割を占めているそうでございます。歩行者や自転車などでの交差点横断におきまして、街路樹の低木が高く伸びている、また、あるいは高木が低いところまで枝や葉が繁茂して帯状となっているため視界が狭められており、特に左折時での歩行者や、また自転車通行との接触事故、あるいは急に視界に入って危険と感じられる要因の一つになるとも考えます。大阪府では、交差点付近の街路樹の高さは60センチ以下というふうに規定をされているとのことですが、管理を常に行っていくための費用と労力を要すると思います。交差点付近の視界をさらに広げて安全性を高めるために、交

差点から一定区間を植樹しないとの考えもあるかと思いますが、そのための条例化など、また、道路設計基準を定めることについてどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、5番目、新幹線公園桜並木延長事業についてですが、初めに、(1)の路線名の改名についてお尋ねをいたします。

新幹線公園の桜並木につきましては、新たな名所づくりと温暖化防止の一助を担い、また、憩いと安らぐ空間を創出するなどの目的で平成23年度から事業着手し、新幹線公園から府道茨木寝屋川線付近までの約1.5キロメートルの間に190本の桜を植樹する事業を実施されております。本年3月18日に、雨模様の天候ではありましたが、安威川南町で行われた記念植樹に私も参加をさせていただきました。摂津市を多くの市外の方々に知っていただくためにも、また、人々の心に安らぎを与えてくれるような摂津市の新たな名所とするためにも、路線名といいますか、愛称をつけてはどうかと思いますが、どのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

そして、2点目の道路整備、駐輪場・駐車場の整備についてでありますけれども、新幹線公園の道路には、既存の桜の約140本と今回の190本植樹で、合計約330本にもなるかと思います。新たな名所のこととは先ほど質問しておりますけれども、市民や市外の方からより親しんでいただくためには、少し離れた場所から見るとよいことであるかと思いますが、その一方で、新幹線公園から鳥飼八町エリアの間を、友人や家族などとともに徒歩などで散策をしていただくこともよいことだというふうに思っております。現状の堤防敷の道路はとい

いますと、アスファルト未舗装部分も多くあり、私も東別府や正雀方面に向かうときに自転車で通るんですけども、雨が降れば水たまりができ、夏ごろは堤防敷の草が生い茂って、自転車、徒歩でのすれ違いも容易ではない状態にもなります。また、途中で、小石をはねたらパンクをしたということで、自転車を押しておられる方も見ました。平成23年度から植樹した桜は、まだ多くの花びらをつけるには年月を要すると思いますけども、より多くの方々に憩いのスポットとして親しみを感じていただくことや、新しい名所とするには、道路整備や駐輪場・駐車場整備も必要かと思いますが、本市としてどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

以上で1回目の質問といたします。

○木村勝彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ご質問の避難所担当職員についてお答えいたします。

市の地域防災計画では、災害発生後、速やかに市域内の災害応急対策を実施するため、摂津市災害対策本部事務分掌として、各部署が各班に分かれて災害対策を行うことが規定されております。避難班は、避難所となる多くの施設を所管しております教育委員会が担当し、教育委員会の職員27名が避難所の管理及び運営指導に当たることになります。しかし、議員ご指摘のとおり、その職員は摂津市外に居住し、すぐに避難所に駆けつけることができない場合がございます。また、市内には淀川、安威川、大正川などが流れており、そこにかかる橋や道路が通行不能になることも考えられます。そのため、緊急防災推進体制を構築し、短時間で登庁できる緊急防災推進員により初動体制に当たることとしています。緊急

防災推進員は、バイク、自転車、徒歩により、おおむね30分以内に登庁できる職員81名で組織しております。各避難所は約3名から4名の初期避難班で構成され、避難所を統括する連絡所長を小学校区ごとに配置し、災害対策本部と連絡調整を行うこととしております。また、緊急防災推進員自身が被災するなど、駆けつけることができない場合に備え、初期避難班を複数体制で構築しております。

次に、ご質問の災害時の避難所における電源の確保についてお答えいたします。

現在、市が指定しております避難所は、市内公共施設で28か所ございますが、災害時の非常用電源として、小学校及び旧三宅・味舌小学校には防災資機材倉庫が設置され、その中には発電機が各2台、また、中学校には各1台が配備されています。しかし、その他の公民館や体育館などの施設には非常用電源がない状況でございます。

ご質問の災害時に避難所に避難された住民のうち医療機器を使用されている方への対策についてでございますが、電源が必要な人工呼吸器をご使用の方は、災害時に避難所に避難できる状況ではなく、その場での電源確保や、一時的に手動で呼吸を補助するアンビューバッグを用い、救急搬送することが最優先であると考えます。また、持続点滴をご使用の方についても同様に救急搬送し、医療機関での対処が必要だと考えます。そのほかに、自宅で酸素濃縮器をご使用の方は、外出時用の酸素ボンベを持っておられることから、電源は必要ないと考えております。また、吸引器につきましては、手動式の吸引器もありますので、停電対策を行っていただくことを啓発してまいります。

次に、避難所の電源施設の必要性につい

てお答えします。

大災害が発生した場合、避難所には多くの市民の方々が避難され、長期間の共同生活を強いられる場所となる可能性がございます。また、同時に避難所周辺のライフラインが寸断される状況に陥っていることも考えられます。太陽光パネル等の自然エネルギーを利用した蓄電施設があれば、避難所の電力確保としては有効であると考えます。しかし、太陽光パネルや蓄電池の設置は大きな投資が伴うとともに、その後の点検や交換などのランニングコストも必要でございます。現時点で早急に検討しなければならない防災対策の課題は複数あり、優先すべき事項として、避難所の耐震工事の実施や地域防災計画の見直し、災害時応援体制の増強、防災無線の機能向上などがございすことから、投資効果などを検討していきたいと考えております。

次に、ご質問の災害時、住民を避難所へ誘導するバッテリー式誘導灯の導入についてお答えいたします。

今年8月29日に、国の中央防災会議は南海トラフの巨大地震による被害想定について発表し、その最大となるケースでは、全国の死者、行方不明者数は32万3,000人としております。最大の被害を想定したケースは冬の深夜としており、深夜に大地震が発生した場合、電力が寸断した中で、住民の避難誘導は大きな課題であると考えております。今年10月の総務常任委員会の行政視察では、台風12号の復興対策や地震の津波対策を懸命に行っている和歌山県新宮市や広川町を視察し、住民避難のためのバッテリー式避難誘導灯を導入されていることは承知しております。本市においても、夜間の災害時、迅速な住民の避難は重要であると考えており、住民自身が

懐中電灯を備蓄していただくとともに、その避難経路を防犯灯で点灯できれば、住民の皆さんに安心していただけるものと考えております。また、防犯灯の所管課では、現在、LED防犯灯の導入を検討していることから、今後は、庁内調整を図りながらバッテリー式避難誘導灯についても導入を検討してまいります。

○木村勝彦議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 交差点付近の街路樹規制についてのご質問にお答えいたします。

歩道上にある街路樹につきましては、植樹ますなどに単独で植えております樹木のほか、植樹帯に連続して植栽しております樹木がございます。このうち植樹帯に植えております樹木は、シャリンバイやツツジなどの低木で、歩道緑化のほかに、歩行者の車道横断や飛び出し、自動車の歩道などへの乗り上げを防止する役割があり、そのため、本市では、この樹木につきましては樹高が90センチ程度となるよう剪定を行い、維持管理に努めているところでございます。

本市が街路樹の剪定の基準としております大阪府緑化基準（街路樹編）では、平成12年3月に改定され、視距の確保のため、交差点内では横断歩道の右側5メートルから左側2メートルの区間、そして歩道開口部の左右2メートルにつきましては、樹高が60センチ以下とされております。

ご指摘の交差点付近で視野を広げて安全性を高めるためには、まず、交差点付近の安全点検を行い、危険な箇所につきましては安全対策を検討した上で、植樹帯の改善を行ってまいりたいと考えております。また、新設道路に係る道路設計基準につきましては、平成25年度より、地方分権一括

法に基づき、道路構造令が市の条例に委任されることから、現在、条例化に向けての検討を行っているところでございます。議員ご指摘の内容につきましても、規定を設けるかどうかを慎重に検討してまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 新幹線公園桜並木延長事業の路線名の改名についてのご質問にお答えさせていただきます。

新幹線公園から鳥飼八町地区を越えて府道茨木寝屋川線に至ります桜並木の延長事業は、「さくらづつみ事業」という名称で実施いたしており、「さくらづつみ」は平仮名で表記をいたしております。また、平成23年度に実施いたしました案内板等設置事業におきましても、設置いたしました新幹線公園の案内看板にも「さくらづつみ」の名称を使用し、「つつみ」は鳥飼水路の堤防からとった経緯もあり、道路と同様に連続性をあらわしております。

新幹線公園からの桜並木の延長事業は、平成21年度より大阪府の「府民ぐるみの1千万本の木を植える運動」の一環として始まったものでございます。平成23年度からは、市と神安土地改良区の共同での事業として、大幅に延長を延ばす取り組みを実施いたしているものでございます。当初は、平成23年度から25年度の3か年により延長する計画でございましたけれども、大阪府は、「府民ぐるみの1千万本の木を植える運動」によりまして、延長する区間に先行して桜を植樹していただいた関係から、平成25年度完了を1年前倒しで本年度で完了する運びとなったものでございます。木々は年々育っておりますが、まだ、にぎわいのある桜並木に成長するまでには、

あくまで予想ではございますけれども、10年程度はかかるものと考えております。

また、昨年、桜を植樹いたしました大半は茨木市域であり、ご指摘の現道に新しい名称をつけるにいたしましても、茨木市との関係もあり、さらに共同事業者でもある神安土地改良区とも協議も必要であるものと考えております。いましばらくは「さくらづつみ」の名称を使わせていただいて、訪れてこられる人の反応も見ながら、路線名の改名については、関係機関などの意向を踏まえ、今後の検討すべき課題とさせていただきます。

続きまして、道路整備並びに駐輪場・駐車場の整備についてのご質問にお答えさせていただきます。

新幹線公園へのアクセスとしまして、現在、徒歩、自転車、バイクによりまして府道大阪中央環状線から入るルート及び鳥飼八町の府道八尾茨木線から入るルートの二つのルートがございます。道路は1本につながっており、途中に一部、約500メートル程度、茨木市域を含んだ状況であります。自動車で鳥飼八町方面から入りますと、自動車のすれ違いをするには厳しい状況、約700メートルのところの建物がなくなる箇所です。この地点から新幹線公園までは約1キロメートルでございます。連続いたします桜並木は、このあたりが終点となります。ここから先、新幹線公園の近くでJR貨物が横断いたしますアスファルト舗装されていない道路となっております。駐車場の設置につきましては、適当な駐車場場所は中央環状線側での確保はできない状況であり、先ほど述べましたアスファルト舗装のない道路部分には少しの空地がございますが、そこから府道八尾茨木線への道中は幅員が狭小であり、

人と車の分離ができない状況もございますので、事故などの危険性を考えますと、安心して散策していただく環境づくりの点からも、「さくらづつみ」への自動車の進入はさせないことが重要と考えております。

「さくらづつみ」の桜は、鑑賞していただく方法として、新幹線公園付近の桜のトンネルをくぐっていただくほかに、鶴野橋から全体を一望するという鑑賞もございますので、車で来られる方は、従来どおり市役所に駐車し、徒歩で行っていただくことがよいと考えております。自転車に関しましては、ゆっくり鑑賞していただくことから、従来同様に、通行の支障にならないように駐車・駐輪していただければというふうに考えております。

道路整備につきましては、茨木市域を含んでおり、現時点での無認定状況でありますことから、一体的な整備を実施いたします場合、茨木市との調整が必要であり、時間を要するものと考えております。今後は、新たに植樹いたします桜並木の成長の状況と訪れていただく方の反応も見ながら、どのような桜並木にすべきかを財政状況も勘案しながら考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○木村勝彦議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず初めに、1番目の避難所担当職員についてでありますけれども、1回目の質問におきまして避難所での役割を申し上げさせていただきました。その中で、担当職員の役割というのは本当に重要であるというふうに思います。災害が発生した折には、担当職員が着任する前に近隣の方々が多く避難されてこられた場合には、指揮をとる方

がいないと、そういう状況の中で現場が混乱を起こしてしまう場合もあるというふうにも考えられます。先ほどの答弁で、緊急防災推進員が30分以内で登庁ということもございましたけれども、昨年3月の11日に発生をいたしました東日本大震災における避難所への避難者というもののの中で、地震発生後約10分以内が全避難者の約15%というふうに最も多く、その次は20分以内が約14%、発生直後も11%ということで、30分以内の合計は約62%の方々が避難したというふうにも報告がありました。現状は、他市や校区外の在住の職員が担当となっておりますので、災害発生時に徒歩や自転車などで速やかな着任ができるよう、避難所に近い職員の配置がよいというふうに思います。人事異動で過去に教育委員会に所属しておられた職員もおられますし、また、教育委員会に現在配属の職員もおられます。そういうことで、市全体として、この避難所の近隣に在住の職員を配置すべきというふうに思いますけれども、改めて本市の考えについてお尋ねをしたいというふうに思います。

また、避難所の運営につきましては、避難者名簿の作成、避難者ニーズの把握と伝達、また、関係機関との連携として環境衛生の維持、あるいは健康対策、災害弱者への対応、物資等の提供など、本当に多岐にわたっておりますので、それぞれの対応につきましては、先ほど3名から4名ということでございましたけれども、少人数の担当職員では本当に非常に困難となる場合もあると思います。また、短期間の避難となりましても、24時間体制としなければならないことを考えれば、担当職員の役割を軽減することや、心身の健康といったことにもしっかりと対応する運営体制にしなければ

ばならないというふうに思います。

そこで、今、小学校区単位や自治会単位などにおきまして、毎年防災訓練を行っておられ、防災リーダーも育成されてきているというふうに思いますので、その地域防災として自主防災組織や各種団体の方々に協力を依頼するとともに、そういう団体などとともに連携した避難所運営を行っていくことが重要だと思いますけども、本市のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

次に、2番目の避難所の自立的な電源確保についてでございますけども、大阪府におきましては、災害時の非常用電源の確保策といたしまして、民間の建設機械リース団体と非常用電源機を調達する防災協定を締結しておられますし、また、他の自治体におきましては、先ほど申し上げましたけども、自動車会社と電力供給協定を結んで、災害時の電気自動車の無償提供、あるいはバッテリー会社との電力供給協定を締結する自治体も増えております。しかしながら、道路や橋梁というのが寸断をされて、非常用電源の確保が困難になる場合も想定もされます。災害発生後は、被災者が避難所生活を送るためには、食糧、飲料水、トイレなどの物資の確保とともに、弱者の方への対応や通信機器、最低限の照明などの電源確保というものが速やかにできる設備体制が重要であると思います。私は、この災害時に避難所となる施設の電源というものは、やはりその施設に配備されていることが重要であるかというふうに思います。しかも、太陽光発電などは平時から利用もできますし、また、エネルギー資源問題の有力な解決策の一つでもあるというふうに思います。そしてまた、二酸化炭素といった環境問題にも貢献できる、そのような設備が災害時

にも有効活用できるといった方向で調整していけばよいのではないかとというふうに思います。

大阪府では、すべての避難所への再生可能エネルギーの活用を含めた電源の確保・整備が進められるよう、今年度末に修正される大阪府地域防災計画に、より明確に位置付けられることを検討する予定と聞いております。また、環境省では、東日本大震災を機に、今年度、災害で停電になっても自然エネルギーで防災拠点や避難所の電気を確保するため、発電設備を希望する自治体への補助を始められ、来年度には予算を拡大する方針であるというふうにも聞いております。こういう防災計画での位置付けや補助制度の活用を検討していただいて、避難所運営での初期対応にさまざまな不都合が生じないように、また、避難者が困ることがないように避難所としていただきたいと思いますので、技術的な電源確保に向けての検討をお願いし、要望とさせていただきます。

次に、3番目の避難所付近におけるバッテリー式避難誘導灯（LED防犯灯）の設置でございますけども、これは、震災・災害ということではなくて、また、一般と言ったら怒られますけども、落雷などでの停電時におきましても防犯灯として使用ができると思います。避難路に設置されればなおさらよいと思いますけども、まずは避難所付近に設置していただいて、そして、特に夜間におきまして地域の方々にも安心感を持っていただけるよう、前向きな検討をお願いし、要望とさせていただきます。

次に、4番目の交差点付近での街路樹規制についてでありますけども、先ほど、歩道開口部左右2メートルは樹高が60センチ以下を基準としているということでござ

いましたけれども、樹木というものは成長し続けていますので、基準を維持していくには、樹木の成長度合いを考慮しての剪定など、常に街路樹を維持管理していかなければならないというふうに思います。先ほど、街路樹にかかわる基準として緑化基準のことも述べられておられましたけれども、この常に維持管理していくという費用と労力などを考えれば、新規道路、既存道路にかかわらず、条例や道路設計基準、緑化基準などで、交差点から4メートルあるいは5メートルといった一定区間を植樹しないとの規定を設ければ、常に交差点付近の視界を広げて安全性が高められまして、そしてまた、交通事故防止や危険と感ずることが減少すると思います。そしてまた、樹木の維持管理も常時しなくてもよいようになるのではないかとこのように思いますので、この条例、また規定を設けることにつきまして検討していただくようお願いし、要望とさせていただきます。

次に、5番目の新幹線公園桜並木延長事業についてでございますけれども、先ほど、名称は平仮名で「さくらづつみ」としてしばらく使用するというところでございました。今回植樹をした桜につきましましては、にぎわいのある桜並木への成長には年数を要するというふうに思いますけれども、既存の桜の木というのは十分にぎわっているというふうにも思っております。また、愛称や名称の浸透につきましましては、やはり広がるには時間を要すると思いますので、また早い時期に検討をお願いしたいというふうに思っております。

話は少し変わりますが、先日、摂津市を広くPRするとともにイメージアップを図ることを目的として、原動機付自転車などのご当地ナンバープレートを、この8

月25日、土曜日から交付されております。デザイン募集は市内外から190点という多くの応募がありましたけれども、私の友人で、堺市方面の方でありますけれども、この公募のことをネットで知っていたこと、そしてまた、このナンバープレートが交付をされてから、バイクのナンバープレートを見て、摂津市はどこなんだろうというふうに思って、摂津市のホームページや、また地図をネット検索などして、そして摂津市の場所を認識すると。また、新幹線基地や新幹線公園のことも認識を改めてしたというふうにも言われておりました。そういうことも踏まえて、このご当地ナンバープレートの実施におきましては一定の評価ができるというふうにもあると思います。

その意味でも、摂津市をもっと認識をしていただくためにも、広報せつつやホームページなどで新幹線公園桜並木の延長分も含めて愛称を公募することが重要だというふうに思いますので、その中で親しみや愛着の持てる摂津らしい愛称を早い時期に検討していただくことと一般公募をお願いしたいというふうに思います。

そして、2点目の道路整備、駐輪場・駐車場の整備についてでありますけれども、アスファルト舗装されていない区間が約1キロメートルありますけれども、より多くの方々に来ていただくためには、道路環境をよくすることが重要だというふうに思います。現状の砂利道区間は、乾燥時の砂じんや草の繁茂などによって、徒歩あるいは自転車などの通行に支障があると思います。その中で、親しみや愛着の持てる愛称とも関連すると思いますけれども、道路舗装もより一層自然感と、自然に溶け込んだ落ちついたムードを醸し出すとされます。加熱混合型自然色舗装といいまして、天然砂利や

山砂を骨材とし、その骨材の色を自然な形で生かした自然色舗装といった候補も含めて、関係機関と調整していただくようお願いをしたいと思います。

また、駐輪場の整備につきましても、気持ちよく多くの方に来場や通行していただくためにも駐輪場の整備が必要と思いますので、駐車場も含めての検討をお願いし、要望といたします。

以上で2回目の質問といたします。

○木村勝彦議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の避難所への適切な配置についてお答えをいたします。

緊急防災推進員は、毎年各課より参集できる職員の報告をいただき、班編成を行っております。班編成におきましては、自宅より迅速に参集できる避難所を意識し、配置するようにしております。災害時の住民避難に対する避難所開設や運営の対応は非常に重要であることから、今後も引き続き職員が迅速に参集できる体制の構築を進めてまいります。

続きまして、避難所の運営についてお答えいたします。

避難所の運営管理は、教育委員会の職員が避難所責任者として職務に当たり、避難者名簿の作成や、飲料水、食糧、生活物資の供給、災害対策本部との連絡に当たります。大災害が発生した場合、避難所には多くの住民の方々が避難されることになり、避難所責任者だけでは避難所の運営や管理を行うことは困難であり、避難者自身にも運営の管理を行っていただく必要があります。その場合には、特に地域防災リーダーであります自主防災組織の方々に避難所のコミュニティの核となつていただくということになります。したがって、地域防災のリーダーの方と避難所の責任者がふた

んから交流できるようなことを少し考えてまいりたいというふうに考えております。避難所のコミュニティの核となつていく方々と行政と連携した避難所運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○木村勝彦議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、3回目でございますけれども、要望とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1番目の避難所担当職員についてでありますけれども、やはり避難者よりも避難所担当が早く到着していくということが本当に初期の運営を行う上で重要なことであるというふうに思っております。遅延の時間が長くなればなるほど初期の運営体制に混乱を招くことも十分考えられますので、速やかに参集できる体制や人選をお願いし、要望とさせていただきます。

そしてまた、避難所の現場では担当の役割も多く、そして、避難者個人への対応や、また、多くの方々が対象となる事項の対応なども多様であるというふうに思います。そしてまた、思いもよらぬことも生じてくる可能性もあるというふうに思いますので、担当職員の負担を軽減することや、また、避難者に対して少しでもスムーズな対応などを行うに当たりまして、自主防災組織や、また各種団体の方々に協力依頼することなども含めて、避難所の運営を行っていく体制の構築と研修体制を含めて協力依頼の情報発信をさらに進めていただけるよう要望とし、私の一般質問を終わります。

○木村勝彦議長 村上議員の質問が終わりました。

続いて、三好議員。

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 それでは、質問に入らせていただきますが、質問の前に、前回の選挙の反省を踏まえて一言申し上げたいというふうに思います。

第46回衆議院選挙が12月16日に執行されました。この選挙につきましては、我々民主党が政権を実現し、この3年半余りの中で実績が問われた選挙でありました。この間、我々政権政党の中で、東日本大震災をはじめ国難とも言えるさまざまな危機に見舞われる中での政権運営であったように思います。その中でも、社会保障の一体改革、子ども・子育て支援施策の拡充、労働者保護法制の整備など、生活や働く環境の立て直しにつながる政権に道筋をつけたことは自負しております。ただ、こういったことは、国民の生活を優先し、希望と安心、生活を優先した社会を実現する政治への転換を示したものでした。ただ、一方では、民主党は政権政党としての経験不足や、またガバナンスを欠いた党運営など、さまざまな批判があったことの結果、今回の選挙では壊滅的な敗北につながりました。今後は、この結果を真摯に受けとめ、国民に信頼される政党へと変革しなければならないと思っております。こういったことの中での選挙での反省をまず述べさせていただきました。

それでは、順位に従いまして一般質問を行っていきたいというふうに思いますが、1点目の市の地震・水害に備えた防災の取り組みについての質問につきましては、午前中の質問並びに今の村上議員の質問等々も重複いたします点は削除いたしまして、この摂津市におきましては、先般の8月14日にも、朝、集中豪雨がありました。それ以前から、今年は避難誘導マニュアル等々を委託しながら整備をし、そして、先

般の総務常任委員会におきましてでもハザードマップの説明をされ、昨日、きょうと議会のほうにも配布をされました。その中で、これまでやはり市民の声は、民間との協定、それから公の施設の一時避難場所等はそれぞれ動きもあるんですが、ただ、そこにどれだけの避難者が逃げれるのか、また、その避難場所が明確になっておるのか、その避難場所に対しての避難誘導関係が市として提示をされているのかというのが今日までの意見であり、これからの課題だというふうに認識しております。

そういった中では、要望にとどめておきますが、私も、安威川以南のこういったエリア、1か所の避難場所に対して、このエリア内で何分以内にその建物に行けるか、大概が三、五分以内にこういうエリアの中で行けていないところを、これからやっぱり民間に協力をいただかなければならないし、さらに、自主防災組織と連携をとりながら、特に弱者の方々が歩いて何分以内にその避難場所に行けるかというのを行政から提示するなり、協働の精神の中で地域と連携をとっていただきたいと、こういったことを要望しておきます。これについては担当課にも、もう既に半年ぐらい前には渡しています。その中で協力をしていただきたいという民間協力、こういったことも取り上げていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、指定管理者制度についてでございますが、摂津市の指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会の提言が、平成24年7月11日付で市長に報告がなされております。これまでも指定管理者制度のあり方、それから経営実態について、今後の方向性については、委員会、本会議においても何度も質問してきましたが、公募

するのか非公募するのかがいまだにまだ見えておりません。その中で、今回質問するのは、平成24年度では、検討委員会の提言書を参考にして、市としての指定管理者制度導入に関する指針（第2次改訂版）を策定するとなっております。その時期につきましてでも、24年度末ということの中で、もうそろそろでき上がって当たり前だというふうなことで今回質問をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。また、平成23年度以降の指定管理者制度導入後の取り組みについてもお聞かせいただきたいと思いますし、外郭団体の経営強化策へのアプローチ、内部検討中の指定管理者制度導入に関する指針の内容についてもお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

3点目の、保育需要の対応と待機児童の解消について質問させていただきます。

今年の代表質問でもこの質問を行いました。待機児童数が増える要因の一つとして、景気が低迷する中で、共働き家族が増え、保育ニーズが今高まっているのは、代表質問のときでも共通認識に立ったところでございます。それ以降、現在取り組まれている保育需要の対応と待機児童数の解消策について、まずお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

それから、次に、地域産業の振興についても質問したいと思います。これも、これまで何回となく地場産業の育成、事業者数の把握とか支援体制の構築、また、ものづくり産業の活性化施策について提言もさせていただきました。それを受けて、今年度、摂津市企業立地等促進啓発・市内事業所実態調査を、国の緊急雇用創出基金を活用して3,200万円かけて今取り組んでいただいておりますが、その内容及び進捗状況

と今後の施策についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上、1回目でございます。

○木村勝彦議長 総務部長。

（有山総務部長 登壇）

○有山総務部長 ご質問の民間事業者との協定等についてご答弁申し上げます。

議員ご指摘の一時避難所の必要性のある地域、特に安威川以南の浸水深の大きい地域でございますが、これらについて、今後の防災協定、協議をどのようにというお問い合わせでございますが、現在、私どもでやっております民間事業者の方々に対し企業立地等促進啓発・市内事業所実態調査において、摂津事業所防災ネットワークの参加のご案内をしているところでございます。摂津市は、夜間人口に比べ昼間人口が多いという特性がございます。事業所の防災力は非常に大きな力になります。このネットワーク、事業所の知識、経験、マンパワーを防災に生かしていただく仕組みを構築することで、各事業所への防災意識の向上を促し、市民と事業所が連携した防災に強いまちの実現を目指すということでございます。質問にございました弱者が歩いて行ける地域ということを私どもとしても確保を目指していきたいと考えているところでございます。一時避難所の確保について、このネットワークを通じ、情報発信を行い、防災協定の締結につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○木村勝彦議長 市長公室長。

（乾市長公室長 登壇）

○乾市長公室長 指定管理者制度についてのご質問にお答えいたします。

本市は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、当初5年間は管理委託を行っていた団体・法人を非公募で指定管理者と

して指定いたしました。当初5年の指定の間に公募による指定を検討し、外郭団体においても業務改善・改革等に取り組み、体質改善・体力強化の試みを行っていましたが、リーマンショック等、景気低迷期の中、業務の拡大など経営強化を行う課題解決が図れなかった経過もあり、平成23年度から3年間は、引き続き暫定的に同じ団体・法人を非公募で指定管理者に指名いたしました。その際、当初5年間の反省をもとに、平成23年度から3年間の具体的な市としての取り組み方針を決め、昨年5月に指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会を設置し、今年7月11日付で、同委員会から「指定管理者制度のあり方に関する市の方針について」と「外郭団体の経営改革策について」の2項目に対する提言をちょうだいいたしました。内容につきましては、議員もご存じのように、前者は、募集のあり方、公募の原則、利用料金制度、モニタリングの実施などの12点の提言、後者は、民間の経営手法の導入、自主財源の確保、給与体系の見直し、ベンチマーキングなど11点の提言となっております。

提言書をいただいた後、本格的な指定管理者制度導入に関する指針について、庁内関係部署を集め、3回にわたり協議を行っており、意見集約ができましたら、議員各位をはじめ関係される方々に周知をしてまいりたいと考えております。また、外郭団体の経営改革策につきましては、今年の第2回定例会において副市長が申しましたように、優良企業を分析して、それを指標にみずから活動を評価し、変革・改善を進める意識、いわゆるベンチマーキングの実施等を主眼に置き、競争力を高めるためには具体的に何を求めていくべきであるかの点について、市内部で検討を行っているところ

でございます。

市といたしましては、平成22年6月29日付で策定いたしました指定管理者制度導入に関する指針（第1次改訂版）にお示しいたしましたように、提言書を参考に市の指針（第2次改訂版）を策定する予定であります。外郭団体の経営改革策についてであります。その件につきましても、提言書を参考に市としての方針をまとめる予定であり、業務拡大や事務の効率化など多岐にわたる課題がありますが、最も大きなテーマは人件費の削減とベンチマーキングの実施であると考えております。

次に、外郭団体に対するアプローチにつきましては、この間、先に述べましたあり方検討委員会委員と外郭団体代表との意見交換、市内部委員と外郭団体プロパー職員との意見交換を行っており、あり方委員会の議事録や提言書の内容を市のホームページに掲載しており、外郭団体を所管する部署からも、そのことは外郭団体へ情報提供という形で提供いたしております。また、現在、市内部で行っている検討内容や、今年度策定予定の指定管理者制度導入に関する指針（第2次改訂版）、外郭団体の経営強化策につきましても、機会をとらえて外郭団体と意見交換を行っております。

○木村勝彦議長 教育総務部長。

（登阪教育総務部長 登壇）

○登阪教育総務部長 保育需要の対応と待機児童の解消についてのご質問にお答えいたします。

本市では、従来より定員増加の伴う民間保育所建て替えに対して市独自の補助を行い、待機児童の解消に努めてまいりました。平成17年度以降では270名の定員拡大を行ってきたところでございます。これにより、就学前児童数に占める保育所利用児

童数の割合は、北摂各市の中では本市が一番高い数値となっており、4月時点での待機児童数は平成23年度までは毎年ゼロでございました。しかし、安威川以北、とりわけ南千里丘周辺につきましては、大型マンション開発に伴う保育需要が増大しており、平成24年4月では待機児童が発生いたしました。待機児童数でございますが、昨年と今年の10月を比較いたしますと、平成23年10月は33名、平成24年10月は67名という状況でございます。なお、旧定義の人数にいたしますと、平成23年10月では98名、平成24年10月では117名となっております。

待機児童解消に向けての年次的な方策でございますが、今年度は、正雀愛育園の建て替え及び摂津ひかりにこにこ保育園の改修を行っていただくこととなっており、これにより、平成25年4月からそれぞれ20名と30名、計50名の定員増を予定しているところでございます。また、平成25年度につきましても、民間保育所1園におきまして10名程度の定員増を伴う建て替えを予定されているところでございます。また、受け入れ体制が可能な場合は、定員の弾力化を活用するなど、待機児童が減少するよう努めてまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 摂津市企業立地等促進啓発・市内事業所実態調査でございますが、国の緊急雇用創出基金を活用し、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者など、失業者10名を調査員として雇用し、実施しております。契約金額3,251万8,500円のうち、55%を新規雇用者の人件費に充て、商工会内に調査事務所を

設置し、商工会の助言も受けながら調査を実施し、3月末に終了する予定となっております。

企業啓発については、平成23年4月に事業所の空洞化を回避するために施行いたしました企業立地等促進制度や市事業資金融資制度、パートタイマー等退職金共済制度など、事業者向け支援施策の一覧を掲載した便利帳をお渡しし、支援制度の周知に努めております。また、実態調査では、ものづくり系と小売・サービス業系の区分のほか、規模別区分を加えた計4種類の調査票を作成し、訪問時に該当する種類の調査票をお渡ししております。特に、小規模事業所向けの調査票には、後継者問題や、いわゆる下請けいじめに関する項目を加えるなど、小規模事業所特有の問題点についてもお聞きをいたしております。

調査の進捗状況につきましては、12月10日現在で2,850事業所と面談し、うち2,103件の調査票を回収いたしております。引き続き、廃業、新規開業等を確認しながら、市内全事業所の実態把握に努めてまいります。今後、今回の調査結果を踏まえ、また有効に活用するため、事業所のニーズに即した企業支援策を検討、展開してまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 三好議員。

○三好義治議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1点目の市の地震・水害に備えた防災の取り組みについては、もうすべて要望とさせていただきます。

2点目の指定管理者制度についてでございますが、今、ご答弁ありましたように、あり方検討委員会から「指定管理者制度のあり方に関する市の方針について」と「外郭団体の経営改革策について」の2項目に

ついて提言がなされたとの答弁でございます。私のほうも、7月11日付で小野副市長から市長あてに出しているあり方検討委員会の資料は、すべて目を通させていただきました。るる、この指定管理者制度を考えたときに、今、七つの指定管理者があつて、それから、大きくは二つに区分ができるんですね、摂津市の指定管理者は。というのが、施設管理公社、都市開発株式会社、シルバー人材センターについては、施設管理並びに運営という分類に分かれると思いますし、保健センター、それから社会福祉事業団、社会福祉協議会、みきの路については、これは保健福祉の立場での委託になっておりまして、今現在、あり方検討委員会の答申を見させていただくと、今、その七つの外郭団体を一緒にどうも検討しているということで、一方では前に進んでないのかなということが非常に気になって今回も質問をさせていただいております。

そういった中で、私は、市としてこれまで外郭団体に対しては経営の改善とか業務の改善を申し入れしておりますが、本家本元の市として、各指定管理者に対するコア事業に対しての方針がこれまで事業選択の中で出されてきたのかというのが、今回の資料を見ていてわかったところでございます。そのコア事業とは何ぞやということを、市として外郭団体にお示しされたのかと。このあり方検討委員会の提言で、十数項目気になるんですが、きょうは大きく5点について質問したいと思うんですけども、先ほどのコア事業も答弁を下さいね。

それと、1点目の摂津市として、公の施設を所管する部署において、施設を保有するかどうかを再検討するというような話があります。この公の施設として市が保有するかどうかは、根幹にかかわる重要事項で

あつて、再検討結果の記述がこのあり方委員会の中には提示をされておりませんが、基本的な考えはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

二つ目に、政策的要因により直営を継続するとあるが、この政策的要因とはどのような要因を理事者として考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

3点目に、複数施設を一括公募できるシステムを検討するとあるが、これはどのような内容を考えているのか。

また、4点目に、非公募、これは特命の場合ですね。要件として、高い専門性やノウハウが必要で他に担い手が存在しない場合の具体的な施設とはどこなのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

それと、仮に外郭団体が指定されなかった場合、そこに在職する職員の身分や処遇についてどのように考えているのか。きょうはこの5点についてお聞かせいただきたいというふうに思います。ほかは、法にかかわる部分も多岐にわたっておりますが、よろしくお願いいたします。

それと、保育需要の対応と待機児童の解消についてですが、相当やっぱり民間と協力していただいて動いているということはお認めもしますし、動いていただいていることには評価をしておきたいというふうに思います。ただ、今の現象面を見ますと、保育需要の対応と待機児童の解消の中で児童数の推移はどんどんどんどん減ってきている、しかしながら、そこに入所希望者がどんどんどんどん増えてきている。この比率というのは、具体的に数字をつかんでるんやったらご答弁をいただきたいのと、この減少というのを将来的にどうとらまえているのかということと、やはり平成26年に大型マンションができる阪急摂津市駅前

の解消というのは、これは最大の課題であると思います。こういったことについて今どう考えているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、4点目の地域産業の振興について、今、ご答弁でいただきましたが、私も資料はいただきました。このアンケートの4種類、ものづくり産業を含めて、大企業を含めてのそれぞれ企業立地促進等の啓発、それから市内事業の実態調査、すべて今の現状が4,000社あるのか、それこそ3,900社あるのか、これを基礎データとして、今後、地域活性化につなげていただいたらいいんですが、今、これを読んでおっても次につながるような中身がなかなかわかりにくい部分があるんですね。以前にこういったことをやってくださいと言って要望を出したのは、やはり摂津市の中には、いろんな企業で、全国の中でも有数な中小企業がいてるんですね。その中小企業の皆さん方の実態調査をした中で、そこに融合という施策も図っていくなり、いろんな異業種事業の取り組みを展開するなり、こういったところへつなげていかなければ、ただ実態調査をただけでは、無駄とは言いませんが、そういった次へのステップにつながらないやろうというふうに思います。これは、今、現在進行形なので、きょうはそういったことにつながるようにアンケート集約をしながら、また、事業者のご意見を十分に反映した中で今後取り組んでいただくように、このアンケートについてはそういうことにしておきます。

もう一方の摂津市の事業者支援制度便利帳というのも策定していただきました。今までは更紙で、これが何枚も分かれておったのが、ようやく一枚ものになったということについては評価しておきますし、非常

に今の現状の施策を紹介するのには非常にわかりやすい資料になっております。ただ、さっきの災害の民間企業との連携を含めて、ここにも摂津市の事業所防災ネットワークについて書いているんですが、ここに書いている部分については、防災対策についての情報メールを定期的に配信しますとか、いろいろ書いています。しかしながら、ここにはネットのことも一切載っていないんですね。こういったことも含めて、もうちょっときめ細かなことも取り組んでいただきたいなど、こういったことは要望しておきます。

以上で2回目の質問とします。

○木村勝彦議長 市長公室長。

○乾市長公室長 指定管理者制度についてのご質問にお答えいたします。

現在、外郭団体が指定管理者となっている施設は、ご質問にありましたように、一時利用・使用をメインとしている施設と、保健福祉・文化等に関連し、事業を実施している施設とがございます。特に保健福祉・文化に関連する施設につきましては、専門性や特殊なノウハウが必要で、サービス対象に対して継続的な対応が必要であることも認識いたしております。また、各外郭団体の設立の経緯やこれまで担ってきた役割も認識しておりますが、経営改革を行うに当たっての心構えや具体的な方策は、すべての外郭団体に共通するものであると考えており、あり方検討委員会の提言書を参考に、今後、市の考え方をまとめ、外郭団体に提示していく予定でございます。コア事業についても十分検討したいと考えております。

次に、指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会からの提言書に関してのご質問でございますが、1点目の施設を保有す

るかどうかの再検討部分は、施設の保有が絶対条件であるかどうかをまず検討し、その後において、要求に応えられる質の高いサービス提供と施設の効率的な運営を保障・担保しながら、その施設の管理運営形態を決定していくものであるとのご意見でございました。

2点目の政策的要因に関しましては、総合計画を確実に遂行するに当たり、直営がより効果的・効率的であると判断されるような場合であると考えており、あり方検討委員会から、そのような場合は市としての説明責任を十分果たすように求められたものであります。

それから、3点目の複数施設の一括公募に関しましては、経費の縮減のためには、独占のリスクに注意しながらスケールメリットが得られる方法を検討することを求められたものでございます。

それから、4点目の高い専門性やノウハウ、他に担い手が存在しない場合に関しましては、現在、指定管理者制度導入の指針の見直しと並行して検討中でありまして、そのことにより非公募とする場合には、市の責務として適切に説明責任を果たすことを求められたものでございます。

5点目の職員の身分や処遇に関しましては、外郭団体の設立の経緯を考えますと、より慎重に事を進めていくことが大切であると考えておりますが、市は何事におきましても説明責任を果たすことを求められていることを念頭に置きながら事を進めてまいりたいと考えております。また、あり方検討委員会からも、この件に関して、在籍する職員の身分や処遇に与える影響を考慮して適切な支援を行うことというご意見をいただいております。

1回目のご答弁にも申し上げましたが、

現在、市内部で指定管理者制度に関する全般について検討を行っているところであり、意見集約ができましたら、議員各位をはじめ関係される方々に周知をしてみたいと考えているところでございます。

○木村勝彦議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 保育需要の対応と待機児童の解消についての2回目のご質問にお答えいたします。

平成17年度と今年度とで4月時点の比較をしてみますと、就学前児童数につきましては、平成17年度では5,353人でございましたが、今年度は4,752人と、601人の減となっております。一方、入所希望者数は、平成17年度の1,496人から今年度は1,782人と、286人の増加という状況でございます。就学前児童数に占める入所希望児童数の割合を見てみますと、平成17年4月では27.9%でございましたが、平成24年4月では37.5%となっており、この7年間で9.6ポイント上昇しております。就学前児童数につきましては、今後も基本的には減少していくと考えておりますが、保育需要につきましては、議員ご指摘のように、今後の経済状況にもよると思われますが、少なくとも、ここしばらくは増加していくのではないかと考えております。

次に、待機児童解消に向けた展望でございますが、短期的には、先ほどご答弁申し上げましたとおり、民間保育所の建て替え等による定員増や弾力化により対応してまいります。また、南千里丘の大規模マンションの入居開始時期をにらんでの対策といったしましては、南千里丘周辺において一定規模の保育所を新設ができないのかを検討しているところでございます。併せて、老朽化した公立保育所に関しての何らかの対

応も検討してまいりたいと考えております。

なお、ご指摘いただいております空き店舗など既存施設の利用につきましては、これまで検討してまいりましたが、保育ニーズの高い低年齢の児童の場合は、面積基準として広いスペースを確保する必要があることや、年齢に応じた施設の整備が必要になってくることなどの課題があり、実現には至っていないのが現状でございます。

本市といたしましては、民間保育所とも連携しながら、今後とも待機児童解消に向けた方策を進めてまいります。

○木村勝彦議長 三好議員。

○三好義治議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

指定管理者制度に絞らせていただいて質問していきたいと思いますが、1回目、2回目の質問は、それぞれ基本的な行政の立場で今動いている部分について質問させていただきました。何でこの指定管理者制度を非公募・公募方式でやるかということが、ここ数年間かけても前に進まなかったかというのが、冒頭申し上げましたように、二つの大きな要因がある外郭団体に対して、同じようなベクトルの中でこれまで進めてきたのが一つ大きな問題ではないかなというふうに私は思っております。また、外郭団体に対する業務改革・改善、経営強化等の現状と課題を、今、外郭団体に出されておりますが、私個人といたしましては、市全体の経費をいかに削減してくるかというのが大きな課題であって、で、指定管理者制度をどうするかというところまで今波及してきているわけなんですよ。

その中で、よくよく調べますと、都市開発株式会社については、都市開発株式会社に委託をして、その業務委託の内容が、モノレールの南摂津駅の駐輪場・駐車場、ま

た、その周辺の清掃。じゃ、これはどこに委託しているかといえば、シルバー人材センターに委託をしているんですね。経費のことを考えると、市役所が本来、都市開発株式会社を通さずにシルバーに直発注もできるわけですよ。それを今日までそのまま据え置いてきてやってきていると。何でそんなことになっているかというのが、都市開発株式会社というのが、やはりフォルテの店舗関係のビル管理を主体として成り立った会社であって、そのところに自動車駐車場を委託してやってきていると。ここもいびつなのが、その自転車駐輪場はシルバー人材センターに委託をしているわけなんですよ。

私は、今日まで市役所が、冒頭申し上げましたように、都市開発株式会社のコア事業の中で本来生き残らなければならないと。それに対して行政としてどういうふうに対応してきたのかというのが問題なんですよ。会社が成り立たないからということで手を差し伸べたのが、今言うようなモノレール南摂津駅の清掃業務とか駐車場の管理やら自転車の管理、さらには摂津市駅の清掃に駐車場の管理、全然畑違いのところを行政がそうやってやってきた、それが経費が膨らんできて、今、外郭団体を改善しなさいと。役所として、その現場の声を、このあり方懇談会以外に3月にも一度担当者とは話しているみたいですけど、今日までそういったことをやらずして、今、指定管理者制度が大きな問題になっているんですよ。これが都市開発株式会社の大きな課題やと思うんです。

私は、都市開発株式会社ならば、フォルテ周辺の管理と、さらには千里丘西口の管理運営、さらにビル管理のノウハウを生かした中で、三島の市営住宅とか一津屋の市

営第1・第2団地のああい管理を都市開発株式会社に委託する、その中で自分のコア事業を増やしていくと。また、あそこのフォルテ摂津のマンションも、よその事業者が運営をやっていますよね。ああいってところへの事業参入をしながら、本来やらなければならない事業を行政としてアドバイスしていかなあかんと。これがなされていないのに、そういった外郭団体からの提言、経営改革を求めるのはいかなものかなと。

その中で、先ほども言いましたように、迂回発注をやっているのは、これは今、即整理をすべきですよ。整理をした上で、その事業者が、外郭団体、都市開発株式会社の経営が成り立つような新規事業を、新たに行政と都市開発株式会社とが知恵を出してやるべきやと。今のイメージは、例えば、指定管理者を公募・非公募をしようという考えの中に、都市開発株式会社全体を非公募にするか公募にするかというたら前へ進まんと思うんですよね。都市開発株式会社は、設立したときのやはり中身があるんですよ。今、問題になっているのは、事業が成り立たんから、その下に枝葉でいっぱい自動車駐車場やら駐輪場やらを都市開発に持たしている、そこらが問題であって、そういったところを公募するんやったら私はわかるし、前に進むと思うんですよ。

もう一方の施設管理公社もそういったことなんですよ。施設管理公社の事業が、もともと施設管理公社を平成3年に設立したときは、やっぱり高齢者職場の開発とか、何とか経費を削減せなあかんということで、当時は福祉会館もあり、文化ホールもあり、文化ホールでの自主事業をやってきて、それで事業が成り立ってきた。しかしながら、福祉会館がつぶれて、実際に文化ホールと、今、いきいきプラザ、それだけやったら公

社として成り立たないということの中で、体育館を依頼し、それから屋外スポーツ施設を依頼した。しかし、そこに働いているのはシルバー人材センターの人なんですよ。施設管理公社が委託を受けて、施設管理公社はシルバーに丸投げなんですよ。これも、直接市役所がシルバーに委託をするならば、その分の経費、それぞれ4%から5%もらっているんですよ、都市開発公社も施設管理公社も。こういった実態に目をつぶって、外郭団体の経営改革、経営改革、第4次行革でやらなければならないって。ねえ、市長、まずこういったことから先にせなあかんと思うんです。

その中で、外郭団体が安心して働ける、そして、自分らの仕事のやりがい求めてやっていただけるプロパー職員に対する、コア事業とはこういったもんだぜと。施設管理公社には、ほかではできない、民間ではできないノウハウの中で文化の育成してもらわなければならないし、また、阪急摂津市駅周辺に対しては、やはり施設管理公社が将来施設管理をやり、文化を継承していくと。こういうコアを、行政として指針をはよ出さなあかん。この12月に質問しているのも、第2次改訂版というのは3月末には出さなあかんという中で、いまだにそれが素案もできていないということは、外郭団体はもっと不安がっていますよ。ねえ、副市長。これが、先ほど言いましたように、物の考え方として、施設管理公社、シルバー人材センター、都市開発株式会社は、共通の課題で検討してもらったらいんですよ。もう一方での今の保健センター、それから社会福祉事業団、社会福祉協議会、それからみきの路、これは大変な事業をお願いしているんですよ。みきの路にしろ社会福祉事業団にしろ、これを軽率に非公

募だ、公募だと言うよりも、その障害者の自立も含めて、その障害者で来ていただいている方々のことを思うと、やはり今の体系、もしくはもっと新たな事業をそこに逆にゆだねていくのが、本来、今やらなければならないことではないかなというふうに思います。

ですから、今日まで、今までの指定管理者制度で、22年末で期限が切れて23年度にやらなアカンかった部分を、僕らの場合は、平成18年になった段階から、平成20年から23年度はどうするんですかという何回となしに言うてきました。その結果が出ずに、今度は23年から既存の契約しているところについては3年間据え置いた中で検討してくると。しかしながら、いまだに検討がないから、これだけちょっと厳しい質問もしているんですよね。まずは行政として、もう1回言いますよ、方針を出さなければなりませんよ。都市開発株式会社の必要性、施設管理公社の必要性、それからシルバー人材センターの必要性。一方では、シルバー人材センターは派遣業務に今没頭されておりますが、本来、生きがい公社として設立してきてシルバー人材センターに移り変わりました。本来、高齢者の生きがいを見つけるところをもっと重視せなアカンのですよね、市長。僕が言うているのは、今こういったことを整理しないと、またぞろ、この指定管理者制度というのは、まだ検討課題、検討しています、検討していますということで、ずっといつてしまうと思うんですよ。来年7月ぐらいには、もう3月に第2次改訂版を出して、外郭団体はそれなりに今度考えていく時間もある必要なんですよ。

ですから、今、僕が言うているのは、今のそれぞれの指定管理者のところについて

は、僕は非公募で特命でもええと思います。その下にある屋外施設とか体育館とか駐輪場とか、こういったところは民間と競合してもいいし、そこにはシルバー人材センターが必ず参入してくると思いますよ。だから、そのコアをどう考えているのやということと、今のバイパスみたいに通している発注の仕方とか、行政が経費を削減せなアカンような部分までできてないのに、外郭団体ばかりを責めるのはいかがかなと。

ちょっと多岐にわたって質問しましたが、市長でも副市長でもご答弁いただけるんやったら、よろしくお願いいたします。

○木村勝彦議長 副市長。

○小野副市長 多岐にわたってご指摘いただきました。いずれにしても、平成23年、24年、25年でございますから、もうあと1年しかない、そういう中でまだこの状態ではないかということで、私もじくじたる思いがございます。

それで、今日まで外郭団体等と話をする中で、今、議員の意見を聞いておりまして思い出しますのは、私が副市長指示として出してきた中には、この指定管理者制度は、原則はあくまでも公募やと、例外として特命があんのやと、非公募があんのやと、これがものすごい効いておったというふうに思います。それで、簡単に一言で言いますと、いわゆる外郭団体を持っておる関係部長・課長は、すべて現行でいってほしいのが基本的な考え方で、一つとして公募してもうても結構ですというのはございませんでした。

それで、この外郭団体の長等がよく来ておる、今も来ておりますけども、私もいつも言っているのは、外郭団体を守る、守らないの議論は、やはりその内部改革とか経営強化策に私は尽きるところでと。意見

は違うかもしれません。だから、そこを、ところが、外郭団体は、今言われているように、まずそのコアを守るなら守る、守らないなら守らないと言わないと、経営改善も立てれないではないかというのを私も聞いております。それは卵が先か鶏が先かかわかりませんが、私は、それは例外を認めるべきではないというふうに今でも思っております、現実には。

例えば、今、事業団のことを言われましたけど、事業団も将来の補修、建て替えのときにどういうことが出てくるかということも片方で気になりますし、市の財政負担も気になります。だからといって守らんとは言っていないんです。だから、そういうことも含めてどう考えるかということは問うてまいりました。

そして、今、摂津都市開発株式会社のことを言われています。それで、私は以前にも申し上げました中身を思い出しますのは、私ども市は資本金の49%を持っており、あとは民間が持ってもらっております。今も覚えていますのは、副市長、これについて配当を出せとは言わないと、少なくとも赤字を出すようなことについては避けてほしいということが常に言われてまいりました。つい先週も、私どもが考えておる、今言われているようなことをすると1,000万円ぐらいの赤字が出ると、もう都市開発株式会社は息つけませんということを言われています。私が言っていますのは、今言われたとおりなんですわ。今まで言ってきたことは、確かに今回のこの外郭団体の経営改革策の中にこういう文言を入れています。団体の代表及び事務局責任者は、必要に応じて民間経営者のような人材を外部から誘致しなさいと、こういうものですね。これは何を言われたかといいますと、中か

ら出てくる部長で持って行って本当にいいんですかと、こういうことなんです、この話は。ですから、私は当該団体だけの責任とは言えないし、それで、生の話をしますと、自分のところでフォルテのノウハウがあるんだから、紹介もするから営業に行かなあかんの違うんかと。いつも市から、我々も責任があるんですけど、いつも待っていて、何とか仕事をくれくれということではいけないのではないのかと。フォルテの関係で千里丘東地区の再開発ができたことはわかっているよと。ならば、ノウハウはあるやないかと。それで、これを、今言われたとおり、例えば都市開発にしますと、23年度のときにこの問題が火を吹き、その中で今頑張っています、都市開発は。それ以前は、ああ、市が守ってくれるんだという意識があったことは間違いございません。

そして、時間はありませんが、都市開発の問題は、全く我々も同じことを申し上げておりまして、一つ内部で議論がありますのは、今言われたことです、委託の問題も含めて。シルバー人材センターと施設管理公社と都市開発株式会社は一本化すべしという意見もあります。いや、そうではなくて、シルバー人材センターは、これは生きがい対策もあるから残して、都市開発株式会社と施設管理公社を一本にすべしという考え方もございます。どちらにしても、ベストはございませんが、一定の方向は確かに言われているように早く出さないと、その当該団体の本気にもなりませんし、議会のご意見も伺えないことは間違いございませんので、今言われたことは、私自身が外郭団体の長からほとんどそのことを言われてきて、副市長、守るなら守るとまず言ってもらってから言うてもらわないと、守っ

てもくれないわ、経営改善策は出すわ、ほんなら我々はどうするんですか、社員というんですか、職員を受けてくれるんですか、それとも労働基準法でいう解雇通告してやめていけと言われるんですかと、こういうことを言われておりますから、過去の議会でもいろんな議員から、まず雇用を守らなアカンよ、そうであったとしてもということも聞かせてもらっております。いろんな意見は十分踏まえておりますので、今申し上げたことの議論をしております、その中身で。

市長公室長が答えようと思ったのは、もう少し全体で答えようとしたので、今、私に来ましたので具体的に申し上げました。一日も早くと申しますか、この3月議会のときにまた同じような議論になることも、代表質問でも困ると思いますので、そのときにはもう少し具体的に、この方向性、基本的には私の考え方は、経営努力をしたら守ると言っています、今。次も守ってみると言ってるんですわ。しかし、それは議会ということがあり、職員がありますから、私は、その中身が出てきて議会に十分、前に出すのであれば、すべて守ろうやないかと、次、もう1回は。それでもいいよと、それやったら。しかし、そのことが見えない中で、我々が守る、守らんということは、またこれも言えないということも言っております、相当厳しく言っておりますので、あまり薬が効き過ぎておるかもわかりませんが、3月議会のときにはもう少し、市長の指示も受けながら、もう一步前に出るような形をぜひとも出していきたいと思っていますので、この場面としてはこの程度でご容赦のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

○木村勝彦議長 市長。

○森山市長 今、副市長がお答えしましたけれども、外郭団体といえども、直接、間接、税金が投入されているわけですから、やっぱり競争原理、これはしっかり踏まえていくということは変わりませんので。ただ、ご指摘のように、そこには雇用、そして利用者の処遇等々あります。この辺を両立さすというのは非常に難しい、それほどに難しいわけでありまして、いまだ内部ではいろんな結論も得るまでにはまだできないと、そういう状況にあります、当初の方針、これはしっかりと踏まえて、早期にまた皆さんにご報告したいと思います。

以上です。

○木村勝彦議長 三好議員、よろしいですか。現実と理想に若干ギャップはありますけれども、本日の議論はこの程度にとどめていただいて。

三好議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後3時15分 休憩)

(午後3時45分 再開)

○木村勝彦議長 休憩前に引き続き再開します。

山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 では、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、旧の味舌小学校跡地の活用について伺います。

先日、味舌小学校跡地を茨木市の医療機関が買いに来たとか、青少年グラウンドでも買いに来た企業があるとか聞こえてまいりました。今回、その真偽を伺うものではありませんけれども、特に売却を表明したものでありませんし、少しでも市民の利益を図るためには適正な競争を行うはずの

ものですから、抜け駆けもおかしな話ですし、そういう話自体起きることがおかしいと思っております。しかしながら、そういう話が出るというのは、これまで市有地の売却については、売りたいわけではないけれども財政状況によっては売却もあり得る、昨年、今年、市有地の一部売却を行ってきた、こういう市の姿勢に原因があるのではないかと思っております。この間の政治で、やらないと言っているにもかかわらず突然変更されるということはよくある話で、まして「売らないとは言っていない」では問い合わせがあってもおかしくはないと思っております。

味舌小学校跡地に関しては、売らないでほしいという市民の意見は強く、いつ売られることになるのかと不安が広がっています。避難場所として、公的な土地で火除地ともなる開けた場所というのは、あの正雀の地域では限られております。住宅密集地で火災が起こると類焼の不安が大きい、こういう正雀の地域では、そういう意味で重要な場所です。かつ、耐震工事も済んだ比較的高さのある構造物がある、こういうことで、水害のときにも有効である。避難場所として災害のときに鍵をあけて使える場所にしてほしい。整備をしてほしい。必要なものと認めてほしい。住宅の使用ができなくなるような大災害が起きたときは、仮設住宅なども必要になってくると。そのときに仮設住宅の建築が可能な公的施設の確保は不可欠だと思っております。

この秋の市長選挙のときにも、私が街頭で訴えておりますと、小学生だという少年から、味舌小学校跡地は本当に売らないでほしいと。今、あそこを使って野球の練習をしている、売られたら練習できんようになる、こういう訴えもありました。こういう声に応じて、市民の不安を取り除き、売

らずに活用するということを表明する必要があるのではないのでしょうか。

市民は、ああいう施設に満足な手を入れないというのは、売るかもしれないからお金をかけて整備をしないと見る向きもあります。私も同感だと思います。まして、旧校舎などは、構造物は人が使わないと劣化が早いと聞いております。人が使えば冷暖房など行いますし、使わなければ夏は日ざらし、冬は凍結と厳しい条件にさらされます。最近、老朽化があちこちで問題になっておりますけれども、使えなくなるのを待っているのかという声上がるのも当然ではないのでしょうか。統合後、使われなくなって5年になります。総合計画には、市民との協働、災害対策両方に照らして整備計画をつくっていくということではないのでしょうか。また、市民とその施設の活用について話し合いをする場を大いに設けていくべきではないのでしょうか。見解を求めます。

その上で、市民の財産は使いやすく活用できる施設として整備してほしいという要望も上がっています。活用を図るという点で、体育館の設備については、小学校の附属施設としてはよかったのかもしれませんが、スポーツ振興の事務所も置かれました。一般の市民がスポーツ施設として使用するのに満足なロッカーのある更衣室もない、シャワールームぐらいは欲しいと要望が上がるのは当然です。耐震診断も行われました。スポーツセンターとしての機能強化、整備についてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、避難場所の指定、それから被災者の予想について。

先の議員も大分お話をされておりますけれども、決算の反対討論で共産党が言及したように、中央防災会議の被害想定が公表

されて、避難場所についても、今回、さっき紹介がありましたハザードマップの発展の形で年明けにも配布をされると。三好議員の要望も出ましたけれども、被害想定に基づいて被災者数や被害家屋の数は予想ができると思います。避難者をどこに収容するのか、避難場所は足りるのか、そういう対応策、計画を早く作成するべきではないでしょうか。市民は、先の東北の地震、津波被害を見て、村上議員の質問でも答えられたように、避難所の整備もこれからまだまだ必要だと思います。避難所の整備、それから避難経路の情報がもらえるのか。福祉の分野では避難の要支援者を把握するとしておりますが、本当に避難に対する支援がされるのか、だれがどのように行うのか、自治体は機能するのか、一刻も早く知りたいと思っております。災害が起きたときに自分たちはどうすればよいのかと、そういう避難計画を示してほしいと考えます。防災計画、防災対策について、いつ整備、更新がされるのかを伺いたいと思います。

次に、今年度予算で示されました道路事業計画の進捗について伺います。

当初予算で示された計画で、予算が成立している事業ですけれども、年末を迎えました。工期が恐らく年度末、まだ手がついていないところは2月、3月になるであろうという事業について、どうしてこの年度末まで行われなかったのかと、素朴な疑問として伺いたいと思います。特に正雀駅の駅前のバリアフリー整備、それから、鶴野の35号線、36号線について伺いたいと思います。

正雀駅前のバリアフリーは、バリアフリー法に基づいて府道とともに長期計画で行わなければならないとされていたものですから、随分かかっております。駅前整備と

して、安全に人が寄りつける場所として、さらに整備がされる必要があります。要望の強い場所です。どういう整備がされていくのかも再度説明いただきたいと思います。

次に、鶴野35号線、36号線は平行した路線ですから、一度に行うと通行に不便ということもありますので、幾らか時期はずらす必要もあるかと思いますが、年度末工事が多いと批判もあります。どうなっていたのかお聞かせください。特に住宅内の36号線は、でこぼこでお年寄りがひっかかる。これは、私が議会に押し上げていただく前から共産党が要求していたものですけれども、最初の質問にも取り上げさせていただいて、35年前、区画整理の時期から鶴野の地域は手が入っていないということも明らかにしたところです。待ちに待った整備と。もう少し早くできなかったのか、お答えいただきたいと思います。

次に、4番目、中小企業の支援について伺います。

中小企業の円滑化法の期限が来年3月終わります。リーマンショックで落ち込んだ業績を3年間で回復を待つというものでしたけれども、GDPの回復はされておられませんので、次の国会で延長の議論もされる可能性もありますが、次の政権は、どうも大きく金融緩和には動くようですけれども、融資そのものは銀行任せになるのではないかと危惧をしております。大きな金融緩和というのは、バブルの再燃で株価などが持ち直しても、実経済の拡大になるかどうかは怪しいと考えております。購買力のない実経済にはお金が行かずに、行き場をなくしたお金が投機や海外投資に向かって、むしろ安定した国内の信用取引の破綻につながるのではないかと危惧をしております。日本共産党は、実経済の回復のためには購

買力の向上が必要で、内需の拡大が必要だと、賃金の引き上げや身近な公共事業の拡大、福祉の向上で国内消費を増やすことを提案しております。また、何兆円も減税を大企業に対して行っております。対して国の中小企業対策予算はわずか5,000億円。中小企業の数に対して少な過ぎると、せめて1兆円規模にすることを求めています。

そこで、身近な自治体の摂津市としても、直接的な中小企業支援策は必要ではないかと、私たちは工場の家賃補助や住宅リフォーム助成などの支援を提案しております。耐震補強工事などへの支援の拡充、これも有効だと考えております。ですから、融資の拡大で景気の回復ができるというふうに考えているわけではありませんけれども、大阪府もこの間、供託金の削減など、融資枠を小さくしましたし、本市の返済期限延長も終わりました。不況業種の指定拡大ももどいてくると思います。融資の公的制度が小さくされるということは、公的な返済保証の縮小ですから、銀行の貸し手責任が大きくなって貸し渋りが起こる、こういうことは大いに予想されます。したがって、新年度に向けて、本市としても融資施策の拡充が必要だと考えておりますが、お考えを伺いたいと思います。

1回目は以上です。

○木村勝彦議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 旧味舌小学校跡地、味舌スポーツセンターの活用についてのご質問にお答えいたします。

この件につきましては、過去の定例会にもご答弁いたしましたように、旧校舎につきましては普通財産として管理しており、校舎1階にある多目的教室と視聴覚室を平

成26年3月31日までの間、暫定的に地元団体の皆様にご使用いただいております。また、体育館は緊急時の避難所を兼ねた恒久施設として、グラウンドは平成26年3月31日までの間の暫定利用として、市民の皆様にご使用いただいているところでございます。

次に、市民参画に関しましては、現在まで、旧味舌小学校跡地について市民と摂津市が話し合う会と7回会合を行い、この会を通じ、多様なご意見をお聞かせいただいているところでございます。

今後につきましては、社会経済情勢等の変化が激しく、先行き不透明な現状におきまして、恒久活用との決定はなかなか難しいと考えているところであり、暫定利用施設につきましては3年を目途に見直しを行ってまいりたいと考えております。したがって、今回は平成26年3月末を目途に見直しということでございます。

それから、売るか売らないのかわからない状態は、市民にとっては不安だということですが、昨今の社会経済情勢を見てみますと、円安が進んで株価が上がるなど明るい面もございますが、全体としては、やはり景気は非常に停滞しております。また、公共施設の耐震補強や老朽化対策を急がなければならないこと、扶助費の増加が続く、このような中にあるのは、依然として財政状況は厳しく、跡地を売らないとか恒久活用するという決定はやはり難しいと考えております。

○木村勝彦議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 味舌スポーツセンター体育館の施設改修についてのご質問にお答えいたします。

味舌と三宅のスポーツセンターは、平成

20年度より市民のスポーツ振興、健康・体力の向上を目的としてご利用いただいております。両スポーツセンター体育館は、旧小学校体育館を転用したものであり、味舌スポーツセンター体育館は、昭和49年に建築されたものでございます。味舌スポーツセンター体育館の改修につきましては、今年度に耐震診断を行いましたところ、耐震改修が必要との結果が出ましたので、来年度に実施設計を行い、平成26年度以降、速やかに耐震改修工事を行う予定といたしております。

ご質問の同スポーツセンターの更衣室設置などの施設改修につきましても、財政状況をかんがみながら利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ご質問の国や府の被害想定と今後の市の防災計画と防災対策についてお答えいたします。

今年8月29日に、国の中央防災会議により、南海トラフ巨大地震の被害想定が発表され、その内容について、本市総務常任委員会でもご説明申し上げました。地震の規模は、東日本大震災と同等のマグニチュード9.0、被害が最大となるケースでは、死者・行方不明は32万3,000人となり、従来の想定との1.7倍の被害を予測しております。国では、引き続き第2次報告として、ライフラインや交通施設被害、経済被害などの被害想定をまとめる作業を行っておりますが、今年の秋ごろの目標におくれが生じていると聞いております。大阪府の防災計画の見直し作業は、国の被害想定の結果を受け、津波シミュレーションや地盤データからの倒壊家屋の算出などを行い、市町村ごとの被害想定を提示していくこと

になり、そのデータをもとに市の防災計画を見直していく予定で、平成25年度に行いたいと考えています。

被害想定は、地域防災計画の根幹となるもので、平成19年度に作成した防災計画では、その時点の最大地震である阪神・淡路大震災や新潟県中越地震を参考に被害想定がなされていましたが、昨年の東日本大震災の経験を受け、被害想定は大きく変更されています。今回公表されたプレート型地震、南海トラフ巨大地震の被害想定では、震源地を広く持つことから、地点ごとのケースや発生する季節以外に時間の要素を多く入れるなど、異なる被害想定を検証しております。これらの変更点だけでなく、プレート型地震と直下型地震の性質の違いもあります。最大震度は従来の上町断層帯地震の震度6強と同じであります。大阪府の被害想定の結果を受け、その被害想定をベースに防災計画の変更を行ってまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 予算で示された道路事業計画の進捗についてのご質問にお答えいたします。

正雀駅前の交通バリアフリー整備事業についてでございますが、摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画に基づき、阪急正雀駅周辺地区を交通バリアフリーに関する重点整備地区として定め、正雀駅前から府道正雀一津屋線までの区間を特定経路として設定しております。本年度におきましては、正雀本町1丁目地内、正雀南千里丘線の正雀駅前商店街内のバリアフリー化を進めるため、現道が一方通行に規制されております利点を生かしまして、現況道路空間を改善した歩行者空間のグリーンベルト化

整備などのための調査、地元調整、設計を行っております。しかしながら、現在、正雀駅前におきまして分譲マンション開発が行われておりまして、その開発工事に伴います工事用大型車両の通行経路が整備予定区間と重なっておりますことから、開発業者と施工時期などの連絡調整を行っております、準備が済み次第、年度内完成を目指し、工事着手を予定しているところでございます。

次に、道路補修事業では、ご指摘の鶴野35号線及び36号線を含みました鶴野1号線ほか3路線道路補修工事の進捗状況でございますが、鶴野35号線及び36号線では、舗装・補修時に、将来の側溝改良に備えまして集水桝設置場所を特定し、その取り付け管布設工事を同時に施工してまいりますので、既設の路面や用排水側溝の排水状況などの現状確認に時間を要しましたところでございますが、設計業務も完了し、業者選定手続きを行っているところでございます。施工業者が決定され次第、準備が完了した路線より工事着手を予定しているところでございます。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 市の融資施策の拡充についてのご質問にお答えをいたします。

事業所の資金繰りを円滑に進める中小企業金融円滑化法は、全国で約30万から40万社の貸付条件を緩和したものと見込まれますが、時限立法のため、来年3月で期限を迎えます。大阪府は、経済の好転による業績改善・回復が難しい状況にあることから、各金融機関に対し、貸し出し事業者に急激な影響が出ないように配慮するよう要請するとともに、借り入れの先送りを回避するには経営力の強化が重要であるとの

認識から、この12月にチャレンジ応援資金、経営力強化資金でもありますが、という融資メニューを追加するなど、円滑化法の終了に向けての対策を講じておられます。

金融円滑化法は、金融機関に対する法律規定で、市との直接の関連はございませんが、市内事業所の資金繰りの支援の観点から、低利な市の事業資金融資や保証協会の保証付経営安定資金融資に係る不況業種の認定などの相談、受付を行っております、金融円滑化法の終了後も引き続き事業所の金融面での支援に努めてまいります。

○木村勝彦議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 では、1番目の味舌小学校跡地については、体育館については耐震補強とともに整備をされていくと。財政状況によってはという、これがよくわからないのはあるんですけれども、利便性の向上に努められるということでありますから、来年度にも要求されるということを確認したいと思います。これはよろしく願いをしたいと思います。

次に、活用そのものですが、お答えいただいた恒久活用できない、暫定利用という表現は、売るかもしれないという態度は変えられないということであります。売らないでほしいという市民要求は聞き入れられないということでしょうか。不安だという市民にどう応えるのか。応えられていないように思います。市民の要求にどう応えるのか、お答えいただきたいと思います。

売ってしまうとなると、これは防災計画には使えないということになるので、書き込めないということになるのではないのでしょうか。避難場所や仮設予定地などが不足しているという話が朝からずっとあります。確保していく方針を立てていくべきではないのでしょうか。あとの防災計画との関

係においても考えを聞かせていただきたいと思います。

次に、防災計画、避難場所についてですが、答弁にあった来年度の、ちょっとおくられているということですが、見直しはしっかりやっていただくのはもちろんであります。今答えられることを市民に対して示していただきたい。ハザードマップを発行されました。これを見れば避難場所の規模はわかります。現在の防災計画でも、震度6強の地震、6,000棟の全壊、こういった数字もあるわけですから、万を超える避難者が出るかもしれません。水害でも家屋が使えるなくなる、こういう方がどのくらい想定をされるのか。先の嶋野議員の答弁で、多くの協定が結ばれて一時避難所が増えているということですが、数字を出せば恐らく避難場所は足りない、さらに増やしていく必要があると思いますが、そのためにどういう対応をしていくのか、お聞かせいただきたいと思います。ぜひ、いつまでにということも含めてお答えいただければと思います。

また、避難が長期になれば、仮設住宅などの対応も必要になってくると思います。仮設住宅の設置、必要性、対応、どう考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。東北の震災で学んだように、福島は原発という特別な要素がありますけれども、その土地にとどまって人が生活しなければなかなか復興が進まない、災害の被災者が市外へ避難して帰ってこれない、こういう状況が災害の後、発生しては、市の再生にもマイナスだと考えます。市内にとどまって市の再生に努めてもらうためにも、借り上げ住宅、生業資金の補助、市内に帰ってもらうための政策も組み立てておく必要もあるのではないかと思います。

お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、道路事業計画ですけれども、理由を述べられて、年度末になったと。この理由はわかりました。頑張っていたきたいと思いますが、身近な公共事業、こういう道路改修などは、この不況の中、大切な景気刺激策にもなります。少しでも早く行うことがそういう意味でプラスにもなると思います。ほかにも施設の老朽化なども指摘をされています。来年度の予算で身近な事業の拡大を不況対策という点からも行うべきだと思います。来年の整備計画などについても見解を求めたいと思います。

次に、中小企業支援策ですけれども、このまま自由経済任せにして弱肉強食の社会では、大企業の一人勝ち、産業でも雇用でも底支えしている中小企業がだめになるのではないかと、経済の復興は望むべくもないのではないかと。融資策としては、先ほど説明いただきました府のメニュー、これが増えるということもその一つに違いありませんけれども、全体としては、最初の質問のように、国の円滑化法がなくなり、府の供託金が削減され、返済援助や不況業種が絞られてくるということであれば、全体としては後退するのではないかと考えています。市の融資を具体的に強化するというお答えはありませんでした。中小企業対策費を増やすべきだと思います。商品券の発行は、刺激策にはなるとは思いますし、無駄になっているとは思いません。事業所のデータベース作成、先ほども出ていましたけれども、要望の聞き取り、支援事業を行っているということは評価しておりますけれども、なお有効な中小企業の支援として効果が上がるということにはなっていないのではないかと。1回目でお聞きしたように、住宅リフォーム助成制度など、直接的な中小企業

支援につながるような方策をとることができないのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○木村勝彦議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の避難場所の確保についてお答えいたします。

昨年、避難勧告等の判断マニュアル、伝達マニュアルを作成し、現在、地区ごとの洪水ハザードマップを配布する準備を進めております。このマップにつきましては、平成18年3月に作成し配布した洪水ハザードマップをベースに地域ごとに作成しており、地図上に土地の標高を表示したことや、避難行動に垂直避難を入れました。また、市が発する避難準備情報や一時避難情報、避難勧告、避難指示について明記しております。このハザードマップの浸水深は、以前のマップと同様でございますが、淀川や安威川が決壊した場合、特に安威川以南の区域の浸水被害は深刻であると認識しております。避難場所の確保は重要であると考えており、その確保の手段として防災協定を締結していく必要がございます。事業者側では、避難された市民の安全確保などさまざまな問題があり、計画を策定し、そのとおりに進むものではないと考えております。今後は、事業者の方々に必要性を理解していただき、また、周辺住民から後押しをしてもらいながら、多くの市民の方々が迅速に避難できる高い建物への防災協定の締結に向け、粘り強く協議してまいりたいと考えております。

また、お問い合わせのありました借り上げ住宅というようなご質問でございますが、今回の東日本大震災では、地震・津波・火災、あるいは原子力発電所による事故などで避難を余儀なくされる被災者が多くいたとい

うことでございます。また、和歌山県、三重県では、昨年発生しました台風12号で増水した河川により家屋が流出・水没し、仮設住宅の建設がなされています。借り上げ住宅という形では今のところ直には考えておりませんが、仮設住宅の建設につきましては、公営住宅、民間の借り上げ、それから仮設住宅建設がありますが、災害救助法の適用区域における応急仮設住宅の建設の主体は、原則大阪府となっております。市としましては、建設場所、建設戸数等を調査の上、建設し、供与することとなっております。これは、阪神・淡路大震災のときに私どものほうにも大阪府から調査が参っております。仮設住宅の建設する予定地につきましては、青少年運動広場、鳥飼西のスポーツ広場、それから市場池公園などとしておりますが、今後の地域防災計画の見直しの中で被害想定の変更もあることから、仮設住宅の予定地についても見直し等を含めて検討してまいります。

それと、防災計画について、いつまでというお問い合わせでしたが、この点につきましては、先ほどご答弁させていただきましたように、従来の被害想定は17倍の被害を国のほうが想定しております。この詳細について、まだ私どもの手元にございませんので、25年度中に作成を予定しております地域防災計画の中で、いつまでというお問い合わせに対しては25年度中ということでご理解をいただきたいと思います。

○木村勝彦議長 売らないと言えないのかということと、防災計画とのかかわりについて。市長公室長。

○乾市長公室長 旧味舌小学校跡地の恒久利用は難しい、売らないと決めるのも難しいということであるが、市民の要望にどう応えていくのかというお問い合わせでございます。

旧味舌小学校跡地をこのまま恒久利用するとなりますと、維持補修費用や耐震補強費用などが必要となってまいります。先ほども申し上げましたように、収入が減少し、支出が増加する中であって、そのような決定を実行いたしますと、何か別の市民サービスをカットするしかないというようなことも考えられ、持続可能な市政運営という意味からも、売らない、恒久的利用をするとの決定は難しいと考えており、また別の意味で市民にご心配をかけるようなことになってはいけないと考えているところでございます。

○木村勝彦議長 山崎議員、来年度の整備計画なんかも聞いておられましたけど、3回目でもう1回やってもらえますか。山崎議員。（「議事進行」と山崎雅数議員呼ぶ）

○山崎雅数議員 整備計画をお答えいただいていませんけれども。

○木村勝彦議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 それじゃ、道路整備事業計画で、来年度の整備計画についてというご質問でございますけれども、この件に関しましては現在調整中でございますので、予算規模をまだ確定しておりません。例年お示ししておりますように、来年の第1回定例会にまた図面にて配布する予定をしておりますので、そのときまでよろしく願いいたします。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 金融円滑化法の廃止につきましの影響に伴う中小企業の支援策ということでございますが、金融円滑化法の場合につきましては今回の延長が最後ということになっています。これは、幾ら金融面での支援をしても、やはり延長することによって実体の売り上げが上がらないということが結局モラルハザードを引き起こ

すということが、大きな理由として国のほうでは言われているようでございます。となりますと、やはり実体の経済を上げていかなければということで、議員のほうで住宅リフォーム等のご提案があるのかなと考えておりますが、一つの手段としては、私どもも聞いておりますが、リフォームの助成につきましては、やはり地域における産業全体、不況対策としては、やはり特定の業種にしか波及効果が及ばないとか、また、全体の企業支援策としての金融のボリュームとして考えたときには、我々の市の財政事情、財政規模からいって本当に効果を持てるのかといったさまざまな点で、住宅リフォームという点につきましの創設は困難であるとは考えております。ただ、中小企業がいかに売り上げを上げていただいて、利益を上げていただくかということは非常に重要なことかと思っておりますので、今後の国等の動向、またさまざまな景気対策がなされるようでございますので、こういったものも見ながら、その時期において市のできることにについて検討してまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 では、もう3回目になります。

小学校跡地について、費用が要るから売らないと言えないと、それから、そうなると、売らないと言えば別の市民サービスを削るぞと○○○というのは、ちょっと卑怯な気がします。財政と絡めて云々というのではなくて、せっかくの市民の財産ですから、小学校跡地などは市の財産の有効活用に引き続き頑張りたい、売却でお金に変えていく活用ではなくて、生かして使うという方針を固めていただけるまで粘り強く市民要求を届けていきたいと思っております。要望

といたします。

それから、この味舌小学校跡地も、仮設住宅にもなるのではないかと先ほども言っておりますけれども、防災計画、17倍の被害って、すごい数ですよ。今、仮設住宅の候補地としての青少年広場、スポーツ広場、市場池公園など、そういうのも名前もあがりました。だから、こういうところは売却もできないということになるのではないかなと思うんですけれども、こういった方針を今、災害に対してはしっかり持つべきだと。どっちやねんというんじゃないでね。そういう答えをお聞きしております。

自然災害の防止には限界があるということになっても、事前に備えをする、これで救える命、それから災害が起きた後の対応で救える命、こういうことは増やすことができます。東北の震災で学んだように、震災関連死、自殺者などを出さない対応が今求められています。検討をいただけるのかどうか拡大もしていくと言われた避難場所の拡大、この整備について、整備計画の数値目標をお示しいただけるのかどうか、最後にお答えいただきたいと思います。できれば、府の管轄やおっしゃいましたけれども、仮設とか借り上げ住宅など、こういった規模も入れて、その後の生活再建に必要な補償も盛り込んでいくような防災計画、こういったものを一日も早くつくり上げていただけるように、これはお願いにしたいと思います。

それから、予算は編成中というのか、来年度の予算に絡むということで、道路事業計画はこれからということなんですけれども、財政事情として、初めからすべての事業が全部ばつとできると、支出をするというわけにいかないというのは理解しておりますけれども、不況対策としてもできるだけ事

業としては早期に行うよう力を尽くしていただきたいと思います。これは要望としておきます。

中小企業支援策については、今、中小業者、市内の業者、不況は大変なんですよ、本当に。もうそれこそ毎月の支払いが大変だと。これは、実態調査、聞き取りでその方の経営状態とか懐状況を聞けるわけではないですし、聞いたって、それこそ余計なお世話でしょうから、中小企業支援策については、いろいろ要求することになりましたけれども、市民生活と経済を守るためには、業者とか市民が何を求めているのかということをしつかり聞き入れて対策費も入れるというような頑張る姿勢を示していただきたいと思います。

以上です。

○木村勝彦議長 山崎議員、売却をしない場合に、ほかの施策が影響してくるということについて「ooo」という発言があったんですけど、これは、oooと受けとめるか、いろいろ意見は分かりますし、統廃合のときに、やっぱり教育的側面と財政的な側面で売却はしないということの約束はないですし、その辺について、「ooo」という文言については議長のほうで整理をさせていただきます。

あと、答弁。総務部長。

○有山総務部長 一定の避難場所の数、それから避難所生活者というので、どのぐらいの数の想定かということでございますが、何度も繰り返しになりますが、今回の8月29日に出されております南海トラフの地震に関する被害想定については、現在、その数をお示しすることができません。従前から、こちらは直下型ですが、上町断層帯地震の震度6強の想定でございますと、倒壊家屋、全壊の分が6,000棟、それと

半壊の分が5, 200棟、そして避難所生活者が1万1, 000人という想定をしています。少なくともこれらには直ちに対応できるような形に取り組んでまいりたいと考えておりますが、現況の中で、被害想定が国のほうから示された中で、私たちとしてもその中の対応について考えていきたいと思っております。直ちにできること、これについては、地域の民活のネットを使いながら避難所の確保を、垂直移動の確保をできるだけ図っていききたいということと、それと防災無線等の周辺機器、あるいは避難所との連絡をとる無線、そういうものの確保を進めていききたいということで、二次的に私たちがしなければならないものを先に進めていききたいと。計画につきましては、付随して被害想定が出てからということで、そのことについてはご理解をいただきたいと考えているところでございます。

○木村勝彦議長 山崎議員の質問が終わりました。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時29分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 木村勝彦

摂津市議会議員 原田平

摂津市議会議員 安藤薫

摂津市議会継続会会議録

平成24年12月21日

(第3日)

平成24年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

平成24年12月21日（金曜日）
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員（22名）

1 番	村 上 英 明	2 番	本 保 加津枝
3 番	大 澤 千恵子	4 番	野 原 修
5 番	川 端 福 江	6 番	藤 浦 雅 彦
7 番	南 野 直 司	8 番	渡 辺 慎 吾
9 番	三 宅 秀 明	10 番	上 村 高 義
11 番	森 内 一 蔵	12 番	山 本 靖 一
13 番	弘 豊	14 番	山 崎 雅 数
15 番	木 村 勝 彦	16 番	森 西 正
17 番	嶋 野 浩一朗	18 番	柴 田 繁 勝
19 番	三 好 義 治	20 番	原 田 平
21 番	安 藤 薫	22 番	野 口 博

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	和 島 剛	市長公室長兼 会計管理者	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生活環境部長	杉 本 正 彦
保健福祉部長	福 永 富 美 子	都市整備部長	吉 田 和 生
土木下水道部長	藤 井 義 己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬 場 博
教育委員会 教育総務部長	登 阪 弘	教育委員会 生涯学習部長	宮 部 善 隆
水 道 部 長	宮 川 茂 行	消 防 長	北 居 一

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	寺 本 敏 彦	事 務 局 次 長	藤 井 智 哉
事務局総括参与	野 杵 雄 三		

1 議 事 日 程

1,

一般質問

藤 浦 雅 彦 議員

弘 豊 議員

山 本 靖 一 議員

森 西 正 議員

- | | | |
|----|--------------|--|
| 2, | 議 案 第 5 4 号 | 平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号） |
| | 議 案 第 5 5 号 | 平成 2 4 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| | 議 案 第 5 6 号 | 平成 2 4 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| | 議 案 第 5 7 号 | 平成 2 4 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| | 議 案 第 5 8 号 | 平成 2 4 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| | 議 案 第 5 9 号 | 平成 2 4 年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| | 議 案 第 6 1 号 | 淀川右岸水防事務組合規約の一部を変更する規約制定の件 |
| | 議 案 第 6 2 号 | 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 6 3 号 | 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 6 4 号 | 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 6 5 号 | 摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 6 6 号 | 摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 3, | 議会議案 第 1 2 号 | メタンハイドレートの実用化を求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 1 3 号 | 次代を担う若者世代支援策を求める意見書の件 |

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 3 まで

(午前 10 時 開議)

○木村勝彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、野口議員及び村上議員を指名します。

日程 1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 おはようございます。それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、先日行われました第 46 回衆議院選挙では、前回大敗をいたしました自民党が今度は大勝する大きな揺り戻しの結果となりました。朝日新聞の世論調査によりますと、「自民党勝利の大きな理由は、有権者が自民の政策を支持したのか、民主政権に失望したのか、どちらだと思うか」について、「自民の政策を支持」はわずか 7% で、「民主政権に失望」が 81% を占めました。もう既に政権交代の準備が始まっておりますが、自公政権には、そのことを忘れずに、安易に衆議院の再可決に頼るようなことはせず、謙虚な気持ちで今後の政権運営を行っていただくことを願います。また、今後さまざまなことが変革される中で、我々地方自治体として情報をしっかりと掌握し、市民に還元できるように敏感な対応が必要になることを申し上げて質問させていただきます。

さて、今回も市民の皆様からいただいたご意見等をもとに質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

先日、第 32 回大阪都市景観建築賞、別名大阪まちなみ賞が発表されましたけれども、審査対象 78 件の中から摂津市立コミュニティプラザ、摂津市立保健センター、

J. S. B. 摂津エコセンターが緑化賞を受賞いたしました。私も一市民といたしまして推薦書を送らせていただきましたけれども、市民といたしまして、こういう受賞をできたことに大変誇りに思っているところであります。

さて、このコミュニティプラザを含む南千里丘まちづくりのコンセプトは、ご存じのように、福祉・教育・文化・医療・健康でしたけれども、この南千里丘のまちづくりの議論を進めておりました平成 16 年ごろは、健康施策として、11 月にはウォーキングコースというのが 3 コース設定をされましたし、また、介護保険の抑制ということで、せつつ桜苑にて高齢者筋力トレーニングが実施をされ、その翌年には 3 か所に増やされております。大変健康づくりに関心の高まっているときでございました。私は、平成 17 年 3 月の代表質問において、この南千里丘のまちづくりのコンセプトに健康があげられていることを踏まえて、また、健康施策が非常に広がっていることを踏まえて、本市が昭和 61 年に設定をした健康都市宣言を、名称を変更して、健康づくり都市宣言構想について質問をいたしましたけれども、当時の小野助役からは、市長からも検証チームで検証するよう指示が出ているので、十分議論させていただきたいとの答弁でありました。議論の結果は聞いておりませんが、結局名称変更がなされていないので、変更しないという結論になったのだらうと推察をしますが、そのときに同じく訴えさせていただきましたことは、中国などで行われています太極拳が非常に盛んに行われていますが、本市においても、だれでも取り組める体操の普及をするべきであるということを主張させていただきました。こちらのほうは、摂津み

んなで体操三部作ということで、独自の体操を作成され、広められておられます。また、そのときに公募されて制作にかかわっていただいた健康づくり推進リーダーの皆さんについては、今も生き生きと元気いっぱい活動されておられますし、また、せっつきいき健康づくりグループ交流会というのが毎年行われていますが、そこでも中心になって活動されておられます。

一方で、この南千里丘まちづくりのコンセプトに環境が含まれていないということで、我が党の同僚議員が質問をいたしました。そのときには、当時の担当部長からは、本市では平成6年4月に環境創造都市宣言を行い、常に環境を意識いたしており、新たに環境を特化しての明示ではなく、まちづくりの重要な要素として位置付けてまいりたいとの答弁でございました。その後、温室効果ガス抑制の意識が大変高まる中で、平成19年の11月には、本市と阪急と、そしてジェイ・エス・ビーの3者間で南千里丘まちづくりの地球温暖化対策モデル地区に関する覚書が締結されました。そして、平成20年には南千里丘低炭素型まちづくり協議会が設立をされ、そして、平成22年にカーボン・ニュートラル・ステーション、摂津市駅が開業となり、環境面では大きな話題になるまちづくりが進められてまいりました。また、この同じ平成22年には、環境の面でせっつエコポイント事業というのが始まり、翌23年には環境基金が設立をされています。

このように、環境施策は大きな話題性をつくりながらどんどんと展開をされており、まさに環境創造都市宣言を誇れる摂津市になっていると思います。このことは、環境をコンセプトに入れるべきであるというふうに訴えてきたこともありまして、大変高

く評価をしているところであります。

しかし、一方の健康のほうは、コンセプトにもあがっていましたが、都市宣言もされていますが、環境に比べまして、さらにやっぱり盛り上げていく話題性のある施策が必要であると考えるものであります。そのことを申し上げまして、具体的な質問に入らせていただきます。

1番目に、市民の健康を守るまちの構築についてですが、1番目、総合計画の中で「市民の健康を守るまちにします」という施策の中で、健康づくり自主グループの活動の促進がありますが、この育成について、これまでの経緯と今後の取り組みについてどう考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

2番目には、社会福祉団体に指定をされますと、コミュニティプラザなどの会場使用料の減免制度があります。社会福祉団体の定義と該当する団体及び減免制度の概略についてご答弁をお願いいたします。

3番目には、昨年12月にも同趣旨の質問をさせていただいておりますが、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種助成制度を創設する自治体がどんどんと増えてきておりますが、府下での取り組み状況と、創設した場合の本市の負担予想、そして、それによる国民健康保険などの影響額の試算があれば、それぞれご答弁をお願いしたいと思います。

次に、2番目に、地域経済の活性化を図るため、緊急経済対策としてプレミアムつきセッピー商品券第5弾を発行することについてですが、平成23年度に実施されましたセッピー商品券第3弾の総括について、まだ報告をいただいておりますので、まず初めに、この第3弾がどうであったのかということのご報告をいただきたいと思います。

次に、今年10月に発売されましたセッピ商品券の第4弾の取り組みの内容の概略、そして、販売状況や実績等についてご答弁をお願いしたいと思います。

次に、3番目に、就学援助で学校病などの医療券利用者に対する年度替わりの空白期間解消策についてですが、就学援助の申請が4月に入ってからのために4月の医療券の発行ができない問題でございますが、これにつきましては、早期実施の要望にとどめまして、答弁は結構でございます。

次に、4番目、境川のグランドハイツ前の閉鎖されている堤防についてですが、昨年12月にも、これも同趣旨の質問をさせていただいております。当時の担当部長より、このように答弁がありました。市の若手技術職員の育成やスキルアップを考え、測量や図面作成、整備計画や簡単な施工まで行っていくとともに、市の第4次総合計画の基本構想では、協働による計画推進であることから、地域の方々、緑化団体、市や府が一体となり、協働で整備を行うワークショップなどを開催し、管理方法も含めて地域に求められる整備計画づくりを検討してまいりたい、このように答弁をいただいております。あれからちょうど1年がたちましたけれども、いつになったら整備が始まるんだという市民の声も聞いているところではありますが、この計画の進捗状況と今後のスケジュールについて、まずお示しをいただきたいと思います。

次に、5番目に、阪急京都線の連続立体交差事業についてですが、本年は、国の社会資本総合整備計画への位置付けをもらうという大変重要な年になっておりますが、これは一体どこまで進んでいるのでしょうか。東日本大震災の復興が優先される状況の中で、また、政権交代が実施されるなど

不安な材料も見え隠れをいたしますが、大阪府の現在までの取り組みと今後の予定はどのようになっているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。私は、駅前等再開発特別委員会の委員長という立場ですが、大阪府の体質として、あまりにも動きが見えない、報告もない、こういう大阪府に刺激を与えるためにもあえて質問させていただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で1回目を終わります。

○木村勝彦議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 では、健康づくり自主グループの育成及びこれまでの経緯と今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

市では、これまで市民の健康づくり推進計画、健康せつつ21に基づき、市民の健康づくりや介護予防に自主的に取り組んでいただける自主グループの育成に努めてまいりました。平成18年度には、現在、市内各地域に出向いて、市独自の健康づくり体操、摂津みんなで体操三部作の普及に努めていただいております「いきいき体操の会」や、また、食に関する健康づくり推進リーダーである「さわやか食の会」が結成され、ご活躍いただいております。また、摂津市保健センターや社会福祉事業団に委託して、年間5コースの介護予防講座を開催し、修了した方の自主グループの育成支援を行ってきております。

このような取り組みにより、現在では健康づくり自主グループが41グループとなっております。これらの自主グループの方たちの交流と活動の発展のために、平成20年度からはグループの交流会を開催し、各グループの活動状況の情報交換を行いま

した。その後は年1回の交流会を開催してきましたが、平成23年度からは、いきいき健康づくりグループ交流会実行委員会を立ち上げ、各グループから代表を選出し、準備から当日の進行など、それぞれの役割分担のもとに、現在では年2回、活発に交流発表会を開催しておられます。市としましては、今後も健康づくりと介護予防の取り組みをされる市民グループが増えていくための講座の開催や後方支援を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、社会福祉団体の定義と該当する団体及び減免制度についてのご質問にお答えいたします。

社会福祉団体の定義につきましては、明確に規定しているものではないですが、社会福祉の向上及び増進に寄与することを目的として、摂津市域を基礎として社会福祉活動を継続的に行い、営利事業を目的とせず、特定の政党または宗教に関与せずに活動している団体を社会福祉団体としております。該当する団体といたしましては、身体障害者福祉協会やボランティア連絡協議会登録団体、民生児童委員協議会、小学校区福祉委員会、母子福祉会などでございます。この団体につきましては、社会福祉のために使用する場合、コミュニティプラザやいきいきプラザや公民館などの施設使用料の4割を減額し、ご使用いただけます。

続きまして、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種助成制度の質問にお答えいたします。

肺炎は、全死亡原因のうち第3位となっておりますが、肺炎を起こす原因には、肺炎球菌のほか、誤嚥性肺炎やインフルエンザなどのウイルスによるものなど、さまざまでございます。そのうち肺炎球菌が原因であると特定できるものは、成人の肺炎の25から40%であると言われております。

肺炎球菌は、80種類以上の型がございしますが、肺炎球菌ワクチンの接種により免疫を獲得できますのは、そのうちの23種類、約8割ぐらいに有効であると言われております。府下での高齢者肺炎球菌ワクチンの接種助成制度の取り組み状況は、平成24年度には10市3町1村でそれぞれ3,000円から5,000円の一部助成を実施されております。

摂津市でワクチン接種の助成制度を創設した場合の負担予想についてでございますが、接種対象を75歳以上と仮定し、高齢者インフルエンザワクチンと同様の約52%の接種率と仮定した場合、助成対象者が約3,600人となります。一部助成額を仮に4,000円で試算いたしますと1,440万円となります。

国民健康保険における影響額につきましては、肺炎球菌を原因とする肺炎の有病率が不明でございますので、試算は困難でございます。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 セッピー商品券に係る第3弾の総括及び第4弾の販売状況及び利用実績についてのご質問にお答えをいたします。

第3弾は、403店舗の登録で、発行11万枚中10万9,662枚の利用がありました。利用実績は、大型店が51%、中規模店が28%、小規模店が21%となっており、第2弾と比較いたしますと、大型店の登録が10店舗から12店舗に増えたため、小規模店での利用が8ポイント減少したものと思われます。

商店街への誘導策として実施いたしました抽せん会では、発行1万冊のうち7,000冊分の金券利用があり、商店街の集客

を13.5%伸ばす効果を上げております。

第4弾では、身近な地域で商品券が購入いただけるよう、新たにコミュニティプラザや公民館等の公共施設を販売所に加え、13か所から17か所に増やし、1万冊を完売いたしております。また、公共施設での販売は、就労支援や雇用推進の観点から社会福祉事業団などへ委託をいたしております。

セッピー商品券の取扱店につきましては、11月末現在で372店舗の登録があり、換金率も43.4%と順調に推移しております。特に今回は小規模店での利用を促進するとともに、商品券利用者に特典を設ける取扱店を紹介するほか、商業者からの提案と商工会の支援により、小規模店の利用者に電動アシストつき自転車やふるさとギフト、東北の物産などが当たるセッピーお年玉を企画し、集客増を目指しているところでございます。

○木村勝彦議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 境川のグランドハイソンの閉鎖されている堤防の整備についてのご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の境川堤防につきましては、摂津市駅開業に当たり、不法駐輪が懸念されましたので、地域の生活環境なども考慮する観点から閉め切りを行いました。駅周辺の不法駐輪はほとんどなく、公共駐輪場も足りている状況でございましたので、整備の準備に取りかかるべく検討に入っている状況でございます。現在、本堤防においては、草の繁茂も著しく、たびたび除草を実施しながら、できるだけ周辺にご迷惑をかけない対応に心がけております。また、閉め切っておりますバリケードの位置が高く、摂津市駅につながっております歩道から上が

ってくる途中で視界に入るといふご助言もいただきましたので、高さを下げるなどの改良も実施いたしてまいっております。

まず、整備準備のため、管理者であります大阪府茨木土木事務所へ、以前から問題となっております河川への転落防止柵を基準に見合った柵に整備していただけるかを確認しましたところ、府の財政が厳しいこと、及び河川の整備には順番があり、なかなかこの場所に整備にまでは順番が回ってこないとの回答でございました。しかし、府による河川整備を待っておりますといふことになるかわかりませんので、市の財政状況も大変厳しい折ではございますが、府とどのような形で連携することで整備環境を整えられるかを今後も引き続き協議してまいりたいというふうに考えております。

また、地元自治会へも、堤防整備、その後の緑化の管理などにつきましてお話をさせていただき、前向きなご意見もちょうだいしております。今後も府との協議の進捗に合わせまして、自治会へも具体的な管理運営についてお話を進めてまいりたいというふうに考えております。

引き続きまして、阪急京都線の連続立体交差事業についての進捗状況と今後の見通しについてのご質問にご答弁申し上げます。

昨年度は、大阪府における都市インフラ施策の総合的指針として、おおむね30年先を見通しつつ、当面の10年間を対象といたしました計画として、昨年度末に公表されました大阪府都市整備中期計画(案)において、連続立体交差事業として阪急京都線摂津市駅周辺が正式に位置付けされております。今年度につきましても、引き続き大阪府をはじめとする関係機関との協議・調整を行っているところであります。当初の予定では、今年度当初に事業主体で

ある大阪府が国土交通省へ過去3年間の国費調査についての報告を行い、来年度の国費要望の事前協議を行う予定をいたしておりました。しかし、東日本大震災の影響で財政状況が厳しく、今年度の連続立体交差事業の国費内示率全国平均が約6割しかなかったこともあり、近畿地方整備局が国土交通省本省へ事前説明に行った折、今の時代での新規事業に難色を示された経過があり、なかなか本省への国費調査結果の報告を行うことができませんでした。その後、本市職員も同行しながら、大阪府が直接国土交通省の本省に事業の必要性などの説明を重ね、現在、国土交通省も協議に応じていただいているところであり、平成25年度当初に着工準備採択に当たりまして社会資本総合整備計画への位置付けがされ、国費採択されるように大阪府では取り組んでいただいている状況でもあります。また、国土交通省との協議状況も踏まえ、大阪府においては、現在、大阪府建設事業評価審議会において審議中で、大阪府の連立担当から事業の必要性などを説明し、議論が進められている状況であります。

今後の見通しについてでございますが、国費・府費ともに財政状況が非常に厳しい状況でございますが、仮に来年度に社会資本総合整備計画に位置付けられ、国費採択されますと、おおむね4年から5年をかけまして現地測量や詳細設計などを行い、事業実施の準備及び都市計画決定を行う予定と聞いております。今後も引き続き大阪府や阪急電鉄などと協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○木村勝彦議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1番目の市民の健康を守るまちの構想についてですが、去る11月22日にコミュニティプラザのコンベンションホールで開催をされました第6回せつついき健康づくりグループ交流会に参加をさせていただきました。大変多くの団体が参加をされていまして、また、活発に発表をされていまして、これには森山市長も参加をされていまして、よくご存じだと思います。こうした健康づくり自主グループを支援・育成する取り組みをさらにさらに広げていくことによりまして、関係する皆さんの健康寿命を延ばし、また、国民健康保険料や介護保険料の抑制にもつながる大変すばらしい施策だと思います。

ところが、先日、この自主グループに所属をしておられる方から、こんなことをお聞きいたしました。いきいきプラザの会議室を借りて活動をしておりますけれども、会場費がばかにならないために回数が制限をされるので、何とか一部助成をしていただけないか、こういうお話でございました。参加されていた40団体の活動場所を見ますと、それぞれでありますけれども、中にはやはり有料の場所で拠点として活動されている団体も結構あるようでございます。先ほどの答弁で、社会福祉団体としての定義が、摂津市域を基礎として社会福祉を継続的に行い、営利事業を目的にしない団体ということでございましたけれども、ということであれば、この自主グループの皆さんも、多くの団体がこの定義に当てはまるのではないかと思うんです。もし仮にそれは当てはまらないということであるならば、会場費の問題で活動が制約されないように、本市としてこのいきいき健康づくりグループの会場費の減免制度を創設することができないのか、一度ご答弁をお願いしたいと思います。

います。

2 番目には、環境施策におきましては、先ほども申し上げましたように、環境基金の設立をはじめとして、せつつエコポイント制度というものを創設されていますけども、この健康施策においても同じようにこのポイント制度ができないのかということでございます。例えば、市内には製薬会社もありますし、また、医療機器販売会社などもあります。こういう関係している市内企業に協力を呼びかけるなどして健康づくり基金というものを設けることも可能ではないかと思ひますし、また、そういったものを利用しながら、いきいき健康ポイント制度というものを創設しまして、例えば、このいきいき健康づくりに活動されている方や、また、健康まつりをやっていますが、そういう場所に参加をされた人とか、また、健康講座の参加者、そして、75歳を回っても介護保険を使わずに元気で頑張っておられる方とか、また、国民健康保険料の一定額以下に抑えられているような方、こういった方に、例えばポイントを決めて、そして付与をして、そのたまったポイントで例えば健康グッズと交換をするとか、その費用がなければ、摂津市内のいろんな健康をつくるような温水プールとか、ストレッチの器具の利用とか、こういったものを無料でできるような無料券の配布をするなど、いろいろ工夫を重ねて、本市独自でこういうポイント制度を創設すればどうかというふうに提案をするわけでございますが、こういった提案に対して市としてはどのようにお考えをお持ちなのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

3 番目には、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種助成制度についてでございますが、高齢者の市中肺炎で風邪やインフルエンザの

後に発症することは大変多く、しかも、その3割は肺炎球菌による感染であると言われています。昨年は大阪府下では7市という答弁をいただいておりますが、今年は10市3町1村ということで、着実に自治体で増えてきているということでございます。制度創設の負担予想も1,440万円ということでございますが、同じように、小児用の肺炎球菌ワクチンの予算は、補正を入れまして3,580万円ということですから、それに比べて負担も少ない上に、非常に費用対効果も十分得られるのではないかと思います。既に全国でも700を超える市町村で、この高齢者肺炎球菌ワクチンの接種助成が独自で実施をされています。当然国のまだ補助がないわけですが、それでも自主的に実施をされてきているという経緯もありますし、また、東日本大震災の被災県であります宮城県や岩手県、福島県といった3県では、これは日本赤十字と各県の医師会が協働でやっていますけども、70歳以上の希望の方には無料で接種を実施されているという経緯もあります。そして、今年からいよいよ厚生労働省でも、先ほど答弁にありました定期接種化検討も行っていくということになっていますから、そうした一連の動きを受けて、本市でも25年度から導入されてはどうかと思いますが、この件についてもご答弁をお願いしたいと思います。

次に、セッピー商品券についてですが、第3弾では小規模店での利用が減少したことなどが少し問題点であったものの、商店街への集客には大変効果を上げたということでございましたし、確かな実績があったことが伺えます。市民にももう十分認知をされてきておりますし、市民生活の応援と購買力の向上にも寄与してきており、また、

商店街とタイアップしてさまざまな知恵を出して取り組んでいただいております。今年の発売も完売となり、セッピーお年玉が新たに加わり、話題性も十分であり、費用対効果も大変大きいと思います。長引く不況の中、市民の方からも、また地域の店主の方からも、来年の第5弾の発行に大変期待をされているところでございます。今後、商業活性化について、担当部としてはどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、4番目の境川の閉鎖されている堤防についてですが、現場の変化はありませんが、大阪府や近隣自治会にも働きかけていただいているということで、ちょっとスピードが遅いように思いますけども、一定評価をしたいと思います。最初に若手職員の育成を兼ねて整備する方針が示された時点では、公園みどり課は土木下水道部に所属をされていましたが、その後、大きな機構改革があって、今は都市整備部の所属になりました。また、人員削減で人手も大変少なくなっているなど、環境が大きく変わっているということは十分に承知しております。この際、一層この担当部だけではなくて全庁的に若手の職員で整備のためのプロジェクトチームを立ち上げるというのはどうでしょうか。どうあれ、本会議で答弁をされている以上は、着実に取り組みを進めていただけるようお願いをし、要望としておきます。このことは、また来年の12月にも質問をさせていただいて、しっかり確認をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、5番目の阪急京都線の連続立体交差事業についてですが、よくわかりました。今後も抜かりなく大阪府と連携をとりなが

ら、また、大阪府をしっかりと刺激をしながら、国の社会資本総合整備計画への位置付けがなされるように全力で取り組みをお願いするとともに、この予定しておりましたワークショップが恐らく1年延びてくるということになると思いますが、時間的に窮屈になったとしても、ここは丁寧に取り組んでいただきますように、特に地域のニーズ、そして市民の意見を十分に取り入れて、協働でこのまちづくりを進めていけるようお願いをし、要望いたします。

以上で2回目、終わります。

○木村勝彦議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 いきいき健康づくりグループの育成支援のための会場費の減免制度創設についてのご質問にお答えいたします。

現在、健康づくりグループ交流会に参加していただいておりますグループの中で、コミュニティプラザなどの使用料の減免申請可能なグループは、みずからの健康づくりや介護予防の活動のための自主グループではなく、市民の健康づくりのために指導的役割を担っていただいております2グループを登録しているところでございます。これまでに健康づくりグループの数は41グループに広がってきております。今後は、グループが継続して活動を行っていただけますよう、グループの方々のお声を聞かせていただきながら、引き続き支援を続けてまいりたいと考えております。

続きまして、いきいき健康ポイント制度の創設についてのご質問にお答えいたします。

これまで、市民の皆様が健康づくりに取り組んでいただくための動機付けとなるよう、市の独自体操、摂津みんな体操三部作の制作や、ウォーキングコースを設定し

てウォーキングマップ作成し、配布するなどの取り組みを行ってまいりました。今後、さらにより多くの市民の皆様が楽しく健康づくりに取り組んでいただくためにも、ご提案いただいておりますいきいき健康ポイント制度につきまして調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチンでございますが、このワクチンは、現在、予防接種法に接種を定められておらず、希望者の判断で接種を受ける任意接種のワクチンでございますが、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会のワクチン接種に関する小委員会において定期接種化の検討がなされているところでございます。今後、国の動向を注視していきたいと考えております。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 今後の商業活性化への取り組みについてでございますが、第4弾のセッピィ商品券取扱店の募集をいたしましたときにも感じておりますが、各商店街ともに、この長引く経済不況の中で、後継者不足でありますとか、さまざまな売り上げの減少でありますとか、店舗を取り巻く状況は厳しくなっておりまして、店舗の存続が危ぶまれるという状況が深刻さを増しているように思います。このような状況を踏まえまして、今後につきましては、商店街等が行う各種イベントに対する補助金であります商工業活性化補助金や、先ほどご質問がありましたセッピィ商品券のあり方について、消費者、商業者の両側面からの効果を検証いたしますとともに、市内商業者や商工会等とも十分に協議を行いまして、より効果的な方法を検討し、実行してまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、3回目の質問を

させていただきます。

まず、いきいき健康づくり自主グループの支援・育成についてでございますが、今後は自主グループが継続して活動を続けられるように皆さんの意見を聞いていただくということでございますので、特に会場費の問題とか運営費の問題なども丁寧に耳を傾けていただきまして、ぜひとも具体的な支援の実施をお願いいたしまして要望とさせていただきます。

また、いきいき健康ポイント制度の創設につきましては、要は話題性がある施策、そしてアイデアを出していただきたいということでございますので、本市の職員の皆さんは大変優秀ですし、やるとなると随分いろいろな奇抜なアイデアをお持ちだと思います。例えば、セッピィ商品券のときに、大型店の換金率を低目に設定して、そのお金で小規模店舗の対策を考えるといった、本当によく考えついたなと思うようなことも発想されていますから、大変期待をしておきたいと思えます。どうか、調査・研究をされるということですので、費用をかけずとも大きな話題性があり、効果がある、そしてまた自主グループの皆さんが大変励みになるような、そういう制度の創設をお願いし、要望としておきます。

私は、常々本市がこの府下でも健康づくりのナンバーワンの市になることを大変願っているわけでございます。そのための具体策として、先ほど来言っていますように、関係者から意見をお聞きして、この健康づくりグループの支援を何とかできないかという話とか、また、高齢者肺炎球菌ワクチンの助成、これも多くの高齢者からもお聞きをしておりますが、こういった創設とか、また、新しくポイント制度の提案などをさせていただきますので、どうかそれ

ぞれ検討をいただきまして、話題性のある施策の実施につなげていただきたいことを重ねて要望しておきたいと思います。

最後に、市長にお聞きをしたいと思いますが、現在進行中のもう一つのまちづくりであります吹田操車場の跡地のまちづくりにおきましては、森山市長は先の選挙戦におきまして国立循環器病研究センターの誘致についても訴えられておられましたけども、これは吹田市域ということであっても、本市にとりましても医療健康施策では大変大きな影響をするということになると思います。最初に申し上げましたけれども、本市の健康のための話題性のある施策の展開、そしてまた、健康づくりでは府下でナンバーワンを目指すことも私は大事だと思っています。こういったことも踏まえまして、この健康施策を通して、摂津市のまちづくりについて市長は一体どういう構想をお持ちなのか、一度お聞かせをいただきたいと思います。

次に、セッピー商品券についてでございますが、今年の第4弾の発売では、我が党の同僚議員が以前に要望しておりました、もっと身近な場所でも発売をしてほしいという要望したことを受けていただいて、今年はコミュニティプラザ、また正雀市民ルームや各公民館などでも発売をしていただきました。また、商店会の取り組みといたしまして、セッピー商品券一枚市といった取り組みとか、また、100円商店街、これは2年ほど前から実施をされていますが、あとは商品券でサケを販売するという催し物があったり、また、得々まつりといった催し物があったり、それぞれの商店会でそれぞれいろいろと工夫をされて催し物をされています。関係者からも市民からも、第5弾の発行に対しては大変大きく期待が高

まっております。小規模店の支援とともに市民の生活支援にもなっておりますセッピー商品券の第5弾の発行を25年度に実施いただきますよう、市長の英断をお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○木村勝彦議長 市長、答弁。

○森山市長 藤浦議員の3回目の質問にお答えをいたします。

いつも言っていますけど、まちづくりのイロハのイというのは、安全・安心・健康だと思いますけれども、藤浦議員から常々健康づくりについていろいろとご提言をいただいておりますけれども、健康をコンセプトにして、どんなまちをこれから考えていくんだという質問だと思いますけれども、摂津市は昭和61年に健康都市宣言を掲げました。それ以来、活力ある健康な都市の実現を目指して、健康で明るい笑顔のあふれるまちづくりを推進してきたところでございます。そして、平成14年度は、市民の健康づくりの推進計画、いわゆる健康せつつ21、これを策定いたしました。そして、心の健康や歯の健康など8分野の項目を設定してきたところです。このときも市民や各団体の皆さんとともに健康づくりを推進してまいりました。そして、先ほどもお話がありましたが、平成22年度には市立の保健センターを駅前移転し、新たな展開をいたしております。昨年は、がん撲滅を掲げてがん検診のクーポン券を導入するなど、これまでハード、それからソフト両面から健康づくりに取り組んできたところでございますけれども、今後ますます高齢化が進みますので、介護認定者の増加や生活習慣病やストレスの増加など、健康問題を抱える人も多くなることが予測されます。

健康づくりといたしますのは、言うまでも

ありませんけれども、自分自身がやっぱり自分のこととしてとらえて、しっかりとした問題意識を持たないとだめだと思います。そういう意味では、まさに今取り組んでいます協働、この精神が生かされなくてはならないと思います。国立循環器病研究センターのお話も出ましたが、国立循環器病研究センターは、すぐ健康に直結はしないかも知れないけれども、将来の摂津市の健康づくりにとって大きなインパクトになると思います。そういうことで、何としてでも早期の誘致を実現したいと思っていますが、これからもこういったことを含めて、市民の皆さんとともに、行政だけでなく健康づくりにしっかりと取り組む、そんなまちづくりを進めていきたいと思っています。

以上です。

○木村勝彦議長 藤浦議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

1 番目に、高齢者の暮らしを守る施策についてです。

(1) 水道料金福祉減免制度の廃止に伴う影響について。

前回の定例会で制度の廃止が決定し、対象となられている世帯の方や市民に対して、そのお知らせがされたわけですが、それに対する反応が市役所のほうへ寄せられているかと思っています。寄せられているご意見や、それに対する対応について伺います。

(2) 高齢者世帯民間賃貸住宅家賃助成制度の拡充について。

高齢者世帯に対する家賃助成制度についてですが、見直し案も出されているところ

であります。現状の制度の実態、利用状況などについて1回目の質問ではお聞きしておきます。

(3) 地域福祉活動拠点の今後の整備について。

この項目については、きのう、同趣旨の質問がありました。重なる部分もあるかと思いますが、今後の整備の計画について、どのように考えておられるか、お聞きします。

(4) 高齢者のニーズに合ったバス路線の検討がされているのか。

バスの路線の検討が道路交通課のほうで行われているところですが、市民のニーズからしても、自動車や自転車に乗らない高齢者の方々に要望が強いと、それに応える上で、保健福祉のほうでも検討がされるべきものと、この間、訴えてまいりましたが、そのあたりで現在どのような取り組みがされてきたのか、お聞きしておきます。

次に、2 番、介護保険制度についてです。

介護保険制度にかかわっては、法改正も含めて今年は大きく変化があった年だと認識しています。その上で幾つか質問しておきたいと思っています。

(1) 今年度の介護報酬改定の影響について。

一つは、介護報酬改定の特徴についてですが、今回の改定で介護保険サービスの利用者や事業者にとってどのような影響が出ているのか、訪問介護サービスの時間区分の変更や介護職員の処遇改善部分など、変更後、出されている声や現場の実態についてどのようにつかんでいるのか、お答えください。

(2) 第5期せつつ高齢者かがやきプランについて。

せつつ高齢者かがやきプラン第5期の重

点施策について、その方向性とサービス基盤の拡充について、どのように進められているのかをお聞きします。

（３）介護保険料の払えない無年金、低年金高齢者の実態について。

今年は保険料改定の年で、基準額 7, 680 円の引き上げが行われています。現在でも家庭の経済状況を理由に保険料が払えないという方が大勢います。年金支給額の引き下げ、保険料の引き上げ、この方向では一層問題は大きくなるばかりです。決算の委員会でも少しお聞きしましたが、改めて現状の認識と対応について伺います。

次に、３番、中学校給食についてです。

中学校給食の実施に向けた検討が委員会も立ち上げて進められています。第３回定例会の議論でも感じたことですが、この間の議論の進められ方は、もう結論ありきで行われているような気がしてなりません。保護者や子どもたち、学校関係者、教育委員会、行政、さまざまな意見の違いや考え方の違いなどもあることが議論の中では浮き彫りになってきていると思うんですが、もう一度改めて、なぜ今、中学校給食が必要なのか、原点に振り返って本来あるべき学校給食の姿についての認識をお伺いしておきたいと思います。

以上、１回目の質問です。

○木村勝彦議長 保健福祉部長。

（福永保健福祉部長 登壇）

○福永保健福祉部長 では、水道料金福祉減免制度の廃止に伴い、市民の反応や対応についてのご質問にお答えいたします。

水道料金福祉減免制度は、先の議会におきまして、平成 25 年 1 月末をもって廃止とする議案の議決をいただきました。その後、水道料金福祉減免制度の廃止に伴いまして、3, 334 件の制度受給者個別に廃

止のお知らせを通知し、12 月 1 日号の広報に掲載し、市民に広く制度の廃止を周知させていただきました。また、民生児童委員の地区委員長会等において説明をさせていただき、個々に周知させていただいております。

市民の皆様の反応ですが、今後の水道料金が幾らになるのか、なぜ廃止なのかや通知文の内容確認などで、電話で 39 件、窓口で 4 件のお問い合わせをいただいております。各担当課におきまして、ご理解いただけるよう丁寧な対応を行ってまいったところでございます。

続きまして、高齢者の家賃補助についてのご質問にお答えいたします。

現在、5 万円以下の民間のアパートや借家にお住まいの 65 歳以上のひとり暮らし世帯、または 65 歳以上の方を含む 60 歳以上の方のみで構成されている世帯で、一定の収入以内の方を対象に、1 か月につき家賃の 3 分の 1 の額で 1 万円を限度に助成をしております。今回、水道減免廃止に伴います代替案としまして、今後の扶助費の方向性を見据えた中で、高齢者の福祉サービスの全体を検討した結果、家賃補助の見直しを提案させていただきました。その内容としましては、現行の対象者の非課税世帯に月額 1, 000 円を増額し、全体の上限を 1 万 1, 000 円にするものです。現在、家賃補助対象者の家賃額の割合は、3 万円以下の方が 23. 3 %、3 万円から 5 万円未満の方が 67. 2 %、5 万円の方が 9. 5 %となっておりますことから、家賃の上限を据え置き、また、借家ということから資産の少ない低所得者に手厚い制度として見直しを図りたいと考えているものでございます。

次に、地域福祉活動拠点の今後の整備に

についてのご質問にお答えいたします。

地域福祉の推進を図っていくには、地域福祉活動の基礎となっている校区福祉委員会が継続して活動を行っていただくための活動場所の確保が不可欠なため、各中学校区に1拠点为目标に地域福祉活動拠点の整備を進めてまいりました。既に第一中学校区、第二中学校区及び第四中学校区で整備されており、現在、第五中学校区において整備を進めております。その後、第三中学校区での整備を検討してまいる予定でございます。

今後の整備につきましても、これまで同様、校区福祉委員や民生委員、児童委員、自治会、町会の役員やボランティアの方々など、それぞれの地域で地域福祉活動を展開していただいております皆様と協議を重ね、それぞれの地域の活動に最も適した活動拠点のあり方を協議しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、福祉の観点から高齢者のバス路線についての検討についてのご質問にお答えいたします。

本市のバス交通の現状としましては、民間の路線バス、本市が補助を行っております市内循環バス、委託を行っております公共施設巡回バスが運行いたしております。現在、土木下水道部において、阪急摂津市駅の新設や周辺道路状況の変化に伴い、市内交通の充実やバス路線の改善については、各関係機関との調整を図っていただいていると聞いております。現在、高齢者のための福祉サービスの中では、介護保険の要介護度認定結果が要支援1以上の65歳以上の方で、外出時の移動が主に車いすによらなければならない方を対象に、通院等で外出する際に福祉車両で移送するサービスや、社会福祉協議会において、外出時に車いす

が必要な方で介護保険を利用されていない在宅の方を対象にした移送サービスを行うなど、移動が特に困難な方についてのサービスの充実ということを優先的に行っているところでございます。

続きまして、質問番号2の(1)平成24年度の介護報酬改定の特徴についてのご質問にお答えいたします。

平成24年4月は、4度目の介護報酬の改定と5年ごとに行われる介護保険法の改正による二つの改定が行われました。介護報酬改定の内容としましては、地域包括ケアシステムの基盤強化、医療と介護の役割分担・連携強化、認知症にふさわしいサービスの提供という理念のもと、介護職員の処遇改善の確保、賃金・物価の下落、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進を踏まえ、全体で1.2%の介護報酬改定がなされました。その中で、介護職員の処遇改善等に関する見直し、地域区分の見直し、各サービスの報酬基準見直しがなされました。今回の改正で、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、ニーズに応じたサービスが効率的に提供されるよう、ケアマネージャーと利用者が改めて話し合い、ケアプランを作成し、それに基づきサービス提供が行われており、市への問い合わせや苦情、相談などの連絡はございません。

また、介護職員の処遇改善に取り組むことを目的とした介護職員処遇改善交付金は、平成24年3月サービス提供分で終了となりましたが、この交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、平成27年3月31日までの間、介護職員処遇改善加算が創設されました。この加算に係る費用につきましては、利用者の1割自己負担分にも反映されており、今回の介護報酬の改定に伴って、処遇改善加算などを含めると、利

利用者負担は各サービスにおいて上がるようになりますが、各サービスの基準見直しにより、適切なアセスメントとケアマネジメントにより利用者負担が軽減されることもございます。また、処遇改善が加算として報酬に加えられたことにより、介護職員の報酬が底上げされ、職員の定着率が上がればサービスの質も上がると考えられます。今後も介護サービスは、利用者個々の状況に応じて適切なアセスメントを行った上で必要な量のサービスが提供されるべきであり、不当にサービス提供時間の制限を設けたり、不当な利用者負担を求めたりすることのないよう、ケアマネ部会等を通じて周知を図ってまいります。

続きまして、第5期せつつ高齢者かがやきプランの重点施策とサービスの拡充についてのご質問にお答えいたします。

第5期せつつ高齢者かがやきプランは、高齢社会がますます発展する中で、身近な地域での見守りや支え合いの体制をより一層推進することが求められている状況において、これまでの高齢者施策の実績などを踏まえ、第4期せつつ高齢者かがやきプランを見直し、いつまでも活動的で元気に暮らせるまち摂津を目指し、策定いたしました。

第5期せつつ高齢者かがやきプランでは、介護予防と健康づくりの推進、認知症高齢者への支援、在宅生活への支援の3点を重点施策として取り組んでおります。

介護予防と健康づくりの推進につきましては、積極的に摂津みんなで体操三部作のPRを行い、現在、介護予防に取り組む自主グループは41グループですが、今後、「いきいき体操の会」の協力をいただきながら、年間8グループ以上の立ち上げを目標に取り組む予定でございます。

また、認知症高齢者への支援につきましては、認知症の方や家族の身体的負担や心理的負担を軽減するためのボランティアの育成や認知症サポーターの養成講座を行っております。現在、市内で二つのボランティアグループが活動中であり、施設において認知症の方に対する傾聴や移動支援、作業支援を行っていただいております。今後、校区ごとに一つのボランティアグループの育成を目標に支援を行っていく予定でございます。

介護保険サービスにつきましては、平成24年度から26年度の3か年で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、複合型サービス事業所、地域密着型介護老人福祉施設の公募を行い、今後も住み慣れた地域で、多様で柔軟な介護サービスが受けられるよう、地域密着型サービスの確保を図り、今後の要介護者の増加に対応できるよう努めてまいります。

次に、介護保険料の払えない無年金、低年金高齢者の実態についてのご質問にお答えいたします。

介護保険制度は、国民的な問題である高齢者の方の介護について、共同連帯の理念に基づき、国民全体で支え合うこととし、高齢者自身も含む40歳以上の方々に公平に保険料を負担していただく仕組みとなっております。介護保険料は3年ごとに改定を行い、3年間の給付費等の伸びを予想し、介護保険料を決定いたします。摂津市においては、所得状況等に応じて保険料段階を10段階に設定し、年金額の少ない高齢者の方など、低所得者の方に対して必要な配慮を行っているところでございます。11月現在の状況ですが、被保険者約1万8,000人中、約1万5,200人が年金から保険料を徴収する特別徴収、残りの約2,

800人が普通徴収になっております。

保険料の負担が厳しい無年金や低年金の方への対応でございますが、介護保険制度は社会全体で支え合う助け合いの制度でございますので、厳しい状況は理解しておりますが、収入がない方であっても一定の保険料は負担していただく制度となっております。

○木村勝彦議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 中学校給食についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、9月に実施しましたアンケート調査の結果等から、約7割から9割の生徒が家庭からのお弁当をほぼ毎日持参している状況の中で、一部に家庭の事情からお弁当を持参できない生徒や、お弁当は持参しているが、栄養バランスなどに不安を持っている保護者がおられることが明らかとなっております。このような状況から、大阪府の補助制度の目的にもありますように、学力や体力の根幹となる食を充実させ、子どもたちの教育条件を整えるためには、本市といたしましても、中学校給食の導入は必要と考え、説明会等を通じて市民や保護者のご意見を聞いてまいりました。説明会では、さまざまな家庭状況とともに、成長期、思春期にある中学生の場合、喫食量などの個人差が大きいこと、家庭弁当の教育的効用、日々の学校運営上の課題、食育のあり方など、小学校の給食とはまた違った視点からの意見も出され、給食の実施方法につきましても、さまざまな意見がございました。

教育委員会といたしましては、これまで出されましたこれらの意見を集約する中で、改めて総合的に判断し、現実的な選択肢として、家庭弁当と学校給食を選択できるデ

リバリー方式の選択制が適切であると考えております。現在、保護者も含めた関係者で中学校給食検討委員会を立ち上げ、本市が考えておりますデリバリー方式の選択制について、さまざまな論点から検証していただいております、この方式について重大な問題が惹起しない限り、平成27年度から実施してまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、2回目の質問です。

まず最初に、水道料金の福祉減免制度の廃止についてでありますけれども、これは私のほうにも何人かの方から声が寄せられています。議論の経過を知っていた方や知らなかった方もそれぞれいらっしゃいますけれども、今でも厳しい暮らしをさらに切り詰めなければならない、こういった率直な意見もありましたし、また、自分は何とかやっていけるけれども、行政の福祉に対する姿勢の問題が問われているんじゃないかと、こういった厳しい指摘も受けています。今回、制度廃止に伴う代替案が示されていますけれども、家賃助成制度の上乗せなどを含めても、ほとんどの世帯では対象外になっているわけですから、本当に困っている方、必要な方へのサービス向上という点では、今後検討を一層続けていくことが大事だというふうに思っております。

一方、高齢者家賃助成制度について、この点では、この間、対象となる世帯が減っています。決算でも指摘しましたけれども、21年、22年、23年と年を追うごとに毎年対象の件数が減っております。高齢化が進む一方で、こうした状況についてどういうふうに把握されているか、お答えいただきたいというふうに思います。

それから、市内の住宅事情から、先ほど3万円以下、また3万円から5万円、5万

円の家賃になっている世帯について報告がありましたけれども、5万円以上の家賃を払っておられて、ひとり暮らし、もしくは高齢者のみの世帯で苦しいながらも生活されている方は大勢いらっしゃるというふうに考えています。先般から基準を引き上げていくこと、これが必要だというふうに私のほうからは指摘をさせていただいているんですけれども、そのことに対するお考えをもう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、地域福祉活動拠点についてです。中学校区でいいましたら、次は第三中学校区ということですが、きのうの議会の中でも、新しいハコモノをつくる必要は早急には上がっていないんじゃないかと、こういう意見がありました。私もその点については同じ考えを持っております。しかしながら、現在の地域福祉活動に利用している既存の公共施設について、活動拠点として十分かといえ、決してそうではないというふうに思っております。学校の教室の2階部分であったり、また、旧小学校跡地のため暫定利用という状態だったりします。今回の今年度取り組まれている鳥飼小学校区の拠点は、3,600万円ほど予算も投入しておりますけれども、そのことは今後に生かしつつも、今ある施設の有効活用という点でも、必要な設備の改修、また改善も行っていただいて、計画的にすべての校区福祉委員会などが生き生きと活発な活動が行えるような体制確保に努めていただきたいというふうに思います。三宅や味舌のスポーツセンターも、コミュニティの拠点としてしっかり有効活用がされるように、このことも求めて、この点については要望としておきます。

次に、バスについてであります。結局、

道路交通と保健福祉はそれぞれ目的が違うというようなことで、この間、出てきた案を見ましたら、市民の望むものとはほど遠いというのが現状だというふうに思います。総合計画を策定する中で行われてきた市民アンケートの中でも、寄せられた声として一番多かったのが、高齢者、障害者が安心して生活できるまち、2番目に、市内・市外のどこに行くにも便利なまちと、そういった願いに応える上でも、今回のバスの検討をどういった結果を出していくのか、これが大事な問題だというふうに思うわけです。この点で、所管がまたがって委員会の中では答弁もいただけませんでしたけれども、この点、副市長のほうからお考えをお聞かせ願えないでしょうか。

次に、介護保険にかかわって、介護報酬の改定についてです。適切なケアマネジメントに努めて、利用者へのサービス低下や不利益がないようにといった今ご答弁だったかというふうに思いますけれども、実態はケアマネージャーさんの力量次第といった部分もあるのではないのでしょうか。ヘルパーさんやケアマネさんの労働に支えられて、この間の介護サービスは成り立っているわけですが、その中身については、今回の制度改定によって賃金も労働条件もよくなったという報告は一切聞きません。能力や努力次第ということでは決してあってはならないというふうに思いますし、この点についてお考えはどうでしょうか。

また、今回の介護報酬引き上げ部分は、間違いなく利用者の利用料引き上げだということも現状認識を持っていただきたいというふうに、この点は指摘しておきたいと思います。

あと、かがやきプランのほうにもかかわってきますけれども、地域包括ケアの基盤

強化がうたわれています。施設介護から在宅介護への移行が促され、重度の方でも家庭で、在宅でケアできるような仕組みづくりが検討されています。定期巡回・随時対応型訪問介護看護というサービスがその中で計画にもあげられていますけれども、これは本当に実現可能なのでしょうか。見通しやお考えを聞いておきたいというふうに思います。

次に、介護保険料の払えない方が増えていく問題ですが、現行制度上、これはどんどん広がっていく問題だということを改めて指摘しておきたいというふうに思います。その上で、国に対して抜本的な対策が求められること、これは答弁で言われているとおりだというふうに思いますが、独自の低所得者への軽減、これをやはり市として検討し、実現していくことが求められているというふうに思います。300件近くの方が不納欠損というふうなことにこれまでになっているわけです。これは生活が苦しいという理由によるものであって、どないかしたらこれを回収できるかといえ、なかなかそれは難しい、そういうものであります。2,800ほどが普通徴収であるうちの1割がそういう状況であるわけですから、独自の軽減が難しいと言われますけれども、でも、市としてやれることを本当にやっているのか、そういう点について、もう一度お伺いしておきたいというふうに思っております。

あと、中学校給食についてであります。本来あるべき学校給食の姿というようなことをお聞きしたわけでありませうけれども、教育委員会のほうからは今述べられたとおりかもしれません。この間、行われている議論を何度も繰り返すつもりは今回なくて、子どもたちの育ち、栄養面や健康面、また

福祉の面からとらえたときに、本当にこれでいいのかというふうなことを私は思うわけでありませう。この間、食育の面、食育推進計画ということで、これは健康推進のほうから出されているわけでありませうけれども、そういった点からしても、ここに書かれている中学校部分はほんのわずかでありませう。今後は、中学校給食をされるというふうなことになるのであれば、ここの部分は書きかわって充実されていくんだらうというふうに思うわけなんでしょうけれども、その点、保健福祉の立場から、今ある学校給食の姿として、教育委員会で検討を進められているような、これでいいのかというふうなことをお聞きしたいというふうに思っております。特に育ち盛りの子どもたち、中学生で、食べ物に対する嗜好や、また選択などもどんどんと変わってくる時期で、やはり健康面も大いに考えてやらなければならないというふうに思っております。

健康推進の分野でいいましたら、乳幼児から青年期の部分は担当していますけれども、その間の学齢期の部分が抜けているというふうに思っていて、本当にそれでいいのかというふうなことも思いますし、また、この間、国保の問題で特定健診の問題なんかを指摘していますときに、やはり40歳以上になって特定健診にひっかかって、食事の指導とか制限とか、そういうようなことを指導していくよりも、やっぱりこの時期に、子どもから大人に変わっていく中学校のこの時期に、きちんとした食育がなされるべきじゃないのか、こういうことも含めてお考えをお聞きしておきたいというふうに思います。

2回目の質問は以上です。

○木村勝彦議長 弘議員、1点目の水道料金の減免については、意見として受けとめて、

質問ということではないということですね。

○弘豊議員 はい。

○木村勝彦議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 では、弘議員の2回目のご質問にお答えいたします。

高齢者家賃助成の状況をどのように把握しているかということでございますが、議員がおっしゃられるように、約250世帯で少しずつ減ってきているという現状でございます。この家賃助成などを対象者の方にお伝えしていただくのに、民生児童委員の方たちのご協力をいただきながら周知を図ってまいっているわけでございますが、今後も周知を図ってまいりたいと考えております。

それから、次に、平成24年度の介護報酬改定の影響についてでございますが、ケアマネジャーの力量次第でサービスが変わってくるのではないかとご指摘でございます。確かに市民の必要とされる方とケアマネジャーとの話し合いにより、介護支援計画、プランが立てられていきますので、ケアマネジャーの方の力量をアップさせるというのが市の課題だと考えております。そのために、居宅介護支援事業者の研修会や交流会等々を随時行いながら、今後もケアマネジャーの力量アップに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、せつつ高齢者かがやきプランの地域ケアについてのご質問にお答えいたします。

今後の見通しや考えということでございますが、ただいま、第5期のかがやきプランにおきまして、24時間対応のサービスをしていただける事業者等を募集しております。24時間サービスを支援していただけるためには、やはり24時間のサービス

をしている施設等、老人保健施設や特別養護老人ホーム等の施設等、そちらの方々のご協力をいただけることが非常に力強い支援になっていくのではないかと考えておりますので、関係の機関と協議をいたしまして、それらのサービスを充実してまいりたいと考えているところでございます。

それから、300件が不納欠損になっている、苦しい方への支援をどのように考えているのかということでございますが、これにつきましては、介護保険料は介護保険法及び介護保険法施行令の規定に基づいて、第1号被保険者の所得の状況等に応じた統一的な基準に従って定めるということが原則でございます。特別の必要がある場合においては、介護保険の保険料収納必要額を介護保険料により確保することができる限りにおいて、市町村が弾力的に定めることができることとされております。しかし、これは市町村ごとに第1号被保険者の数や低所得者への配慮の必要性などが異なることから、市町村による地域の実情を踏まえた対応ができるように定められているものでございます。当市におきましても、この規定に基づいて、第1号被保険者の人数や今後の要介護者の人数を推定し、介護保険料を決定いたしております。

国民健康保険制度にあるような低所得者段階の保険料に対する国の財源措置は、介護保険制度ではございません。保険料は介護保険制度の根幹にかかわるものであり、本来、低所得者に対する支援は国による対策によって行われるべきものであると考えておりますので、引き続いて、大阪府や市長会を通じて、保険料基準額が高額な設定とならないよう抜本的な制度設計の見直しを国に要望してまいりたいと考えております。

済みません、あと抜けておりました。家賃5万円基準の引き上げの考え方はということでございますが、現在は、単身世帯か二人暮らし世帯にかかわらず、家賃の上限額は5万円というふうに定めております。これにつきましての引き上げの考え方につきましては、現在、急激な扶助費の伸びを抱えておりますので、基準額を引き上げることは困難であると考えております。また、近隣の北摂7市のうちでは、高槻市と茨木市と摂津市がこの家賃助成という制度を持っているわけでございますが、参考までにと申しますか、茨木市、高槻市においても、現在、上限額は5万円ということでご理解願えますようお願いしたいと考えております。

続きまして、中学校給食に関連しまして、健康せつつ21の担当課として食育の観点からどう考えるかというご質問でございますが、健康せつつ21のコンセプトは、おなかの中から高齢者までということで、すべての対象者の健康増進を図るということをコンセプトにしております。ただ、議員がご指摘のように、入学まで、それから卒業後、これが地域保健の役割であり、学校に在学中の方は、いわゆる学校保健のもとにすべての施策が実施されております。健康せつつ21の後で、平成21年の3月に摂津市食育推進計画というのを立てさせていただいたわけですが、この摂津市食育推進計画をつくり出すときにも、教育委員会と協働いたしまして、地域保健で担うべきところ、そして学校保健で担うべきところ、特に食育に関しましては、地域保健で活躍している栄養士さんと、それから学校保健で活躍していただいている栄養士さんと、それぞれ連携をとりながら食育推進を進めていきたいと思いますということを話し合いなが

ら、一緒にこの食育推進計画をつくってまいりました。今後におきましても、学校保健と地域保健と連携をしながら、このような市民の食育推進に当たってまいりたいと考えております。

また、食育推進や健康せつつ21の観点から、今回の中学校給食に関しましては、中学校生徒における食育に関する指導を教育部門の栄養士さんがしっかりと担当していただいているというふうに考えております。

以上でございます。

○木村勝彦議長 弘議員。

○弘豊議員 では、3回目になります。

高齢者賃貸住宅の家賃補助にかかわってなんですけれども、その点については、やはり今の生活保護基準でも5万5,000円というのが上限になっておりますし、また、5万円以内で新しく家を探したときに、本当に市内にどの程度あるのかというようなこともぜひ調べていただきたいというふうに思うんです。そういった中で、高齢になって5万円以上の家賃のところに住んでいて、そんな中で本当に苦しい暮らしもしておられる方が大勢いらっしゃるから、その辺の現状もつかんでの改善をよろしくお願いしたいというふうに思います。

それから、最後、給食の点なんですけれども、この点については、本当に子どもたちの生きる力を育てる教育というのがずっと教育委員会の中では言われている中で、食べることが本当に生きる力をはぐくむことに本当に直結してくる問題で、そのところが食育のところについても本当に薄いというふうに思っています。そういう面では、教育長、この点について、このデリバリー選択方式で本当に子どもたちの食育、また成長、健康を守っていけるのかという

ようなことでお答えください。(発言終了のブザー音鳴る)

○木村勝彦議長 バス問題について、副市長のほうから答弁をお願いします。

○小野副市長 先ほど部長が答えましたが、この高齢者のニーズに合ったバス路線といったものは非常に大きいと思います。これは、福祉としては、いわゆる車いすによらなきやならない方に対する形として、社協なり福祉車両で移送するサービスとして充実してきたと。この視点は、今後も高齢化に基づいて、確かに社会的弱者になる可能性が高いということでございますから、これはこれで今後も検討していくべきだと思います。

それで、今までのバス路線の問題は、ずっと議論しておるんですが、これは、私としては、基本的にはあくまでも路線バスに乗り込むということではないわけでございますから、あくまでもこれは補完であると。摂津市が市営バスをやるわけではないということは、これは我々は基本的に考えているところでございます。

今回、この高齢者の、当然便利な形になるということになりますと、道路交通課で検討をさせてまいりましたのは、一つは、新ルートでは、ＪＲ千里丘を拠点とした運行の形を、別府方面、江口橋からＪＲ方面へのアクセスで、市役所で乗り継いで５便の増便にしていこうとか、また、ＪＲ千里丘から江口橋方面へ、これは別府で降車して歩いておられたものを直通で行くことができるとか、まだ専用になっておりませんけれども、こういうことが便利になるということは高齢者も乗られるわけですから、市としては、先ほども言いましたように、福祉は福祉としての考え方の中で今後も整理していく必要がありますでしょうし、市

民の足確保としての考え方から、まだ専用になっておりません。なっておりますが、「帯に短し、たすきに長し」になっておりますけれども、それはそれで別に議論をして検討していくという考え方を持って今後も検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○木村勝彦議長 学校給食について、教育長のほうから。

○和島教育長 学校給食の問題につきまして、私のほうからご答弁をさせていただきます。

今、食育ということに絡めたご質問であったと思いますけれども、私は、今言われましたように、やはり子どもたちが生きる力をはぐくんでいくために、一つ大きいのは、三つの柱のうちの一つは健康・体力だと思っています。それを育成していくのには、やはり食育、肝心なのはやはり３食をしっかりと食べるということ、そして、摂取する食事がバランスのとれたものであることが大切かと思っています。そして、そのことがなぜ日常生活の中で必要なのかということ子どもたちがしっかりと学んでいくことが食育であろうかと思っております。

そういう中で、今回の中学校給食の導入につきましては、これまでも経過等については説明いたしておりますけれども、中学校給食が必要かどうかという議論の中からいえば、やはり今、お弁当を持ってこれない子どもたちがいるというのも現状であります。その子どもたちを支援していくためには、やはり教育委員会としても中学校給食を導入して昼御飯をしっかりと食べていただきたいと、そのように考えているところで、今回出してまいりました。

そして、もう１点は、デリバリー選択制がいろいろ議論されておりますけれども、この検討委員会の中でも意見が出ておりま

したけれども、デリバリー選択制というデリバリーの給食がコンビニの弁当と同じように思われているんじゃないかというようなご意見も出ています。その辺をしっかりとさせていただきたいのは、前にもご答弁していますけれども、このデリバリーの給食につきましては、教育委員会の栄養士がしっかりと献立を立てて、栄養のバランスを考えて、それに基づいて調理したお弁当を提供するわけでございまして、コンビニの弁当とは違うんだということをまずご理解いただいております。

そういうことでございまして、私は、前も言っておりますように、この食事をとれない子どもたち、しっかりととれない、お弁当をつくってこれない子どもたちに弁当を提供する、その方法として、いろいろな方法がありますけれども、私どもでは今回デリバリー選択制をとらせていただいた。これは、アンケート調査をしておりますも、やはりお弁当の大切さ、親子のコミュニケーションを図るという点からも大切だというご意見も多くあります。そういうこと、お弁当を持ってきた人はお弁当を持ってくる、そして、食べれない人には、そういう条件が整わない人を支援するために学校給食でそれを提供する、バランスのよい給食を提供していくと、そういうことを考えておりまして、今回、その方法になったところでございます。

以上です。

○木村勝彦議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、山本靖一議員。

(山本靖一議員 登壇)

○山本靖一議員 質問に入ります前に、お手元にこの冊子はお持ちだということを前提に質問させていただきたいと思っております。

それでは、一般廃棄物処理基本計画についてお尋ねをいたします。

この計画が、昨年の5月、2011年から2020年まで10年間の計画期間として策定され、次年度は3年目を迎えます。きょうは、第1部、ごみ処理基本計画から5項目、第2部の生活排水処理基本計画について幾つかお尋ねしたいと思います。

1点目は、ごみ焼却炉について、昭和58年に3号炉、平成5年には4号炉の更新がそれぞれされ、28年から18年それぞれたっています。さらに、平成13年、ダイオキシン対策として大規模な改修工事から10年が過ぎました。平成22年からの1炉運転も実現、30年までの延命措置で対応される予定と聞いていますが、言われている炉の耐用年数はもう既に過ぎており、この炉の更新をどのようにこれから進めていくのか、その方針を聞かせていただきたいと思っております。

2点目ですが、1炉運転を維持するために、ごみの減量は絶対の条件になってきます。ごみ排出量の現状と減量化の取り組みについてお聞きしたいと思います。

3点目は、これも同じようなこととなりますけれども、リサイクルプラザの建設、これがどうしても必要になってきます。中期財政見通しで10億2,000万円、2015年完成、16年から稼働としていますが、規模や機能、また近隣市との広域連携についての現在までの到達点についてお尋ねしたいと思います。

4点目は、事業系ごみの収集運搬許可業者の新規参入についてお尋ねしたいと思います。26年度に更新があると聞いていますが、その方向性についてお聞かせください。

5点目ですが、昨年からごみの収集の委

託割合が拡大し、新しい事業者も入った入札で、ごみの収集経費が大きく削減されています。しかし、これは、これ以上の民間委託拡大が自治体としてあるべき姿とは思えません。ごみの減量化や大災害時などの自治体の果たすべき役割は極めて重要であります。任用替えや退職者不補充をこれ以上拡大すべきではないと考えますけれども、いかがでしょうか。

次に、生活排水処理基本計画についてお尋ねいたします。

第3節、浄化槽汚泥とし尿処理について、処理計画が示されていますけれども、この処理施設、クリーンセンターの機能停止、平成24年というふうになっています。これまで建設常任委員協議会などでも報告いただき、また議論もしてきました。これは、あくまでも40年協定に基づいて吹田市の対応を求めるべきだということで、議会としても理事者との認識は一致してこれまで進めてきたと。現状について、どういう到達点になっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

最後に、この基本計画の変更が必要というふうに私は認識しているんですけども、そういう認識をお持ちでしょうか。あるとすれば、いつごろこれを変えるつもりなのか、また、その変えるべき内容について、どういうふうに認識されているかお聞きして1回目の質問といたします。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 一般廃棄物処理基本計画についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、ごみ焼却炉の更新につきましては、計画目標として1炉運転による焼却炉の延命化を掲げておりまして、焼却処理に回すごみの減量に取

り組んでいるところでございます。焼却炉の現状といたしましては、昨年の精密機能検査の結果、昭和58年竣工の3号炉、平成5年竣工の4号炉ともに時間当たりの処理量は定格以内にあり、炉内温度、排ガス量、排ガス性状についても問題はございませんでした。今後におきましても、設備機器の定期的な点検や補修工事など、予防保全に万全を期するとともに、平成40年までの稼働を目標に延命化に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、ごみ減量の取り組みにつきましては、「ごみゼロで住みよいまち摂津」という基本理念のもと、市民、事業者、行政の3者協働によるごみの減量とリサイクルの拡大を一体的に進めているところでございます。平成23年度のごみ総排出量につきましては3万2,151トンで、平成12年度と比べ、約32%の減となっておりますが、ここ3年は横ばいの状況であるため、さらなるごみ減量とリサイクルの拡大に向けて、プラスチック製容器包装ごみの再資源化に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目のリサイクルプラザの整備につきましては、プラスチック製容器包装ごみの再資源化のために、リサイクルプラザ内に新たな処理施設を整備し、平成28年度からの稼働を目指してまいります。現在の進捗状況といたしましては、昨年、震災の影響により減額されました循環型社会形成推進交付金の交付率が、これは3分の1でございまして、もとに戻っておりますので、対象事業として申請が可能かどうか国・府と協議を進めているところでございます。今後の予定といたしましては、対象事業としての内示を受けた後に、地元への事業説明をはじめ、基本計画・基本設計の策定と

環境影響等の各種調査に着手する予定でございます。

4点目の、事業系ごみの収集運搬業の許可につきましては、現在、5社に一般廃棄物収集運搬業の許可を出しておりますが、競争性や透明性をより確保する観点から一定の拡大が必要であると考えております。本市のごみ収集運搬業務に携わる清掃業者のうち、当該許可を持たない優良事業者を加える形での拡大を検討してまいります。なお、更新につきましては、従前の条件に加え、ごみを排出する事業者に対する分別・排出の指導や、焼却炉の延命化に対する貢献などを加味し、慎重に審査をした上で更新を決定する方式に改めたいと考えております。

最後に、5点目でございます。収集体制につきましては、第4次行財政改革実施計画に基づき、現業職員の退職不補充や事務職への任用替えなどが実施され、収集業務に従事する正職員の数は減少しておりますが、市民サービスの低下を招かないよう、業務委託の拡大や臨時職員の採用などで対応しているところでございます。今後につきましても、ごみの減量とリサイクルの拡大が計画どおりに実現できるよう、収集体制の維持・向上に努めてまいります。

○木村勝彦議長 生活排水処理基本計画について、土木下水道部長のほうから。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 一般廃棄物処理基本計画のうちの土木下水道部にかかわります内容をお答え申し上げます。

平成23年5月に策定いたしました摂津市一般廃棄物処理基本計画の第2部、生活排水処理基本計画の計画期間を、平成23年度から32年度までの10年間と定めております。また、第3章の生活排水処理基

本計画の第3節では、「吹田市の正雀下水処理場が、平成24年度末に機能停止が予定されています」となっておりますが、これが、現在、正雀下水処理場は平成25年9月末の機能停止が予定されております。機能停止以降の本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理につきましては、し尿をA自治体で、浄化槽汚泥をB自治体で処理する方向で、現在、両自治体と協議・調整しているところでございます。

これと並行しまして、吹田市と処理場機能停止に伴います吹田市の応分負担などにつきまして協議しているところでございます。これは、昭和30年代の吹田市に全国初としてつくられました千里ニュータウンから出てまいります汚水の終末処理場が、なぜか吹田市の行政区域を越えまして、嫌悪施設であります汚水の終末処理場だけが、当時は三島町、現在の摂津市の千里丘7丁目につくられました。これは、千里ニュータウンも全国初ならば、この処理場を隣の市につくるのも全国初だと思っております。多分、このような仕組みは全国どこを探してもないのではないのかと思っておる次第でございます。

そこで、昭和40年7月12日に、本市の下水道が完備するまで、本市で発生するし尿などの処理は正雀下水処理場で処理する内容の協定書が締結され、よって、本市のし尿などは正雀下水処理場で処理されております。しかし、吹田操車場跡地開発に隣接していることなどの理由から、広域下水道であります安威川流域下水道に転換し、正雀下水処理場の機能を停止し、撤去するとの申し出がありました。これには本市は快く同意したわけでございますが、処理場機能停止後、し尿などの処理費が急増すること、その一方で、吹田市には下水処理の

効率化というメリットが生じること、また、正雀下水処理場が半世紀近く本市にあって、地域住民に多大な影響を及ぼしてきたことなどを踏まえ、応分の負担を求める協議を行っておりますが、現在のところ合意まで至っておりません。また、流域下水道に移行するのに必要な汚水調整池を、当該処理場施設の一部を使用することが提案されておりますが、その内容につきまして、本市のまちづくりへの影響を最小限にとどめべく、精力的に協議を行っているところでございます。

次に、基本計画の変更時期につきまして、先ほど申し上げましたように、正雀処理場の機能停止後、A・B両自治体と協議を進めておる関係から、そのA・B両自治体での処理が確定となり、その内容も決まった時点で変更を考えております。予測時期といたしましては、少なくとも平成25年度中に変更予定をしております。

以上です。

○木村勝彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 炉の延命化の問題、これは、地元は一日も早く、こういう迷惑施設というんですか、撤去してほしいという希望を持っておられると思うんですけれども、この間、ずっと延命化というふうなことで来ました。さらに40年までということになりますと、地元合意をどういうふうに進めていかれるのか。ここは、いつまでもずるずるということではなしに、きちっとした信頼関係をつくっていく一番大事な時期に来ていると思うんですが、この点はどういうふうにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

それで、この1炉運転をしていくために、どうしてもごみの減量ですね。リサイクルプラザの話もありますし、それから市民と

の協働の関係もありますが、事業系ごみですね。年間2万5,000トンほど処理しているんですけれども、そのうち半分が事業系ごみです。この事業系ごみをどのように減らしていくか。これは、リサイクルとか分別とか、いろんなことをきちっとやっていかなければならないんですけれども、この事業系のごみの収集に当たって、ページ31に書いてありますが、これは、適正に分別されたというふうな内容としては66.77%、つまり3割以上は違うものが入ってきている、混入されていると。ちなみに、家庭系の燃やせるごみ、直営では92.9%。これは21年の組成調査の中で明らかにされた数字ですね。委託業者は、同じこの家庭系の燃やせるごみでも78.19%。この委託業者に頼っているところの組成をやっぱりきちっとしてもらおうということ抜きに、ごみの減量化というのはつながらないと。23年度は1万800トン、これは事業系のごみを集めてきているわけですね。この組成調査について、22、23年はやられていません。そういうことになってきますと、この事業者のモラルそのものも問われてくるわけですが、26年に新しい業者の参入もというふうなお話がありました。この条件の中に見直しをかけていくということですが、お手元に資料があると思うんですけれども、3点目ですね。本市環境センターへの搬入については、燃やせないごみや産業廃棄物、そういう今言いました3割の中身について、どういうふうにチェックしていくのか、これが一つ鍵にかかわっていると思います。

それから、5点目ですね。市域外からごみを収集して摂津市の焼却炉に入れると。これはどういうふうにチェックしていくのかということにもかかってくるわけですね。

これを見直していくというふうにお話しされているわけですが、そのためにはやっぱりきちとした体制が要るわけですね。組成調査も要ります。この点はどういうふうにお考えなのか。それから、業者、今5社とおっしゃっているんですけれども、この5社の中で事業系のごみを集めているシェアは、大手が7割ですね。それから、その次が15%、あと3社で15%、このシェアの割合は変わっていません。その中身は事業者で決めていくことですから、これ以上話することはないですけれども、やっぱり新規参入によってその中身が変化していく、その組成内容を随分変化させていくことにもつながっていくんじゃないかと、こういう点で、ひとつきちとしたお答えをいただきたいと思っています。

それから、吹田市の対応については、協定書がやっぱり議会のほうにも伝わっていないのではないかと。それは吹田市の理事者の努力にかかってくると思うんですけれども、物事を進めていくためには、やっぱり議会の同意をもらっていくという点で、その点の働きかけは副市長のほうからぜひご答弁をいただきたいと思います。

それから、もう時間がありませんね。計画は25年に見直すというふうにおっしゃったんですけれども、これは、72ページのうちに生活排水の処理基本計画というのは、わずかこれだけです。こんなので、この10年間まともに対応できるのかなと私は思うんです。しかも、鳥飼八町については、5年ごとに公共下水道の編入というふうな地元説明に入っておられる、そういう中身についても入っていませんし、計画的にし尿を減らしていく、浄化槽汚泥を減らしていくということについても、具体的な手だてについて一言も書いていない。

こんな計画でやっていこうということ自体が、私は大いに間違いだと思うんですね。これの全面的な見直しは私はどうしても必要だと思うんですけれども、そういう認識をお持ちかということについて聞いておきたいと思います。

○木村勝彦議長 暫時休憩します。

(午前11時49分 休憩)

(午後 1時 再開)

○木村勝彦議長 休憩前に引き続き再開します。

答弁を求めます。生活環境部長。

○杉本生活環境部長 焼却炉の延命化でございますけども、新炉建設をいたしますと100億円以上かかります。今、補助金等もございますけども、それにしても本市の状況からしますと相当大きな負担になろうかと思っています。現在の財政状況から考えまして、今の施設をいかに延命して使うかということをお我々は一つの命題といたしまして、ごみ減量であったり1炉運転であったり、ごみ減量による1炉運転ということになろうかと思っていますけども、やってまいっております。補修等も計画的に計画を立てましてやっておりますが、やはり一方で経年とともに補修費がだんだん増大しているという事実もございます。

この1炉運転をすることによって、私は先ほど答弁で申し上げましたけども、平成40年ぐらいまでの延命化ということを考えております。ただし、これにつきましても、まずこの延命化して運転していくとなりましたら、やっぱり地元のご理解、ご協力をいただかないといけませんし、こういったことについては、今までの取り組みをもって、この後、年明けからは地元に対して延命化の説明についてご理解を得られる

ように、今までも地元とは年に1回の懇談会であるとか、周辺のご要望であるとか、さまざまなことについてお応えをしてきたつもりでございますし、常に連絡をとってということにしておりますけども、より一層協力関係を深める意味でも、こういったことについても十分説明をしてまいりたいと考えております。

と申しますのは、一般廃棄物につきましては、法律で、各市町村固有で、自前で処理をなささいということが前提でございますので、今のセンターのこの場所が永遠とも思えませんが、やはり摂津市内のどこかで処理をしないといけないという現実がございますので、そういった中で、財政的にもさまざまなことも考えまして、地元のご理解の中で平成40年ぐらいまでの延命化をご理解いただけたらなと思っております。

次に、先ほど、事業系のごみをいかに減らすかということも一つの命題ではないかというお問い合わせがございましたけども、そのとおりでございますし、家庭ごみもそうですけども、事業所から出るごみ、これは景気等による変動も多うございます。景気がよくなれば、やはりごみはたくさん出てまいりますけども、その中で、今、私どもがやっておりますのが、小規模事業所に対する紙資源の無料回収というようなこともやっております。そういったことに取り組みながら、事業所での排出されるごみについての分別についてもご協力をいただけるよう努力してまいりたいと思っております。

委託業者等のチェックでございます。組成調査というのは、たしか21年にやっておりますし、その後はやっておりませんが、一方で、展開調査と申しまして、ピット前でパッカー車をあけまして、その中

のごみの調査は毎年数回にわたってやっております。この中で、不適切なごみが入っていないかということは、職員立ち会いのもと確認をしております。

組成調査につきましては、こういった基本計画を立てる場合でありますとか、今でありましたら、私どもはこれから取り組もうとしておりますけど、プラスチックトレイの分別収集をしたいと思っておりますので、こういった時点で、組成について、どの程度あってということ調べるために組成調査ということをやっておりますけど、不適切物につきましては、やはりピット前での展開調査が一番業者にとっても効果的ではないかなと思っております。許可業者については、今、既に展開調査をやっておりますけど、委託業者についても今後実施をしていきたいと考えております。

そういったことをするにしても、何をやるにしても、業者の指導ができないといけないのではないか、そういう職員の体制が要るのではないかということでお話がございましたけども、まさにそのとおりでございますし、担当としましては、やはりこの間、委託等で収集の職員は確かに減ってきておりますけども、すべてが委託でいいかというと、私はそうは思っておりません。その中で業者をきっちり指導ができる、この間のごみ分別を指導しましたのも、環境業務課の職員が街頭に立って朝のごみ出しを全部指導してきた成果として、これだけのごみ減量ができて1炉運転につながっていると思っておりますので、そういった体制については、今後、人事当局とも十分協議をいたしますけど、それを担う我々の部門といたしましては、しっかりしたそういう一定の割合で、ただ、割合がどうなるかということについては、私は今の段階でそ

の数字を持ち合わせませんけども、そういう指導ができ、市民に協力をいただける体制というのを今後模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木村勝彦議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 一般廃棄物処理基本計画について、より詳細な計画とすべきではないかというご質問でございますが、先ほど、本計画につきまして、来年度、平成25年度に変更しますとご答弁申し上げた内容でございますけれども、本計画を策定に当たりましては、摂津市廃棄物減量等推進審議会を経て策定されたという経緯がございます。よりまして、策定された審議会等の関係もございまして、変更年度につきましても慎重に検討していきたいと、こう考えております。

以上です。

○木村勝彦議長 副市長。

○小野副市長 部長のほうから、昭和40年7月12日付での協定書の中身によって、現在、その話はしておると、また、安威川流域下水道に転換して、正雀処理場の機能を停止することについて同意をした、そのことをもってやっておるという答弁をいたしたわけでございまして、そのとおりであるわけなんです、山本議員のほうで、そういった形がどこまで吹田市の市会議員の皆さんに通じておるのかと、非常に疑問であると、そういうことの中で、今日までの取り組みと今後どういう考え方で処理していくのかというお問いだったと思います。

それで、まずもって言えることは、若干長くなるかもわかりませんが、追って申し上げます。この本市のクリーンセンターの協議をしておる前提は、今申し上げました平成21年3月5日付での処理場機能停止

の要件としての吹田市の公共下水道の正雀処理区のいわゆる水みらいセンターへの編入について、本市が同意をしたということから始まっております。それで、この1か月半ほどの間は、毎日報告を受けますが、吹田市、摂津市の担当部課長間での解決に向けて、吹田市からも一定具体的な内容も含めて提案をされ、誠意をもって今現在対応されておるというふうに感じておるところでございます。

ただ、摂津市が申し上げてきたのは、このし尿等の投入施設のクリーンセンター問題解決の基本というのは、いつも言ってきたのは、議会で申し上げていますように、忘れてはならないことは、50年前の昭和35年に大阪府が入りまして、いわゆる日本初めての千里ニュータウンのために終末処理場を設置する必要に迫られて、摂津市の市史にも出ていますように、本市域内の味舌上の正雀左岸の武田薬品工業の工場予定地を買収して、本市域内に処理場を設置しようとしたと、ここから始まっております。これは何回も吹田市にも言ってきました。それで、摂津市史でも相当のページを割いておりますけども、地元は反対期成同盟中心に厳しい反対運動が続く中で、40年7月12日付で、これはまさしく協定書第2条で、吹田市は三島町の下水道整備が完備するまでの間、三島町のし尿処理を行うと、この協定が基本だと何回も言ってきました。

それで、最新のクリーンセンター問題を受けた協定書は、平成19年の11月19日付で摂津市長も含めました六者協定がございまして、いわゆる整備の吹操跡地の基本協定書、この第10条4項、これも相当その当時もめしました、入れる入れないで。これは、あくまで摂津市、吹田市双方の協力

のもとで、吹操跡地に隣接する下水処理場、クリーンセンターについて、吹操まちづくりをいいまちとするために一体的な土地活用を図るんだと、相互協力ということの重みを言ってまいりました。

ただ、議員が言われていますように、今に思いますのは、その懸念というのは、過去の吹田市の市議会での答弁と質問の内容であります。それは、ある議員が質問されました。吹操跡地利用の吹田市の考え方、方向性は聞いておるけども、隣の摂津市との連携云々は聞いたことがないよと。この「聞いたことがない」という文言であります。そして、その議員は、隣の処理場の府の中央水みらいセンターに移管の検討はいいんだけど、摂津市のし尿を投入しているクリーンセンター機能の代替を川面へ投入することも検討材料であるけども、それは受け入れられないという答弁が吹田市でされております。

それで、もう1点がございました。それは、これも22年5月に、これは女性議員の質問で、これは相当詳しく言ってもらっております。何を言っておられるかといいますと、正雀処理場は平成24年で機能停止をすると。27年度に更地化の計画の中で、機能停止に伴って、不明水対策の污水調整池はどの場所で設置をされるのかということが1点。次に、摂津市のし尿や汚泥が、万一引き受け先がない場合、平成24年度にそれでも処理場は機能停止されるのか。処理場の機能停止は、吹田市だけでは決められないから、相手との交渉がありますけども、それはどうなっているんですかということがありました。それで、そのときの答弁は、この不明水対策は、現正雀下水処理場の既存施設を活用してまいりますと、こういう答弁がなされた。それで、

し尿等の処理は市町村固有の問題であるから、停止後においても、吹田市域に投入されることは、想定は全くしておりませんと、こういう答弁であります。ただ、このときに答弁で、そうは言っておっても、24年度末機能停止に向けて摂津市との協議・調整を進めていきますと、こういう答弁がありました。門前払いのような形になっておったことは事実であります。

ただ、今冒頭申し上げましたように、この1か月、11月に入りましてから、私と吹田市の副市長と、3回来られまして具体の協議をいたしてまいりました。それで、現在吹田市が考えておられることを若干申し上げます。吹田市の考え方は、この基本協定を結んでいこうということなんですが、私どもはそれは否定いたしておりません、いいまちとするために。その中身で、まず含まれていたのは、40年7月12日付協定書に基づいて、摂津市のクリーンセンターにありますし尿、汚泥を摂津市が他の方法で行うときに、その費用等について取り決めをしましょうということをはっきり出してきております。それで、その負担の問題については、いわゆる1市1町に対する持っていくための費用について、いつまでそれを見るのか、額はどうするのかということを決めておるといところでございます。それから、もう一つは、不測の事態が生じた場合、すなわち1市1町が万一何かの事情があったときに困難となったとき、摂津市のし尿が困難となったときは、それは摂津市、吹田市が協議をしましょうという中身。それから、調整池については、もしも協定書が締結したとするなら、もしくは機能停止した中で10年間以内で認めてほしいということでありまして。これは、私の感覚では5年、6年、7年でできるはず

だというふうに思っておりますし、中央水みらいセンターに持っていかうと思えば、不明水対策は一朝一夕にできませんので、これは一定認めていくにしても、その内容のもう少し詰めはどうかということでもあります。それから、もう1点は、撤去については、この不明水対策の行う部分以外は即機能停止後撤去をすると、そして、調整池についても、吹田市が最大限努力して早くして、その時点で撤去をすると、こういう内容で現在詰めております。

それで、私どもは、今言いました内容で詰めておるんですが、吹田市は、来年の9月30日の機能停止、議会とも約束されておる中身で、都計審云々で2月ということに非常にこだわっておられまして、そうでなかったら9月末の機能停止はできないということでもあります。それは私どもも承知をしておるんですが、後顧の憂いがないような形をし、今、議員が言われたように、吹田市議会も気持ちよくそのことを理解されなければ、これはなかなかどこかでまたいろいろ問題があるのではないかということに危惧するがゆえに、その辺のことも含めて、今、最終的な段階にあるというふうに思っております。したがって、40年7月協定は、吹田市は認められて協定書の目的に入れますと、そこから出していきますということは言っておられるんですが、ならば、何ぼの額で、いつまでで、調整池の問題は本当にどういうふうにするのかということ、10年が10年なのか、協定書ができたときから即吹田市内で調整池を求めて動かれて、そして、それが実際に移していくときはいつなのか、それを2年3年ほっといた上でやるということにならないのか、その辺はどうなんですかというふうなことを現在詰めておりまして、基本的には今、

吹田市も非常に紳士的に誠意を持って部長間協議に臨んでおられますし、私も11月にこの間3回、私が行くんじゃなくて向こうから寄せてほしいということで、それも誠意でありますから、相当見えてきてはおるんですが、こちらのほうの市長の決断と吹田市の市長の決断と、吹田市議会もそれを了とした決断ということ、後顧の憂いがないような形でもって処理するように今鋭意努力しておりますので、今、そういう形にまで来たということで、この基本を忘れないでやってまいりますので、いましばらく時間をいただきたいなと思っているところでございます。

○木村勝彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 炉の問題ですけれども、広域化計画でも炉の改造とプラザは自前でというふうに書いています。40年まで延命するにしても、その先どうなるかというふうな質問が恐らく地元から出てくると思うんですね。きちとした方針を持たないとだめだと。しかも、隣接市は37年に更新という計画を持っておられたようだけれども、これは延命化の方向だというふうに聞いています。したがって、2億円余りかけて毎年この延命化を図っていくかというふうなことについても、しっかりと考えていく必要があると思うんです。これは答弁をください。

それから、減量の問題で、事業系ごみの収集ですね。8社に許可を出すというふうなことにつながっていくのかと思うんですけれども、そのときにはどんなことが想定されるか、これは聞かせていただきたいと思います。

それから、最後、計画見直し、これは審議会にかけるとおっしゃったんですけれども、どんな内容でこの審議会にかけるのか、

具体的に聞いています。鳥飼八町の問題もありますし、それから水洗化の問題もありますし、いろいろあると思うんですけども、3分の1が全部見直しの対象になるような、そんな計画ですよ。たった1枚なんです。前は1冊しかなかったですけども、今回は随分立派な表紙になっていますけれども、実効性が問われる計画ですから、しっかりとした文にさせていただくように、これは答弁をください。(発言終了のブザー音鳴る)

○木村勝彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 延命化に伴いまして、その先をどうするのかということでございます。確かに議員ご指摘のとおり、広域化という一つの手段がございます。もちろん他市との協議が要るということでございますけれども、今現在について、我々が他の市に対してどうこう言える立場、今の段階ではまだ具体的な提案ができてきておりませんけれども、今後については、お互いの利益になるということが大前提かと思っておりますので、これに対する一方的にうちの市だけが有利で相手がということでは乗ってきませんでしょうし、相手もそれは同じことだと思いますので、広域化することによってお互いの経費が削減でき、お互いの施設の運営がうまくいくといった方策を今後検討してまいりたいと考えております。

また、許可業者、事業系一般ごみの許可の問題で、増やすという答弁をいたしまして、それでどういうことが起きてくるかということでございますけれども、これにつきましては、先ほど議員のほうでもご指摘ありましたけれども、この調査でも載せておりますけれども、適正分別といったことが一つ。見ていただいたらわかりますように、直営であれば、直営の収集の場合、適正分

別が92%、委託収集が78%と、ここに差異がございます、現実として。これについては、もちろん検査等で適正にということで持っていっておりますけど、やはりそれについても、こういう許可をし、一定の競争を増やすということで、金銭的な競争もございまして、もちろん市内の企業が出されるごみですから、その請け負われる金額ということもございまして、我々としては、その競争の中で、分別していただくごみの質、これをやっぱり競争していただかないと困るというふうに思っておりますので、もちろん規制であったり検査であったりもいたしますけれども、業者自身がそれでないと今後生きていけないということを自覚していただけるような形の適切な競争は必要かと思ひ、今回の許可ということについても検討をいたし、またそういう方向で進みたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○木村勝彦議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 一般廃棄物処理基本計画の見直しの内容ということでございますが、本市の生活排水につきましては、最終的にはすべて公共下水道で処理するということを基本にしておりまして、この旨は計画書には記載させていただいております。また、一般廃棄物処理基本計画では、下水道で処理する区域を示すことになっているほか、し尿や浄化槽汚泥の発生量の見込みや、その適正な処理、さらには一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項がございます。このようなことを踏まえまして新たな計画を策定したいと、こう考えております。

以上です。

○木村勝彦議長 山本議員の質問が終わりま

した。

次に、森西議員。

（森西正議員 登壇）

○森西正議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、市営鳥飼野々団地、鯉生野団地跡地活用についてであります。

これは、先の第3回定例会におきましても、他の多くの議員が質問をされました。答弁があったかと思えますけれども、改めてお聞きしたいというふうに思います。市営鳥飼野々団地、鯉生野団地の跡地において、安威川以南のコミュニティ施設について議論が進められておりますけれども、現時点での進捗状況及び今後の進め方についてお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、災害時における民間事業所との協力体制についてですけれども、他の議員が、市内事業所、民間事業所との防災協定の現状について今議会でも質問されましたので、一時避難所をはじめ、現状については理解をいたしました。また、昨日、平成25年度中に地域防災計画を作成されとのご答弁もありました。それでは、東日本大震災以前よりのさまざまな民間事業所との防災協定を結ばれていたというふうに思えますけれども、どのような事業所、どのような締結を結ばれているのか、状況をお聞きしたいというふうに思います。

続いて、太陽光発電の普及促進についてですけれども、東日本大震災の原子力発電事故以降、以前より増して新エネルギーとして太陽光発電への関心が高まってきたように思います。太陽光発電の普及促進について、現状と市の取り組みについてお聞きいたします。

続いて、ランドセルの利用についてですが、小学校新入生に無償配布しているラン

ドセルは、摂津市独自の施策であり、他市に誇れるすばらしい制度であるというふうに思います。おじいちゃん、おばあちゃんからは、ランドセルのプレゼントが孫にできないという声もありますけれども、保護者からは負担が軽減されると喜ばれております。しかしながら、一方では、市民から、市から配布されているランドセルがまだ使えるのに、ランドセル以外のかばんを使用している児童が目につくという声もお聞きをします。ランドセルを十分に使用していない状況があるのではないかと、人間基礎教育で節約という観点も含め、現状についてお聞きします。

続いて、複数校合同による部活動実施についてですけれども、この点も以前より多くの議員が質問をされておりました。行きたい部活動がなく、行っている中学校で部をつくってくれないか、行っている中学校に部がなくても隣の部のある中学校で部活動が行われないかというような声があり、議会でも部活動の活性化についてさまざまな質問をされてきました。教育活動として大きな意義のある中学校部活動でありますけれども、学校ごとに設置している部が少し異なるのが現状であります。例えば、野球部は第一中学校と第三中学校の生徒が合同にて第一中学校で行う、ラグビーは第二中学校と第五中学校の生徒が合同にて第五中学校で行うというようなことも考えるべきだというふうに思えますけれども、子どもたち、生徒の選択の幅を広げるためには、複数校での合同部活動も必要ではないかと考えます。見解をお聞きします。

1 回目は以上です。

○木村勝彦議長 市長公室長。

（乾市長公室長 登壇）

○乾市長公室長 旧市営鳥飼野々、鯉生野団

地の跡地活用についてのご質問にお答えいたします。

安威川以南地域のコミュニティ施設につきましては、先の定例会に森山市長からご答弁申し上げましたように、まず、旧鰯生野団地跡地の一部を活用し、より身近で、だれもが集え使いやすい施設で、総合計画に掲げる協働の理念を生かせるような施設の整備をと考えているところでございます。

整備に向けての現時点の進捗状況につきましては、庁内検討会議を立ち上げて、茨木市や枚方市への視察内容の報告を行うとともに、安威川以南地域における各地域の特性を踏まえ、施設の目的や地理的配置のバランス、施設の機能、整備費の財源、管理運営方法等について検討を進めているところでございます。そして、来年度には、施設として必要とされる機能や管理運営方法等について、さまざまな立場の市民に率直な議論を行っていただけるような機会を設ける必要があると考えており、その場での議論を踏まえ、将来の実施設設計へとつなげてまいりたいと考えているところでございます。

また、順序といたしましては、まず旧鰯生野団地跡地へのコミュニティ施設を検討し、その後に旧鳥飼野々団地跡地の検討をしたいと考えているところでございます。

○木村勝彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ご質問の過去からの民間事業者との防災協定の内容について、従前からの防災協定についてお答えいたします。

平成12年に摂津市内郵便局の9局と災害時相互協力に関する覚書を締結し、被災市民の避難先や被災状況の情報提供、災害対策基本法適用時の郵便や為替預金、簡易保険の郵政事業にかかわる特別事業の取り

扱いなどを行うこととしています。その後、平成18年に摂津市建設業協会、平成19年に北摂建設業協同組合と災害時における緊急対策業務に関する協定を締結し、災害時の応急対策業務に対し、建設資材や労力の応援をしていただくものとなっております。また、平成20年に摂津市造園業協同組合と災害時における応援対策業務に関する協定を締結し、災害時の道路や公園の倒木・樹木の除去作業を応援していただくものとなっております。また、協定のほかに、平成18年に摂津市建設事業組合及び摂津市水道工事業協同組合から、平成20年には大阪府LPガス協会から災害復旧工事への協力の申し出をいただいております。また、災害時の飲料水の確保について、平成20年に近畿コカ・コーラボトリング株式会社と災害時における飲料の提供協力に関する協定書について締結しております。

以上が、過去の本市における防災協定の締結状況でございます。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 太陽光発電の普及促進についてのご質問にお答えいたします。

東日本大震災以降、電力不足などから自然エネルギーに関する関心が高まっており、本市におきましても、温暖化防止を進めるため、摂津市地球温暖化防止地域計画を策定し、市民、事業者、行政それぞれが相互に連携・協力を図り、CO2の削減に取り組むものとしております。

本計画の中では、再生可能エネルギーの活用を温暖化防止の施策の一つとしてあげており、市民に対しましては、地球温暖化に関心を持っていただく第一歩として進めております環境家計簿の普及促進に併せ、温暖化防止地域計画につきましてもPR・

啓発に努めているところであります。事業者につきましても、エネルギー削減の取り組みとして、太陽光発電システムを設置されますと、5年間について償却資産の固定資産税全額交付を受けられる摂津市企業立地等促進制度も設けております。

また、行政の取り組みといたしましては、鳥飼八町のリサイクルプラザ、南千里丘のコミュニティプラザ、また、市営住宅三島団地などの新たな公共施設につきましては、太陽光発電システムを導入し、率先して自然エネルギーの活用に努めているところでございます。

○木村勝彦議長 教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 小学校の新入生に無償配布しているランドセルの使用についてのご質問にお答えいたします。

小学生、新入生のランドセルのプレゼントは、入学への期待感を高めること、保護者への負担軽減などをねらいとして、昭和50年度、新入生へのプレゼントから始めた制度で、今年も市内10小学校に入学予定のお子さんにプレゼントいたしました。

さて、ランドセルの使用状況でございますが、学校によって状況の違いはございますが、小学校3年生ぐらいまでの使用率は高い状況にあり、特に小学校低学年ではほぼ全員が使用していると聞いております。また、4年生のころから使用しなくなる児童が増え始めるという状況があるということでございますが、理由といたしましては、ランドセルの傷みが激しくなっていること、児童の成長によりランドセルが小さくなっていること、違うかばんを使用し始めた児童の影響を受けることなどがあげられます。

小中学校においては、人間基礎教育が当

たり前の教育として浸透してきており、物を大切にする節約の心についても大切にいたしております。ほぼすべての1年生は、プレゼントされたランドセルを背に元気に当校しておりますが、その姿も一つの教材として、今後も節約に関して指導を続けてまいりたいと考えております。

次に、子どもたちの部活動の選択の幅を広げるためには、複数校での合同部活動が必要ではないかとのご質問にお答えいたします。

本市立中学校においては、平成24年度の部活動入部率が87%であり、部活動に対する期待の大きさを感じさせられる数字となっております。この部活動の編成・運営は、規模や実態に合わせて学校が主体的に行い、教職員の熱意によって支えられてまいりましたが、生徒数の減少による学校の小規模化などにより、部活動を維持できないケースも生じてきております。こうしたことから、現在の各部の部活動編成が、議員ご指摘のとおり、必ずしも生徒、保護者のニーズに沿ったものではないという状況も一部にはございます。

そこで、本市の中学校部活動の実態や課題を把握し、今後の部活動のあり方についてまとめるために、中学校部活動振興相談員を今年度1名配置いたしました。相談員は、各校を訪問し、経験の浅い教員の相談や部活動運営に関する指導を行いながら、各校の部活動の実態を把握してまいりました。今後は、各校が合同部活動の編成・運営を積極的に準備していけるよう、市としての方針の作成や合同部活動実施についてのルールづくりを進める予定でございます。

○木村勝彦議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

市営鳥飼野々団地、鰺生野団地の跡地活用についてですけれども、鰺生野団地跡地へのコミュニティ施設を検討し、その後に鳥飼野々団地跡地の検討をしたいという答弁でありました。では、先の話になりますけど、用地の残地が確定した場合に、民間が公共的に活用したいというふうな申し出があった場合どうするのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続いて、災害時における民間事業所との協力体制についてですけれども、以前よりさまざまな民間事業所と協力体制を結ばれておりますけれども、では、協力事業者に具体的にどのような活動を要請するのか、そしてまた、あらかじめ担当区域といえますか、区域を分けておくべきだというふうに思うんですけれども、その点、お聞きしたいというふうに思います。

続いて、太陽光発電の普及促進についてですけれども、この点も他の議員も今まで質問をされてこられましたけれども、太陽光発電に対する国・府の補助制度がございます。そして、府下の他市町村でも補助制度が実施をされておりますけれども、摂津市として独自の補助制度の創設をどのように考えておられるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続いて、ランドセルの利用についてですけれども、子ども・児童の体が成長段階で、手提げかばんや肩かけかばんなどを使用し、体の片側一方に重量が負荷されると、骨が曲がって成長するなどの悪影響というのは出ないのか、ランドセルのほうは子ども・児童の成長にとっていいのではないかとこのように思うんですけれども、その点、お聞きをしたいというふうに思います。

続いて、複数校合同による部活動実施についてですけれども、市として指針の作成

や合同部活動実施についてのルールづくりを進める予定であるという前向きなご答弁であつたというふうに思います。顧問が異動や退職になると、今まで活発であつた部活動がなくなったり、そして弱体化したりしているのが現状であります。子ども、生徒からしますと、その段階で夢をあきらめたり、また、素質があるにもかかわらず開花されなかったりというケースも実際にあるのかというふうに思います。部活動では、やはりあいさつ、規律やルールを守ること、そしてまた集団生活の大切さ、そして上下関係、努力すること、汗をかくこと、苦しいことから逃げ出さないことなどなど、さまざまなことを学び、人として成長させてくれる場だというふうに思うんですけれども、この点は、先ほど前向きな答弁をいただきましたので、早急に複数校合同による部活動実施について、これは実現をぜひとも期待したいと思いますので、要望とさせていただきます。

以上、2回目です。

○木村勝彦議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の旧団地の用地の残地が確定した場合、民間が公共的に活用したい申し出があった場合についてでございますが、市営の旧鳥飼野々団地につきましては、平成24年8月7日に解体工事に着手し、12月14日に工事を完了しております。また、旧の鰺生野団地につきましては、周辺住民への説明会を終え、現在、解体工事着手に向けて準備作業を進めております。両団地の跡地につきましては、今後の公共施設整備の財源として一部売却することを考えております。売却に当たりましては、土地に対する鑑定評価を行い、予定価格を決定し、競争入札を行う予定としております。

それと、防災の協力してもらおう事業者による応急対策の活動についてお答えいたします。

締結いたしております協定では、実際の応急対策に対し、市は応援を必要とする日時、場所、建設資材や人員などを明記した要請書を持って要請するものとなっておりますが、時間的余裕がない場合、災害時ということで、こういうケースが多いと思いますが、口頭で要請することといたしております。東日本大震災では、地震や津波により倒壊した建物の瓦れきが道路をふさぎ、被災者の救出や支援、応急対策を行う大きな障害となっております。その後、民間建設事業者や自衛隊などの懸命の除去作業が行われ、通行できる道路が確保されました。これらの道は命の道と言われております。このように、大災害が発生した場合、いち早く道路を復旧することが非常に重要であると考えております。市内建設事業者との連携は不可欠なものとなっております。市では、毎年の防災演習を通じ、建設事業者との連携を図っていますが、今後はより具体的な応援方法の確立や緊急連絡体制など、詳細な応援体制の構築に向け、事業者と調整を図ってまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 太陽光発電システムに対する補助制度につきましてですが、現在、国が1キロワット当たり3万円から3万5,000円の補助を実施しており、大阪府におきましても、平成24年度から1設備当たり150万円を限度に融資を行う住宅用太陽光発電設備設置特別融資制度を創設されております。また、太陽光発電に伴う余剰電力の買い取りにつきましても、10年間、固定価格での買い取り制度が実施され

るなど、いろいろな形で太陽光発電システムに対する支援が行われております。

府下市町村の状況でございますが、43市町村のうち16市町で独自の補助制度が実施されておりますが、ここ一、二年は補助制度の廃止や補助金を減額する市も見られるなど、市町村の対応もさまざまでございます。

現在、国においてはエネルギー基本計画の見直しに着手されておりますが、再生可能エネルギーの活用や原子力エネルギーの取り扱いなどについて非常に議論が分かれており、エネルギー施策の方向性が不透明な状況にありますことから、本市独自の補助制度につきましては、今後の国や大阪府の動向を見きわめた上で検討してまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 教育次長。

○馬場教育次長 ランドセルの効用でございますけれども、おっしゃっていました手提げかばんや肩かけかばんをどの程度使用すれば子どもたちに影響が出るかについては、ちょっと私どもはデータを持ち合わせておりません。しかし、小学生1年生にランドセルをプレゼントすることのねらいの一つとしては、先ほど申し上げましたこと以外に安全への配慮もあると思います。両手がふさがっている状態で移動する、そういうことは、通学が不慣れで、まだ体の小さな1年生にとっては危険なことも考えられ、ランドセルの使用は安全の確保という意味でも大変効用があると、そういうふうに考えます。ランドセルを使用しなくなった高学年の児童が、遠足などの校外学習の際にランドセルのケースも見られると聞いております。これは、安全への意識や物を大切に使うという意識が児童や保護者にも浸透していることのあらわれの一つではないか

とも考えております。

今後とも、プレゼントいたしておりますランドセルについて考えることも一つのきっかけとして、節約や安全について子どもたちに考えさせてまいりたいと思います。また、このことが、児童の生活にかかわることでもございますので、学校と家庭、そして地域とが連携して、さらに充実した制度にしていきたいと考えております。

以上です。

○木村勝彦議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

市営鳥飼野々団地、鯉生野団地跡地活用についてですけれども、跡地については一部売却を考えているということでありまして、けれども、町営団地を整備するときに、三島町に安価で提供された方は、三島町営住宅の用地として提供したのであるから、市にはぜひ公共的な利用をお願いしたいというふうな、そういう声がございます。提供された方の声をぜひとも大事にしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

私は、昨年、平成23年第4回の定例会におきまして、ふれあいルームの跡地の件で質問をさせていただきました。ふれあいルーム跡地を売却したときに、初めは福祉施設という条件を出されて公募をされましたけれども、参加の募集が結果的にはありませんでした。これは10月17日に募集要項を配布されて、11月11日にプレゼンテーション実施というタイムスケジュールでありまして、これは幾らなんでも短過ぎるのではないかと、そういうふうな質問をさせていただいて、問題があるのではないかとというような質問をさせていただいた

んですけれども、また、福祉施設としては価格が高過ぎて購入するには厳しいというふうな声も当時ございました。福祉施設であるならば、関係団体もしくは他の施設の協議・調整、府との調整、自己資金においての資金調達などで金融機関等も協議しなければなりませんし、そういうふうな問題があるにもかかわらず短かったということですね。結果は、ふれあいルーム跡地は不動産会社が分譲住宅として開発をされたんですけれども、昨日、他の議員が保育所の待機児童解消について質問されていましたけれども、私は、今さら言うてもあれですが、ふれあいルームの跡地が民間保育所として開設されていれば、安威川以北や南千里丘地区の保育所の待機児童の解消が図られていたのではないかというふうに思うんです。公共的な施設には広大な敷地が必要であり、市内に広大な敷地というのはなかなかありません。計画を持って、将来、市にとって、また、その地域にとってどのような施設が必要なのか、少し時間がかかってでも考えるべきだというふうに思うんです。安威川以南のコミュニティ施設というような議論が出ておりますけれども、市民に寄与する公共的な施設の検討について、その点、副市長にお答えをいただけたらというふうに思います。

続いて、災害時における民間事業所との協力体制についてですけれども、今後より具体的な応援方法の確立や緊急連絡体制など、詳細な応援体制構築に向け、協力していただく事業所と調整を図っていくことでありましたけれども、大規模災害が発生したときに、市域全域が災害を受けた場合、協力事業所が速やかに対応できるように、仮に中学校区ごととか小学校区ごとなどに担当区域を決めるべきであろうかと

いうふうに思います。地元の協力事業者が第1次協力、隣接区域を第2次協力、第3次協力などのように、その地域に協力事業者がいなければ隣接する地域の協力事業者が担っていただくというような詳細な体制づくりを、この点は要望とさせていただきますので、ぜひとも考えていただきたいと思いますというふうに思います。また事業所とも調整を図っていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、太陽光発電の普及促進についてですけれども、第4次総合計画の「みどりうるおう環境を大切にすまち」の「地球にやさしく美しい住みよいまちにします」の「環境への負荷が少ないまちにします」の課題の中に、「太陽光発電などによる新エネルギーの導入にも取り組む必要があります」というふうになっております。補助制度は、国・府の動向を見るということでもありますけれども、太陽光発電を進めていくのであれば、本市独自の補助制度も考えるべきであるというふうに思います。この点に関しては答弁は結構です。そしてまた、既存の住宅の屋根にパネルの重量に耐えられないというようなパネルの設置が困難な住宅が多く現在ございますけれども、できれば、やはり新築住宅の屋根にパネルの重量に耐えることができる構造や、新築住宅に積極的な導入を市として働きかけるべきだというふうに思うんですけれども、その点に関してはお聞きしたいというふうに思います。

続いて、ランドセルの利用についてですけれども、1回目で答弁をいただきましたけれども、ランドセルを使用できるにもかかわらず、友達がランドセルから違うかばんにかえたときに、私も友達と同様に違うかばんにかえるということがあるというふ

うなことでありますけれども、それでは、毎日子ども・児童の行動を見ている教師は、まだ使用ができるというランドセルから違うかばんにかわっていれば、その点疑問に感じないのか、もっとそのランドセルを使えるんだから利用すべきだと、そういうふうな指導や教育をするべきだと思うんです。学校や教師からしますと、そういう点は家庭で教えるべきだと言うのかもわかりませんが、家庭で教えることがなかなかできないというような、こういう社会になっておりますけれども、直接子ども・児童に携わる学校教師が児童に教えなければ、だれも教える者がおらないということになってきますので、節約の心、物を大切にする心、そういうふうな心を育てていかなければならないというふうに思いますけれども、その点に関しては見解をお聞きしたいというふうに思います。

そしてまた、高学年になると体が大きくなってランドセルが小さくなるという高学年でも、ふだん使用していないランドセルを校外学習などの際には使用している児童がいるという答弁でありました。実際、1年生から6年生まで体は本当に大きく成長します。それが同じサイズのランドセルを小学校1年生から6年生までずっとつけるというのは、やはりこれはいかがなものかなというふうには思います。それであるならば、高学年の児童が使用するランドセルというものをつくってはどうかというふうに思うんですけれども、その点、お伺いをしたいというふうに思います。

それと、最後になりますけれども、これは人間基礎教育という点で市長にお聞きをしたいというふうに思うんです。節約の心、物を大切にする心というふうな部分で、人間基礎教育、こういうふうにおっしゃって

おられます。摂津市が配布するランドセルというのは、毎年新聞にも記載をされるようなことがございまして、他市の方からも注目をされておるといことだろうというふうに思いますけれども、その点、ランドセルの利用について、人間基礎教育という節約、物を大切にするという観点から、どのような考えを持っておられるのか、お聞きしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○木村勝彦議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 新築住宅への太陽光発電システムの導入でございしますが、議員ご指摘のとおり、太陽光パネルは住宅の屋根に載せますことから、既存住宅では補強等が必要な場合もあり、新築時に導入するほうが導入しやすいと考えております。摂津市地球温暖化防止地域計画では、住宅の省エネルギー化について、環境に配慮した住宅・建物の推進を温暖化防止施策の一つにあげており、住宅の断熱や気密化、また自然の光や風などの活用による冷暖房の使用の減少に努めるものとしております。

太陽光発電システムは、CO₂の削減や節電だけでなく、災害による停電時などにも活用することも考えられますことから、住宅の断熱化などと併せ、太陽光発電システムの導入につきましても検討していただけるよう、国の補助金などの支援制度も含めPR・啓発に努めてまいりたいと考えております。

○木村勝彦議長 教育次長。

○馬場教育次長 ランドセルの使用のことについて、例えば、高学年になって、それを別の方が使っているから使うとか、そういったときのことで、物を大切にするというところ、そういった形をどうするかということなんですけれども、基本的には、この

ランドセルについて、やはり大事に使っていただきたいということについては、私どももそう思います。ランドセルにかかわらず、やはり物を大切にするであるとか節約をするであるとか、そういったことについては学校教育の中の道德のところでも教育をしている内容でございしますので、ランドセルを一つの教材としてそういったことを訴えていくことも必要だと思っております。

それと、高学年用のランドセルというご提案がございましたが、このランドセルは、先ほど申しましたように、1年生に入るお子さんに市としてお祝いすると、そういう趣旨で始まったものでございまして、サイズそのものも、やはり小学校1年生が使えるような大きさとか軽さとか、そういった分でお渡ししております。私どもは高学年の分を今直ちにどうするかということについて検討するデータを持っておりませんので、一つのご提案として伺わせていただきます。

○木村勝彦議長 副市長。

○小野副市長 ふれあいルーム跡地の売却にかかわって、その売り方について十分な検討をした上でというご提案でございます。それで、ふれあいルームの内容から、ご存じのように、現在、売り方として、いわゆる100平米を基本にして売却するということで、たしか今14軒、その横には、隣地の公園に付随して防災広場という名称で100平米を出して防災倉庫で使ってもらっており、そして隣地公園との自由に行き来すると。担当から聞いていますのは、非常にやはり14軒の住環境はなかなかいいというふうに聞いておりますし、この防災公園としてまた100平米をつけたことも喜ばれておると。これはこれで、結果として公共用地を売る形の中で一定の中身をで

きたというふうには考えております。

それで、今、総務部長が言いましたように、今ご提案の中身で、そのことは別に否定いたすものではございません。いたしません、仮に、土地の高い安いということのご提案もあったんですが、そういうことをもしも考えるならば、本市のまちづくり、地域とのまちづくりで、だれに買われてもいわゆる鑑定価格でない価格で売るとするならば、それは市民の大事な財産でございますから、十分な説明責任が要するというふうに思います。そこがなければ、それがいい提案だったとしても、なかなかそういう形には、手続きの透明性、説明責任ということはきちつとしないかならないというふうに思いますので、そういうことも考えながらこの内容を整理してまいりたいというふうには思っております。

ただ、この両団地の跡地は、今後の公共施設整備の財源として売却をするという基本は基本として持っていきたいと思っております。その上で、このふれあいルームと同様に敷地面積が広いということと、周辺住民に与える影響も考えることから、地域のまちづくりに寄与して、地域の住環境にも配慮した条件づくりが必要というふうに考えております。いま一度整理いたしますが、いずれにいたしましても、公共施設の跡地であるということ、この基本を十分踏まえて、その観点から地域の活性化、本市のまちづくり、そして人口増が見込める良好な住環境ができると、こういったことを基本にしながら一定の方向を示し、考え方を整理して、また議会にも一定の方向を示したいということを考えているところでございます。

○木村勝彦議長 市長、答弁。

○森山市長 ランドセルの話から人間基礎教

育の話になったと思いますけれども、あれもしてほしい、これもしてほしい、あれもしまししょう、これもしまししょうと言いますね。お金さえあれば何でもおいしいもんを食べられる、お金さえあれば何でも手に入るといいですか、そんな時代が長いこと続いたと思うんですけれども、その時代に生まれ育つと、前にも言いましたけども、うまくいって当たり前なんです。何か都合が悪いと文句を言う、不足を言う、これはやむを得ないですね。そういうことになるんですが、そこには感謝という気持ちが出てこないですね。物を大切にするのは、ありがたいなと思うから、ああ、これを大切にしようということになっていくんだと私は思うんですけれどね。そういう意味では、今の若い世代の方は、そういう時代に生まれ育って何かそういうことになってしまったのではないかなと思っています。

一時、ばらまき福祉という言葉がよく使われた時代があったんですけれども、あれもあげましよう、これもあげましよう。本当に困っている人に手厚く与える、それなりの人にはちょっと辛抱してくださいじゃない、どれもなべてすべて渡すと、片一方は、もう一つ感動してくれないといいですか、みんなが一生懸命働いて納めた税金で買っているということがわからないんですね。このランドセルも、確かにいい制度でマスコミでも取り上げていますけれども、もしもそういうことになっておるのであれば、これはやっぱりしっかりと一遍考えないかと。それで、学校の先生というより、先ほど議員もおっしゃいましたけども、家庭のお母さん、お父さんに、お父さん、お母さんがこういうことでできないのであれば、学校の先生にせえと言うたって、これは無理だと思います。だから、私は予算を

計上するほうでありますから、教育委員会に言って、みんなが一生懸命働いて納めた税金でいただいているこのランドセル、みんな大切に使おうやないかということを学校の先生にももちろん言っていただくし、家庭にももう一度徹底したいなと思っています。

以上です。

○木村勝彦議長 森西議員の質問が終わりました。

以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第54号など12件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

(三好義治総務常任委員長 登壇)

○三好義治総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

12月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第54号、平成24年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分、議案第62号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件、議案第63号、摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第66号、摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件の以上4件について、12月11日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○木村勝彦議長 建設常任委員長。

(野原修建設常任委員長 登壇)

○野原修建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の審査報告を行います。

12月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第54号、平成24年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分、議案第55号、平成24年度摂津市

水道事業会計補正予算(第1号)、議案第57号、平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議案第61号、淀川右岸水防事務組合規約の一部を変更する規約制定の件及び議案第65号、摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件の以上5件について、12月7日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査した結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○木村勝彦議長 文教常任委員長。

(大澤千恵子文教常任委員長 登壇)

○大澤千恵子文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

12月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第54号、平成24年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分について、12月11日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○木村勝彦議長 民生常任委員長。

(森内一蔵民生常任委員長 登壇)

○森内一蔵民生常任委員長 それでは、ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

12月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第54号、平成24年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分、議案第56号、平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第58号、平成24年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第59号、平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)及び議案第64号、摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条

例制定の件の以上の5件について、12月7日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

○木村勝彦議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号及び議案第66号を一括採決します。

本12件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、本12件は可決されました。

日程3、議会議案第12号など2件を議題とします。

お諮りします。

本2件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略す

ることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第12号及び議会議案第13号を一括採決します。

本2件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦議長 異議なしと認め、本2件は可決されました。

以上で本日の日程は終了し、これで平成24年第4回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後2時14分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 木 村 勝 彦

摂津市議会議員 野 口 博

摂津市議会議員 村 上 英 明

☆ 添 付 資 料

平成24年第4回定例会審議日程（案）

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
12 / 6	木	本会議（第1日）	委員長報告（継続分） 提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 ----- （議会議案届出締切 17:15）	10:00
7	金		建設常任委員会（第一委員会室） 民生常任委員会（第二委員会室）	10:00 10:00
8	土			
9	日			
10	月			
11	火		総務常任委員会（第一委員会室） 文教常任委員会（第二委員会室） ----- （一般質問届出締切 12:00）	10:00 10:00
12	水			
13	木			
14	金			
15	土			
16	日			
17	月			
18	火		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
19	水			
20	木	本会議（第2日）	一般質問	10:00
21	金	本会議（第3日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案 ----- 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

平成 2 4 年第 4 回定例会

〈総務常任委員会〉

- 議案 第 54 号 平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号）所管分
- 議案 第 62 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 63 号 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 66 号 摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

- 議案 第 54 号 平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号）所管分
- 議案 第 55 号 平成 2 4 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案 第 57 号 平成 2 4 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案 第 61 号 淀川右岸水防事務組合規約の一部を変更する規約制定の件
- 議案 第 65 号 摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教常任委員会〉

- 議案 第 54 号 平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号）所管分

〈民生常任委員会〉

- 議案 第 54 号 平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号）所管分
- 議案 第 56 号 平成 2 4 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案 第 58 号 平成 2 4 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案 第 59 号 平成 2 4 年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案 第 64 号 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

平成24年第4回定例会 一般質問要旨

質問順位

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| 1 番 野原修議員 | 2 番 嶋野浩一郎議員 | 3 番 上村高義議員 |
| 4 番 村上英明議員 | 5 番 三好義治議員 | 6 番 山崎雅数議員 |
| 7 番 藤浦雅彦議員 | 8 番 弘豊議員 | 9 番 山本靖一議員 |
| 10 番 森西正議員 | | |

野原修議員

- 1 行財政改革推進に伴う職員の育成と組織の活性化について
 - (1) 上下水道統合に対する取り組みについて
 - (2) 公共施設の安全管理に対する取り組みについて
- 2 摂津のまちづくりについて
 - (1) 都市計画道路の現状と将来に対する取り組みについて
- 3 災害に強いまちづくりについて
 - (1) 消防における学生インターンシップの現状と今後の取り組みについて

嶋野浩一郎議員

- 1 乳幼児健康診査事業について
- 2 地域福祉活動拠点について
- 3 防災について
 - (1) 市内事業所との防災協定の現状について
 - (2) 防災意識の向上について
- 4 小学校での英語教育について
- 5 総合窓口の設置について

上村高義議員

- 1 淀川河川公園（鳥飼中地区）の整備について
 - (1) 淀川河川公園（鳥飼中地区）の整備計画について
 - (2) 淀川河川公園グラウンドの摂津市民優先利用について
- 2 治安の観点からみた淀川堤防除草について
- 3 消防行政の広域連携の取り組み状況について
- 4 水道事業の広域連携取り組み進捗について

村上英明議員

- 1 避難所担当職員について
- 2 避難所の自立的な電源確保について
 - (1) 小中学校の自立的な電源確保について
 - (2) 体育館・スポーツセンター・公民館・図書館の自立的な電源確保について
 - (3) コミュニティプラザの自立的な電源確保について
- 3 避難所付近におけるバッテリー式避難誘導灯（LED防犯灯）の設置について
- 4 交差点付近での街路樹規制について
- 5 新幹線公園桜並木延長事業について
 - (1) 路線名の改名について
 - (2) 道路整備並びに駐輪場・駐車場の整備について

三好義治議員

- 1 市の地震・水害に備えた防災の取り組みについて
- 2 指定管理者制度について
- 3 保育需要の対応と待機児童の解消について
- 4 地域産業の振興について

山崎雅数議員

- 1 味舌小学校跡地（味舌スポーツセンター）の活用について
- 2 避難場所の指定と被災者数の予想について
- 3 予算で示された道路事業計画の進捗について
- 4 中小企業金融円滑化法の期限の平成25年3月を前にして、市の融資施策の拡充を。

藤浦雅彦議員

- 1 市民の健康を守るまちの構築について
 - (1) いきいき健康づくりグループの育成支援及び会場費の減免制度創設について
 - (2) 「いきいき健康ポイント制度」を創設し、健康まつりや健康講座の参加者、75歳以上の介護保険未利用者や国民健康保険の一定額以下の利用者などにそれぞれポイントを決めて付与し、健康グッズに交換することができるなど本市独自の制度を設けることについて
 - (3) 高齢者肺炎球菌ワクチンの接種助成制度の創設について
- 2 地域経済の活性化を図るため、緊急経済対策としてのプレミアムつきセッピー商品券第5弾を発行することについて
- 3 就学援助で学校病などの医療券利用者に対する年度替わりの空白期間解消策について
- 4 境川のグランドハイツ前の閉鎖されている堤防については、閉鎖された直後に担当課で計画性をもって整備していくと言っていたが、いつになったら整備が始まるのか近隣の住民から声が上がっている。計画の中身とスケジュールを示されたい。
- 5 阪急京都線の連続立体交差事業についての進捗状況と今後の見通しについて

弘豊議員

- 1 高齢者の暮らしを守る施策について
 - (1) 水道料金福祉減免制度の廃止に伴う影響について
 - (2) 高齢者世帯民間賃貸住宅家賃助成制度の拡充について
 - (3) 地域福祉活動拠点の今後の整備について
 - (4) 高齢者のニーズに合ったバス路線の検討がされているのか。
- 2 介護保険制度について
 - (1) 今年の介護報酬改定の影響について
 - (2) 第5期せつつ高齢者かがやきプランについて
 - (3) 介護保険料の払えない無年金、低年金高齢者の実態について
- 3 中学校給食について

山本靖一議員

- 1 一般廃棄物処理基本計画について

森西正議員

- 1 市営鳥飼野々団地、鯨生野団地の跡地活用について
- 2 災害時における民間事業所との協力体制について
- 3 太陽光発電の普及促進について
- 4 ランドセルの利用について
- 5 複数校合同による部活動実施について

議決結果一覧

議案番号	件 名	議決月日	結果
報 告 第 10 号	平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）専決処分報告の件	1 2 月 6 日	承認
認 定 第 1 号	平成 2 3 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 6 日	認定
認 定 第 2 号	平成 2 3 年度摂津市水道事業会計決算認定の件	1 2 月 6 日	認定
認 定 第 3 号	平成 2 3 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 6 日	認定
認 定 第 4 号	平成 2 3 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 6 日	認定
認 定 第 5 号	平成 2 3 年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 6 日	認定
認 定 第 6 号	平成 2 3 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 6 日	認定
認 定 第 7 号	平成 2 3 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 6 日	認定
認 定 第 8 号	平成 2 3 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 6 日	認定
議 案 第 54 号	平成 2 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号）	1 2 月 2 1 日	可決
議 案 第 55 号	平成 2 4 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 2 月 2 1 日	可決
議 案 第 56 号	平成 2 4 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	1 2 月 2 1 日	可決
議 案 第 57 号	平成 2 4 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 2 月 2 1 日	可決
議 案 第 58 号	平成 2 4 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	1 2 月 2 1 日	可決
議 案 第 59 号	平成 2 4 年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	1 2 月 2 1 日	可決
議 案 第 60 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	1 2 月 6 日	同意
議 案 第 61 号	淀川右岸水防事務組合規約の一部を変更する規約制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議 案 第 62 号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議 案 第 63 号	摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議 案 第 64 号	摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議 案 第 65 号	摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議 案 第 66 号	摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議会議案 第 12 号	メタンハイドレートの実用化を求める意見書の件	1 2 月 2 1 日	可決
議会議案 第 13 号	次代を担う若者世代支援策を求める意見書の件	1 2 月 2 1 日	可決